

筑西市地域防災計画

(令和2年度 修正)

資料編

筑西市防災会議

目 次

1 総則	1
1-1 筑西市防災会議委員名簿	1
1-2 防災関係機関窓口	2
1-3 筑西市防災会議条例	6
1-4 筑西市災害対策本部条例	8
1-5 筑西市災害対策本部規程	9
1-6 筑西市災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規程	19
2 協定及び広域応援	21
2-1 消防相互応援協定	21
(1) 茨城県広域消防相互応援協定書	21
(2) 消防に関する応援協定一覧	24
2-2 相互応援に関する協定	25
(1) 災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）	25
(2) 茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定	33
(3) 災害時相互応援等協定一覧（公的機関）	35
2-3 筑西市災害応援協定一覧（民間企業・団体等）	36
3 地震及び気象に係る基礎データ	40
3-1 気象庁震度階級関連解説表	40
3-2 警報・注意報基準一覧表	44
3-3 台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン	45
4 情報通信	47
4-1 茨城県防災情報ネットワークシステム構成図	47
(1) 茨城県防災通信システム多重回線経路図（将来計画含む）	47
(2) 防災情報ネットワークシステム構成図	48
4-2 非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関	49
4-3 非常・緊急用電報の内容等	50
4-4 消防本部（署）無線基地局	51
4-5 筑西市防災行政無線同報系 設備概要	51
4-6 災害時の広報文例	52
(1) 水災警戒時の広報文例	52
(2) 災害発生時の広報文例	52
(3) 復旧時の広報文例	57
5 避難場所	59
5-1 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧	59
(1) 指定避難所	59
(2) 指定緊急避難場所	59
5-2 福祉避難所	64
5-3 指定避難所等位置図	65
5-4 災害時における救援対策活動拠点設置予定校一覧	66

6 危険箇所等	67
6-1 法規等に基づく危険区域等指定一覧.....	67
6-2 重要水防箇所.....	67
(1) 重要水防箇所 国土交通省下館河川事務所指定.....	67
(2) 重要水防箇所 茨城県指定.....	76
6-3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域.....	76
6-4 路面冠水箇所.....	78
7 危険物施設・毒性ガス	79
7-1 危険物製造所等の現況.....	79
7-2 火薬等取締対象施設の現況.....	79
8 輸送	80
8-1 緊急輸送道路.....	80
8-2 公用車保有状況.....	81
8-3 緊急通行車両確認のための標章・標示等.....	82
(1) 緊急通行車両確認のための標章.....	82
(2) 緊急通行車両以外の車両通行止標示.....	82
9 災害時医療・災害時要配慮者	83
9-1 広域災害・救急医療情報システム参加医療機関(緊急告示医療機関).....	83
9-2 病院・有床診療所一覧.....	83
10 保健・衛生	84
10-1 ごみ処理施設.....	84
(1) ごみ焼却施設.....	84
(2) 粗大ごみ処理施設.....	84
10-2 し尿処理施設.....	84
10-3 火葬場.....	84
11 備蓄	85
11-1 県西地区防災活動拠点防災備蓄一覧.....	85
11-2 市の備蓄状況.....	85
12 災害救助法の適用	87
12-1 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表.....	87
12-2 災害救助法適用基準世帯数一覧表.....	92
13 河川及び水防	93
13-1 河川の水位標の位置、水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位(国の機関が行う水位情報の通知及び周知).....	93
13-2 河川の量水標の位置、水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位(県知事が行う水位情報の通知及び周知).....	93
13-3 水防資機材一覧.....	94
14 文教・福祉施設	95
14-1 教育施設.....	95
(1) 学校施設.....	95

(2) 給食センター	95
(3) 認定こども園・幼稚園	95
14-2 要配慮者利用施設	96
15 文化財	107
15-1 国指定文化財	107
15-2 国登録文化財	107
15-3 県指定文化財	107
15-4 市指定文化財	108
16 消防団・消防車両保有状況等	112
16-1 各消防団の担当地区	112
16-2 筑西市消防団（水防団）組織図	114
16-3 消防車両保有状況	115
16-4 筑西市自主防災組織一覧	116
17 ヘリコプター	117
17-1 防災航空隊離発着場	117
17-2 市におけるヘリコプター受入れ要領	118
17-3 県ヘリコプターの出動要請に関する事項等	119
17-4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援フロー	126
18 様式	127
18-1 職員動員に関する様式	127
(1) 勤務時間外動員用職員名簿	127
(2) 非常配備体制別配備人員名簿	128
(3) 職員参集（予定・報告）表	129
18-2 筑西市の報告等様式	130
(1) 受・発信用紙	130
(2) 被害報告関係	132
(3) 要請情報	136
(4) 災害対策従事者名簿	139
(5) 災害対策活動実施状況報告	140
(6) 避難の状況	141
(7) 避難所・救護所開設の状況	142
(8) 救援物資等給与状況	143
(9) 物資経理状況	144
(10) 記者会見資料の様式	145
18-3 県への報告等	146
(1) 市町村行政機能チェックリスト	146
(2) 火災等即報 第1号様式（火災）	147
(3) 火災等即報 第2号様式（特定の事故）	148
(4) 火災等即報 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）	149

(5) 火災等即報 第4号様式(その1)(災害概況即報)	150
(6) 火災等即報 第4号様式(その1)別紙	151
(7) 火災等即報 第4号様式(その2)(被害状況即報)	152
18-4 調査票及びり災証明書等様式	156
(1) り災証明交付申請書	156
(2) 被災世帯(事業所)調査票	157
(3) り災証明書	158
(4) り災証明書発行済者名簿記録	159
(5) 被災届出受理証	160
18-5 自衛隊への災害派遣要請に関する様式	161
(1) 災害派遣要請依頼	161
(2) 災害派遣部隊撤収依頼	162
(3) 災害派遣担任区域図	163
18-6 緊急通行車両確認のための様式	164
18-7 応急医療救護に関する様式	165
(1) 医療救護班診療記録	165
(2) 医療救護班医療衛生材料使用簿	167
(3) 医療救護班の編成及び活動記録(集計報告)	168
(4) 医療品衛生材料受払簿	169
18-8 避難所運営のための様式	170
(1) 避難者名簿(避難所入所記録簿 市民用)	170
(2) 避難者名簿(避難所入所記録簿 市民以外用)	171
(3) 避難所収容状況調	172
(4) 物品の受け払い簿の様式	173
(5) 避難所日誌の様式	174
18-9 義援金領収書の様式	175
18-10 捜索受付から火葬・埋葬までの各様式	176
(1) 行方不明者等受付簿	176
(2) 災害死体調書	177
(3) 氏名札	178
(4) 災害死体送付票	179
(5) 災害死体処理票	180
(6) 遺留品処理票	181
(7) 災害死体捜索状況記録簿	182
(8) 災害死体処理台帳	183
(9) 埋葬台帳	184
18-11 水防計画に係る各様式	185
(1) 下館河川事務所報告	185
(2) 水防てん末報告書	187

(3) 水防備蓄資器材の現況報告	188
------------------------	-----

1 総則

1-1 筑西市防災会議委員名簿

(令和3年3月19日現在)

役職名		備考
会長	筑西市長	
委員	筑西市 副市長	
〃	筑西市 教育長	
〃	筑西広域市町村圏事務組合 消防本部 消防長	
〃	筑西市消防団 団長	
〃	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 所長	
〃	関東地方整備局 下館河川事務所 所長	
〃	茨城県 県西県民センター センター長	
〃	茨城県 筑西土木事務所 所長	
〃	茨城県 筑西保健所 所長	
〃	茨城県警察 筑西警察署 署長	
〃	東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社長	
〃	東日本電信電話株式会社 茨城支店長	
〃	東日本旅客鉄道株式会社 下館駅長	
〃	茨城県トラック協会 水戸線支部長	
〃	関東鉄道株式会社 下館駅長	
〃	真壁医師会 筑西支部長	
〃	たまり場・たろう 代表	
〃	筑西市消費者団体連絡会 会長	
〃	筑西市自治会連合会理事 養蚕支部長	兼 深見自主防災組織代表
〃	筑西市地域女性団体連絡会 会長	
〃	茨城県防災士会所属 防災士	
〃	筑西市 市長公室長	
〃	筑西市 総務部長	
〃	筑西市 保健福祉部長	
〃	筑西市 土木部長	
〃	筑西市 教育部長	
〃	筑西市 市民環境部長	
〃	筑西市 子ども部長	

1-2 防災関係機関窓口

(令和3年3月現在)

区分	機 関 の 名 称	電 話 (ネットワークシステム)	F A X (ネットワークシステム)
市	筑西市役所	0296-24-2111 (705-409)	0296-24-7333 (705-300)
	〃 関城支所	0296-37-6111	0296-37-3456
	〃 明野支所	0296-52-1111	0296-52-5406
	〃 協和支所	0296-57-2511	0296-57-9956
県	茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課	029-301-2879 (600-2885)	029-301-2898 (600-2898)
	〃 土木部河川課	029-301-4477 (600-82442)	029-301-6356 (600-8341)
	県西県民センター 県民福祉課	0296-24-9061 (604-8410)	0296-24-2357 (604-8300)
	筑西保健所	0296-24-3911 (008-681)	0296-24-3928 (008-681)
	筑西土木事務所	0296-24-9252 (604-8443)	0296-25-5333 (604-8340)
	県西農林事務所	0296-24-9164 (604-8416)	0296-25-3074
	県西水道事務所	0296-37-7402	0296-37-7584
	筑西警察署	0296-24-0110	0296-22-2621
	下館駅前交番	0296-22-0110	
	玉戸交番	0296-28-0110	
	明野地区交番	0296-52-0110	
	折本駐在所	0296-21-0110	
	新治駐在所	0296-57-2144	
	藤ヶ谷駐在所	0296-37-3303	
指定 地方 行政 機関	関東管区警察局	048-600-6000	
	関東総合通信局	03-6238-1600	03-6238-1629
	関東財務局水戸財務事務所	029-221-3188	029-231-6454
	関東信越厚生局茨城事務所	029-277-1316	029-277-1336
	茨城労働局筑西労働基準監督署	0296-22-4564	0296-22-4580
	関東農政局茨城県拠点	029-221-2184	029-225-6253
	関東森林管理局茨城森林管理署	029-243-7211	029-243-7125
	関東経済産業局	048-600-0213	048-601-1310
	関東東北産業保安監督部	048-600-0433	048-601-1279
	関東地方整備局下館河川事務所	0296-25-2161	0296-25-2170
	〃 伊讚出張所	0296-28-0742	0296-28-8617
	〃 黒子出張所	0296-37-6234	0296-37-8144
	〃 真岡出張所	0285-83-2817	0285-83-9256
	関東地方整備局常陸河川国道事務所	029-240-4061	029-240-4081
	関東運輸局茨城運輸支局	029-247-5244	029-248-4783
	東京航空局成田空港事務所	0476-32-0909	0476-32-6495
関東地方測量部	03-5213-2051		
水戸地方気象台	029-224-1106	029-221-1208	

区分	機 関 の 名 称	電 話 (ネットワークシステム)	F A X (ネットワークシステム)
自衛隊	防衛省陸上自衛隊古河駐屯地	0280-32-4141 (767-409)	0280-32-4141 (767-300)
指 定 公 共 機 関	日本郵便株式会社下館郵便局	0296-22-2200	0296-22-5782
	〃 下館大町郵便局	0296-24-9031	0296-25-5448
	〃 下館折本郵便局	0296-24-1021	0296-24-2194
	〃 下館駅前郵便局	0296-24-1020	0296-22-6992
	〃 下館玉戸郵便局	0296-28-4430	0296-28-3908
	〃 下館西方郵便局	0296-24-1023	0296-22-6993
	〃 下館横島郵便局	0296-24-1200	0296-24-8190
	〃 関城郵便局	0296-37-6041	0296-37-6225
	〃 明野郵便局	0296-52-0001	0296-52-2733
	〃 小栗郵便局	0296-57-2009	0296-57-4965
	〃 嘉田生崎郵便局	0296-24-1025	0296-25-5446
	〃 川島郵便局	0296-28-0540	0296-28-3915
	〃 河間郵便局	0296-24-1022	0296-25-5447
	〃 協和桑山郵便局	0296-57-2074	0296-57-4767
	〃 協和郵便局	0296-57-2001	0296-57-9772
	〃 黒子郵便局	0296-37-6207	0296-37-2985
	〃 五所郵便局	0296-24-1024	0296-25-3453
	〃 関城霞台郵便局	0296-37-6440	0296-37-6461
	〃 中上野郵便局	0296-52-0064	0296-52-1674
	〃 村田郵便局	0296-52-0061	0296-52-1924
	日本銀行水戸事務所	029-224-2734	029-222-1036
	日本赤十字社茨城県支部	029-241-4516 (855-409)	029-241-4714 (855-300)
	日本放送協会水戸放送局	029-232-9885 (862-401)	029-231-9231 (862-300)
	東日本高速道路株式会社関東支社	048-631-0001	
	独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所	0299-79-3311	0299-79-3316
	〃 霞ヶ浦用水管理所	029-898-2212	029-898-2229
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	029-282-1122	029-282-4934
	日本原子力発電株式会社(東海発電所)	029-282-1211	
	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	029-221-2790 (866-401)	029-227-0304 (866-300)
	日本貨物鉄道株式会社水戸営業支店	029-227-2113	029-227-2147
	東日本電信電話株式会社茨城支店	029-232-4825	
	東京ガス株式会社日立支社	0294-22-4131	
	日本通運株式会社水戸営業所	029-248-6251	029-248-6657
佐川急便株式会社水戸支店	029-295-0881		
ヤマト運輸株式会社茨城主管支店	029-831-7111		
西濃運輸株式会社小山支店	0285-27-1771		
東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社	029-387-3600		

区分	機 関 の 名 称	電 話 (ネットワークシステム)	F A X (ネットワークシステム)
機 関 指定公共	KDDI 株式会社水戸支店	029-228-6671	
	株式会社ドコモCS茨城支店	029-222-5285	
	ソフトバンク株式会社	03-6889-2000	
指 定 地 方 公 共 機 関	茨城県土地改良事業団体連合会県西事務所	0296-24-5851	0296-25-2187
	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	029-241-1133	029-241-1434
	筑西市社会福祉協議会	0296-22-5191	0296-25-2400
	〃 関城支所	0296-20-3310	0296-37-2301
	〃 明野支所	0296-52-1381	0296-52-9877
	〃 協和支所	0296-57-3888	0296-57-4458
	一般社団法人茨城県医師会	029-241-8446	029-243-5071
	公益社団法人茨城県歯科医師会	029-252-3335	029-253-1075
	公益社団法人茨城県薬剤師会筑西支部	0296-55-0243	
	公益社団法人茨城県看護協会	029-221-6900	029-226-0493
	関東鉄道株式会社	029-822-3710	029-823-5834
	社団法人茨城県トラック協会	029-243-1422	029-243-5936
	水戸線支部	0296-25-1783	0296-25-3732
	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会	029-225-3261	029-225-3257
	下館支部	0296-24-3113	0296-25-0269
	株式会社茨城新聞社	029-221-3121	029-225-1396
	株式会社茨城放送	029-225-1621 (863-401)	029-225-1622 (863-300)
	ケーブルテレビ株式会社筑西ケーブルテレビ	0296-38-7711	0296-38-7722
一 部 事 務 組 合	筑西広域市町村圏事務組合消防本部	0296-20-0119 (820-409)	0296-24-5444 (820-300)
	筑西消防署	0296-24-4504	0296-24-5444
	川島分署	0296-28-0119	0296-28-3388
	関城分署	0296-37-2444	0296-37-6144
	明野分署	0296-52-1581	0296-52-2789
	協和分署	0296-57-3479	0296-57-4444
	筑西広域市町村圏事務組合	0296-22-7979	0296-22-7386
	下妻地方広域事務組合	0296-45-0611	
重 要 な 施 設 の 管 理 者 公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上	筑西市下館商工会議所	0296-22-4596	0296-24-0412
	下館青年会議所	0296-25-0654	0296-25-6504
	北つくば農業協同組合	0296-25-6600	0296-25-6611
	筑西市商工会	0296-57-2124	0296-57-4942
	〃 関城事務所	0296-37-6621	0296-37-4642
	〃 明野事務所	0296-52-2511	0296-52-5397
	真壁医師会	0296-24-8788	0296-24-1570
	茨城県建設業協会筑西支部	0296-22-2538	0296-25-0069
	茨城県建築士会筑西支部	0296-24-5926	
	日本水道協会茨城県支部(日立市企業局)	0294-22-3111	0294-22-5088
	筑西市指定管工事業協会下館地区	0296-24-0525	0296-22-7678

区分	機 関 の 名 称	電 話 (ネットワークシステム)	F A X (ネットワークシステム)	
施設の 管理者	公共的 団体の その他 防災上 重要な	筑西市関城地区上水道指定工事店組合	0296-37-7884	0296-37-7885
		明野地区指定工事店組合	0296-52-0180	0296-52-5328
		協和地区給水装置工事市指定工事店組合	0296-57-4843	0296-57-4880
		茨城県獣医師会	029-241-6242	029-241-6249
		茨城県西農業共済組合	0296-30-2900	0296-30-2920
		真岡鐵道株式会社	0285-84-2911	0285-84-2913
		筑西地区交通安全協会	0296-22-6964	0296-22-2621
		筑西市危険物安全協会	0296-24-4504	
		筑西地区防犯協会	0296-24-0110	

1-3 筑西市防災会議条例

平成17年3月28日
条例第88号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という)第16条第6項の規定に基づき、筑西市防災会議(以下「防災会議」という)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 筑西市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例16・一部改正)

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、市長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するほか、市教育長、市防災調整監、筑西広域市町村圏事務組合消防長及び市消防団長の職にある者をもって充てる。

- (1) 法第2条第4号の指定地方行政機関の職員
 - (2) 茨城県の職員
 - (3) 茨城県警察の警察官
 - (4) 市職員のうちから市長が指名する者
 - (5) 法第2条第5号の指定公共機関又は同条第6号の指定地方公共機関の職員
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 2 前項第5号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例2・平24条例16・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成24年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。
[次のよう] 略
附 則（平成24年条例第16号）
この条例は、公布の日から施行する。

1-4 筑西市災害対策本部条例

平成17年3月28日
条例第89号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という)第23条の2第8項の規定に基づき、筑西市災害対策本部(以下「災害対策本部」という)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例16・一部改正)

(災害対策本部長等の職務)

第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長(以下「本部長」という)は、災害対策本部の事務を総括し、同条第3項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という)及びその他の職員を指揮監督する。

2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長(以下「副本部長」という)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(平24条例16・一部改正)

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は、上司の命を受け、所属の職員を指揮監督し、部の事務を掌理する。

(平18条例37・一部改正)

(現地災害対策本部)

第4条 法第23条の2第5項に規定する現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平24条例16・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成18年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 筑西市災害対策本部規程

平成17年12月6日
市規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、筑西市災害対策本部条例（平成17年条例第89号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、筑西市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程に規定する用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(本部の設置基準)

第3条 本部を設置する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生したとき。
- (3) 前2号に掲げる災害に準じる規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか本部長が必要と認めるとき。

(本部の廃止の基準)

第4条 本部を廃止する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか本部長が適当と認めるとき。

(本部の設置及び廃止の通知)

第5条 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに関係機関に通知し、及び公表するものとする。

(副本部長及び本部員)

第6条 本部に副本部長2人を置き、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、副市長の職にある副本部長を先順位とする。

3 本部員は、筑西市行政組織規則（平成17年市規則第3号）第4条に規定する部の部長、会計管理者、教育部長、議会事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(本部会議)

第7条 災害に係る総合的な対策その他本部長が必要と認める事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 本部会議は、必要に応じ、本部長が招集する。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、本部会議に第2項に規定する者以外のものの出席を求めることができる。

(本部事務局)

第8条 本部に本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の組織及び運営については、筑西市災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規程（平成30年市規程第12号）に定めるところによる。

(部等の設置及び分掌事務)

第9条 条例第3条第1項の規定により、本部に別表部等の欄に掲げる部を置き、当該各部に同表班の欄に掲げる班を置く。

2 部及び班の分掌事務は、別表のとおりとする。

(部長等)

第10条 部に部長及び必要な部に次長を置く。

2 部長及び次長は、別表部長等の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、本部長及び副本部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 第2項の規定による職にある者がいない場合は、本部長が指名する者をもって充てる。

(班員)

第11条 班に班員を置き、別表(班員の欄)に掲げる職員をもって充てる。

2 班員は、担当事務に従事する。

(本部連絡員)

第12条 各部に本部連絡員2人(本部長が指定する部にあつては、1人)を置き、部長が所属職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、本部事務局において服務する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の筑西市事務決裁規程の規定、第2条の規定による改正後の筑西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の事務局並びに部の組織等に関する規程の規定及び第3条の規定による改正後の筑西市災害対策本部規程の規定は、平成30年10月1日から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

部等	部長等	班	班員	分掌事務
市長公室部	部長 市長公室長 次長 市長公室次長	広報班	秘書課職員 広報広聴課職員 市民協働課職員 企業誘致推進局職員	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 国等への陳情及び関係資料の作成に関すること。 3 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 4 災害対策記録、写真等の整備に関すること。 5 災害情報、被害状況及び災害対策活動等の広報に関すること。 6 報道関係機関との連絡調整に関すること。 7 被災者総合支援センターの開設及び運営に関すること。
総務部	部長 総務部長 次長 総務部次長	総務班	総務課職員 行政改革推進課職員 管財課職員 契約検査課職員 監査委員公平委員会事務局職員	1 災害対策本部職員の動員及びサービスに関すること。 2 災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他の支援業務に関すること。 3 車両その他輸送手段及び燃料の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。 4 庁舎その他市有施設等の修理に関すること。 5 危険物施設等の応急対策及び復旧に関すること。 6 災害対策本部等の電力の確保に関すること。 7 災害に係る物品等の購入契約に関すること。
		支所班	関城支所職員 明野支所職員 協和支所職員	1 支所庁舎等に係る電力の確保に関すること。 2 市有財産の調査に関すること。 3 公用車の配車計画に関すること。 4 義援金の受入れの協力に関すること。
企画部	部長 企画部長 次長 企画部次長	企画班	企画課職員 情報政策課職員	1 臨時ヘリポート開設の計画に関すること。 2 災害時の応急的空地利用の調整に関すること。 3 復興計画に関すること。 4 被災者総合支援センターの開設及び運営の協力に関すること。 5 災害対策時の電子計算機の保守管理に関すること。
		財政班	財政課職員	1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 公用負担等による損失補償、弁償等に関すること。 3 災害応急対策の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 4 義援金の募集、受入れ及び配分に関すること。 5 応援の受入れへの協力に関すること。
人口対策部	部長 人口対策部長	人口対策班	人口対策課職員	1 臨時ヘリポート開設の計画の協力に関すること。 2 復興計画の協力に関すること。

	次長 人口対策部次長			3 被災者総合支援センターの開設及び運営の協力に関すること。
会計部	部長 会計管理者 次長 本部長が指名する者	会計班	会計課職員	1 災害に係る市費の出納に関すること。 2 応援の受入れへの協力に関すること。
税務部	部長 税務部長 次長 税務部次長	調査班	収税課職員 課税課職員	1 家屋等の被害調査、撮影及び記録に関すること。 2 被災地籍の調査に関すること。 3 被災家屋等の解体に伴う事務への協力に関すること。 4 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 5 被災証明に関すること。 6 被災届出受理証に関すること。
市民環境部	部長 市民環境部長 次長 市民環境部次長	市民生活班	市民課職員 市民課川島出張所職員	1 安否情報に関すること。 2 不明者の身元確認の協力に関すること。 3 遺体の埋葬及び火葬に伴う事務に関すること。 4 避難者登録窓口の設置・運営に関すること。
		環境班	環境課職員	1 災害時の環境保全に関すること。 2 災害による廃棄物処理対策に関すること。 3 被災地のゴミ及びし尿の収集処理等の公衆衛生に関すること。 4 井戸水の水質検査及び消毒に関すること。 5 被災家屋の消毒に関すること。 6 仮設トイレの調達及び設置に関すること。 7 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚染状況調査に関すること。 8 環境衛生及び毒物・劇物の安全対策に関すること。 9 避難所の衛生等に関すること。 10 愛玩動物に関すること。 11 遺体の収容、埋葬及び火葬に関すること。 12 死亡獣畜の処理に関すること。 13 放射能対策に関すること。 14 その他環境衛生対策に関すること。
		市民安全班	市民安全課職員 空き家対策推進課職員	1 災害時における交通管制に関すること。 2 交通安全施設の被害調査及び復旧に関すること。 3 被災地における防犯対策に関すること。

				4 災害時における空き家対策に関する事。
保健福祉部	部長 保健福祉部長 次長 保健福祉部次長	健康増進班	健康増進課職員 地域医療推進課職員 医療保険課職員	1 被災者の救急及び救護に関する事。 2 感染症の予防に関する事。 3 被災者の健康管理に関する事。 4 被災者への保健指導、健康相談及び訪問指導に関する事。 5 医療救護所の設置及び管理に関する事。 6 真壁医師会等医療関係者との連絡調整に関する事。 7 医療器材、医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関する事。 8 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 9 地方独立行政法人茨城県西部医療機構との連絡調整に関する事。 10 保健施設及び医療機関の被害の調査及び報告並びに必要な対策に関する事。 11 食品衛生の指導に関する事。 12 遺体の検案の協力に関する事。 13 遺体収容への協力に関する事。 14 被災者に対する国民健康保険税の減免等に関する事。
		福祉班	社会福祉課職員 障がい福祉課職員 高齢福祉課職員 介護保険課職員 人権推進課職員	1 災害救助法による救助計画及びその実施に関する事。 2 福祉施設の被害調査及び必要な対策に関する事。 3 福祉避難所の開設、運営及び維持管理に関する事。 4 避難所の開設、運営及びその維持管理の協力に関する事。 5 災害ボランティア（一般ボランティア、日赤奉仕団等）の受入れ及び調整の総括に関する事。 6 被災者に対する生活保護に関する事。 7 被災地の民生安定に関する事。 8 要配慮者等への支援対策に関する事。 9 要捜索者名簿の作成への協力に関する事。 10 生活資金に関する事。 11 被災者に対する介護保険料の減免等に関する事。 12 放射能の測定及び除染への協力に関する事。 13 日赤奉仕団等の要請及び受入れに関する事。
こども部	部長 こども部長 次長 こども部次長	こども班	こども課職員	1 社会福祉法人及び関連福祉団体との連絡調整に関する事。 2 保育所、幼稚園及び認定こども園の被害の調査及び報告に関する事。 3 保育所、幼稚園及び認定こども園の乳幼児の避難及び安全措置に必要な対策に関する事。 4 応急保育計画に関する事。

		母子保健班	母子保健課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の救急及び救護に関すること。 2 感染症の予防に関すること。 3 被災者の健康管理に関すること。 4 被災者への保健指導、健康相談及び訪問指導に関すること。 5 妊産婦への産前産後のサポートに関すること。 6 児童相談所等の関連施設との連絡調整に関すること。
経済部	部長 経済部長 次長 経済部次長	商工班	商工振興課職員 観光振興課職員 ふるさと整備課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工観光関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 救援物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布の協力に関すること。 3 応急給水活動への協力に関すること。 4 物資の流通促進に関すること。 5 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関すること。 6 被災商工業者に対する融資あつ旋に関すること。 7 災害に関連した失業者の対策に関すること。 8 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 9 燃料の確保への協力に関すること。 10 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 11 帰宅困難者対策に関すること。 12 放射能の測定（持込食材の検査）に関すること。 13 その他応急商工対策に関すること。
		農政班	農政課職員 水田農業振興課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布に関すること。 2 応急給水活動への協力に関すること。 3 農作物被害に対する技術的指導に関すること。 4 農作物の防疫に関すること。 5 被災農家の災害融資に関すること。 6 被災地における農作物種苗、生産資材等のあつ旋に関すること。 7 農業等関連団体との連絡調整に関すること。 8 家畜及び家畜施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 9 農林災害資金融資の相談に関すること。 10 災害時物資等の集配拠点の設置及び管理に関すること。 11 放射能の測定及び除染への協力に関すること。 12 要配慮者等への支援対策の協力に関すること。

				1 3 その他農林業の災害応急及び復興対策に関する こと。
土木部	部長 土木部長 次長 土木部次長	土木班	土木課職員 道路維持課職員	1 河川、橋梁その他公共土木施設等の被害調査、報告 及び必要な対策に関すること。 2 がけ崩れ等の危険箇所の調査及び応急復旧に関す ること。 3 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制実施へ の協力に関すること。 4 緊急輸送道路の確保に関すること。 5 建設業者団体等との連絡調整に関すること。 6 建設機械・車両の借上げ、配車及び建設資材の確保 調達に関すること。 7 水防活動の全般に関すること。 8 障害物の除去に関すること。 9 その他の土木施設応急対策に関すること。
		建築班	建築課職員	1 危険建築物、区域等の安全確保の調査に関するこ と。 2 震災建築物応急危険度判定の実施の協力に関する こと。 3 応急仮設住宅等の確保に関すること。 4 応急仮設住宅としての公営住宅の提供に関するこ と。 5 事務の委任があった場合の仮設住宅の整備及び応 急修理に関すること。 6 公営住宅の被害調査、報告及び必要な対策に関す ること。 7 水防活動への協力に関すること。 8 家屋等の被害調査、撮影及び記録への協力に関す ること。
		都市整備 班	都市整備課職員 宅地開発課職員	1 倒壊建築物による生き埋め被災者の救出に関する こと。 2 遺体収容への協力に関すること。 3 危険建築物、区域等の安全確保に関すること。 4 水防活動への協力に関すること。 5 応急仮設住宅建設用地確保の協力に関すること。 6 公園等主管施設の被害調査、報告及び必要な対策 に関すること。 7 災害復興に係る都市計画に関すること。 8 宅地造成等の災害予防及び復旧指導に関すること。 9 土地区画整理地区の被害調査、報告及び必要な対策

				<p>に関すること。</p> <p>10 放射能の測定及び除染への協力に関すること。</p>
上下水道部	<p>部長 上下水道部長 次長 上下水道部次長</p>	下水道班	<p>下水道課職員 農業集落排水課職員</p>	<p>1 下水道施設の被害調査、点検、整備、復旧及び必要な対策に関すること。</p> <p>2 倒壊建築物による生き埋め被災者救出への協力に関すること。</p> <p>3 遺体収容への協力に関すること。</p> <p>4 水防活動への協力に関すること。</p> <p>5 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水の協力に関すること。</p> <p>6 放射能の測定及び除染への協力に関すること。</p>
		上水道班	水道課職員	<p>1 水道事業者及び水道関係業者団体との連絡調整に関すること。</p> <p>2 諸資材の調達に関すること。</p> <p>3 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水に関すること。</p> <p>4 遺体収容への協力に関すること。</p> <p>5 水防活動への協力に関すること。</p> <p>6 水道施設の被害調査、点検、整備、復旧及び必要な対策に関すること。</p> <p>7 緊急時用水及び飲料水の確保に関すること。</p> <p>8 上水道の水質検査に関すること。</p>
議会部	<p>部長 議会事務局次長 議会事務局次長</p>	議会班	議事課職員	<p>1 議会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関すること。</p> <p>2 救援物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布の協力に関すること。</p> <p>3 帰宅困難者対策への協力に関すること。</p>
教育部	<p>部長 教育部長 次長 教育委員会次長</p>	避難収容第1班	<p>学務課職員 小学校職員 中学校職員 学務課明野幼稚園職員 下館学校給食センター職員 明野学校給食センター職員 施設整備課職員 指導課職員</p>	<p>1 避難者の避難誘導及び収容に関すること。</p> <p>2 避難所の開設、運営及び維持管理に関すること。</p> <p>3 現地連絡所の運営への協力に関すること。</p> <p>4 児童及び生徒の避難に関すること。</p> <p>5 災害時における応急教育計画に関すること。</p> <p>6 教科書、学用品等の調達及び配分に関すること。</p> <p>7 避難所への炊き出しの実施に関すること。</p> <p>8 学校教育施設及び学校給食施設の被害状況、報告及び必要な対策に関すること。</p> <p>9 教員・学校教育関係要員の要請、受入れ及び配置に関すること。</p> <p>10 授業料の減免措置に関すること。</p>

				<ul style="list-style-type: none"> 1 1 学校の応急保健に関すること。 1 2 臨時ヘリポートの開設への協力に関すること。 1 3 応急給水活動への協力に関すること。 1 4 拠点救護所開設への協力に関すること。 1 5 応急仮設住宅の提供への協力に関すること。 1 6 避難所収容者名簿及び要搜索者名簿の作成及び取りまとめに関すること。 1 7 放射能の測定及び除染への協力に関すること。
		避難収容第2班	生涯学習課職員 文化課職員 地域交流センター職員 地域交流センター生涯学習センター職員 地域交流センター明野公民館職員 地域交流センター協和公民館職員 スポーツ振興課職員 美術館職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難者の避難誘導及び収容の協力に関すること。 2 社会教育施設、社会体育施設、公民館等が、地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。 3 現地連絡所の運営への協力に関すること。 4 文化財の保護・被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 5 社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 6 臨時ヘリポートの開設への協力に関すること。 7 応急給水活動への協力に関すること。 8 自衛隊派遣部隊及び他都市派遣職員受入拠点開設への協力に関すること。 9 応急仮設住宅の提供への協力に関すること。 1 0 被災者のニーズの把握に関すること。
農業委員会部	部長 農業委員会事務局長 次長 農業委員会事務局次長	農地調整班	農地調整課職員	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業委員会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関すること。 2 災害時物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布に関すること。 3 応急給水活動への協力に関すること。 4 農地等の被害調査に関すること。 5 要配慮者等への支援対策の協力に関すること
各部次長				<ul style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 本部会議、事務局、他部及び部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内職員の動員及び配備のとりまとめに関すること。 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめに関すること。 5 所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策のとりまとめに関すること。 6 関係機関との連絡調整に関すること。

各班に共通する事務

- 1 班内職員の動員及び配備に関すること。
- 2 所轄事項に関する被災状況及び災害対策活動等の情報に関すること。
- 3 所管施設の火災予防（避難を含む。）及び災害復旧対策に関すること。
- 4 本部長の指示により他班への応援に関すること。

1-6 筑西市災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規程

平成30年3月27日

市規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、筑西市災害対策本部規程（平成17年市規程第32号）第8条第2項の規定に基づき、筑西市災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 事務局に別表左欄に掲げる班を置き、当該班の区分に応じ、同表中欄に定める班員を置くものとし、当該班の分掌事務は、同表右欄に定める事務とする。

(職及び職務)

第3条 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、同表中欄に定める者をもって充て、当該職の職務は、同表右欄に定めるとおりとする。

職	職に充てる者	職務
事務局長	市民環境部長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	市民環境部次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
班員	別表班員の欄に掲げる者	担当事務に従事する。

(設置場所)

第4条 事務局は、災害対策室又は状況により事務局長が定める場所に設置する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

班	班員	分掌事務
総括班	消防防災課職員 本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部、現地連絡所及び現地対策本部の設置、運営、庶務及び閉鎖に関すること。 2 防災指令の発令及び解除に関すること。 3 配備体制その他本部長命令の伝達に関すること。 4 本部会議の開催・運営・記録・資料の調整に関すること。 5 事務局の活動記録に関すること。 6 本部会議構成員及び事務局職員の動員並びに本部職員の参集状況に関すること。 7 事務局各班間の連絡調整に関すること。 8 その他事務局長から特に指示されたこと。

		<p>9 事務局職員の食事、宿泊に関すること。</p> <p>10 他部・班に属さない事項に関すること。</p>
情報・記録班	消防防災課職員 本部連絡員	<p>1 災害情報、気象情報等の収集、分類及び整理に関すること。</p> <p>2 防災行政無線局の統制及び一斉通信に関すること。</p> <p>3 災害情報等の分析、各班及び各部への提供に関すること。</p> <p>4 災害情報等の記録に関すること。</p> <p>5 防災情報関連機器の操作に関すること。</p> <p>6 災害に係る緊急広報に関すること。</p>
対策・物資班	消防防災課職員 本部連絡員	<p>1 総合的な応急対策の立案及び各部間の調整に関すること。</p> <p>2 避難勧告・指示及び警戒区域の設定（立案）に関すること。</p> <p>3 県、他市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用の申請に関する こと。</p> <p>5 県、消防、警察、自衛隊、他市町村等に対する応援出動（派遣） の要請に関すること。</p> <p>6 激甚災害指定手続に関すること。</p> <p>7 避難所における必要物資の提供に関すること。</p> <p>8 仮設住宅整備の要請に関すること。</p> <p>9 救援物資の要請に関すること。</p> <p>10 救援物資の集積場所に関すること。</p>
受付班	消防防災課職員 本部連絡員	<p>1 関係機関、住民等からの災害情報及び被害情報の受付に関する こと。</p>

2 協定及び広域応援

2-1 消防相互応援協定

(1) 茨城県広域消防相互応援協定書

第一章 総 則

(目的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、茨城県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という)相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等(以下「協定市町村」という)の全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、消防組織法第1条に規定する水災害又は地震等の災害(以下「災害」という)で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生した時、災害が発生した市町村等(以下「発災市町村等」という)の長又は消防長(以下「発災市町村等の長」という)は、県に対し災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

第二章 相互応援

(応援要請)

第5条 この規定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が、次のいずれかに該当する場合に、他の協定市町村の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が、協定市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防ぎよするため、協定市町村が保有する車両及び資器材等を必要と認める場合
- (4) その他必要と認める場合

2 前条に規定する県に対しての報告及び前項に規定する応援要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 要請する車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町村(以下「応援市町村等」という)の長又は消防長(以下「応援市町村等の長」という)は、特別の事由がない限り、残留警防力に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣する時は、出発時刻等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援隊を派遣することができない場合には、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

第三章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要な都度、市町村等の消防機関の間において連絡会議を開催するものとする。

(協議事項)

第11条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 町村等の部隊派遣計画及び合同訓練に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資器材等の開発及び研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

第四章 経費負担

(経費の負担)

第12条 応援出動に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援市町村等が負担する経費
 - ア 人件費、消費燃料等の経常的経費
 - イ 応援職員（消防団員を含む。以下同じ）が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
 - ウ 応援職員が発災市町村等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費
 - エ 第7条の規定に基づき、消防職員をして輸送及び連絡等に要する経費
- (2) 発災市町村等が負担する経費
 - ア 応援市町村等の要請にかかわる救援物資及び第7条に規定する消防用資器材等の調達経費
 - イ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費
- (3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度発災市町村等と応援市町村等との間で協議し定めるものとする。

第五章 雑 則

(他協定との関係)

第13条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互の応援に関する他の協定を排除するものではない。

(実施細目)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第15条 この協定についての疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村の長が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定を証するため協定市町村の長は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

付 則

この協定は、平成元年4月1日から効力を生ずる。

水戸市長	印	那珂瓜連地区消防事務組合管理者	印
日立市長	印	大宮地方広域組合管理者	印
土浦市長	印	茨城西南地方広域市町村圏事務組合管理者	印
石岡市長	印	筑西広域市町村圏事務組合管理者	印
那珂湊市長	印	筑南地方広域行政事務組合管理者	印
常陸太田市市長	印	総地方広域市町村圏事務組合管理者	印
勝田市長	印	鹿行地方広域市町村圏事務組合管理者	印
北茨城市市長	印	稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者	印
取手市長	印	新治地方広域事務組合管理者	印
茨城町長	印	笠間市外3町広域消防事務組合管理者	印
大洗町長	印	小川・美野里・玉里広域消防事務組合管理者	印
東海村長	印	常北町長	印
大子町長	印	桂村長	印
阿見町長	印	御前山村長	印
伊奈町長	印	七会村長	印
藤代町長	印	金砂郷村長	印
高萩市・十王町事務組合管理者	印	水府村長	印
鹿島南部地区消防事務組合管理者	印	里美村長	印

(2) 消防に関する応援協定一覧

ア 県内消防応援協定

茨城県消防広域応援基本計画による出動体制。

イ その他の消防応援協定

	協 定 先	締結年月日	応 援 協 定 の 内 容
消 防 本 部	芳賀地区広域行政事務組合消防本部	S48. 11. 1	火災、救急の災害
	小山市消防本部	〃	
隣 接 市 町 村	栃木県小山市	S48. 11. 1	火災、その他の災害
	栃木県芳賀郡二宮町	〃	
	栃木県芳賀郡益子町	〃	
	栃木県芳賀郡茂木町	〃	
警 察	筑西警察署	S48. 5. 7	地震、台風、火災、救急、通 信施設
	結城警察署	〃	
	真壁警察署	〃	
	笠間警察署	〃	

2-2 相互応援に関する協定

(1) 災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の援助を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互援助に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（援助の種類）

第3条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（援助要請の手続き）

第4条 市町村が援助を要請するときは、次の事項を明らかにして、口頭又は、電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 援助の場所及び援助場所への経路
- (5) 援助の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（援助経費の負担）

第5条 援助に要した経費は、援助を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、援助を受けた市町村及び援助を行った市町村が協議して定めることができる。

2 援助を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、援助を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（連絡会議の開催）

第6条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した消防の相互援助に関する協定及び水防にかかる援助に関し締結した協定を排除するものではない。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書 87 通を作成し、各市町村長署名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 6 年 4 月 1 日

県内市町村長

印

災害時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という）第8条の規定に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

(応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずる時は、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口にて電話等により通報するものとする。

(報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という）別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

別記様式第1号

連絡窓口届出書

年 月 日 現在	
協定市町村名	
所在地	

連絡体制		昼間	夜間・休日
①連絡担当課			
②連絡担当者職・氏名	正		
	副		
③連絡電話番号			
④防災行政無線	設置場所		
	無線番号		
	FAX 番号		
⑤電話 FAX 番号			
⑥その他連絡に必要な事項			

- 備考 1 届出事項に変更がある場合、その都度遅滞なく届け出ること。
 2 防災行政無線とは、茨城県防災行政無線を指す。

文 書 番 号
年 月 日

応援市町村長 殿

筑西市長

印

災害応援要請書

災害時等の相互応援に関する協定第4条により、応援を次の通り要請します。

記

① 災害の種類	
② 災害の発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	
⑤ 要請する生活必需物資、資機材、車両人員、一時収容施設等の種別・数量	
⑥ 応援の主な活動	

⑦ 応援の到着希望日時	
⑧ 応援の実施場所	
⑨ 使用する無線局	
⑩ その他必要な事項	

応援活動結果報告書

市町村名

災 害 種 別		災 害 発 生 場 所			
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分頃	応援要請受信時分	月 日 時 分受信	発 信 者	
				覚 知 方 法	
応援活動の概要					
応援出動状況	応援機関	人員	車両	その他	特記事項
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
資機材等使用状況				応援出動に起因する事故 派遣人員の負傷 資機材の損傷	

文 書 番 号
年 月 日

被災市町村長 殿

応援市町村名



応援に要した経費の請求について

このことについて、 年 月 日 時 分頃 で発生した災害へ応援したので、災害時等の相互応援に関する協定第5条及び同実施細目第6条に基づき、下記の通り応援に要した経費を請求いたします。

記

請求金額		金 円	
	経費の区分	請求金額	摘要
請求金額の内訳			

(2) 茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定

茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定書

古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町及び境町（以下「協定市町」という）は、いずれかの協定市町において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう）が発生した場合に、被災した協定市町に対する、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (7) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん
- (8) 原子力災害により、避難が必要となる地域から避難民を受入れるための施設の提供及びあっせん
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第2条 応援を要請する協定市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市町は、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

（応援の自主出動）

第4条 大規模災害の発生により、被災した協定市町と連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められたときは、自主的判断に基づき必要な応援を行う。

2 自主出動し応援を行った協定市町は、応援内容等を被災した協定市町に速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し、被災した協定市町に提供するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員派遣に要する経費の負担は、応援を行う協定市町の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、資機材及び物資の提供その他応援に要する経費は、応援を受ける協定市町の負担とする。ただし、応援を受ける協定市町との協議により、応援を行う協定市町が負担することで合意した場合は、この限りではない。

(連絡責任者)

第6条 第2条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

(効力発生日)

第9条 この協定は、平成25年2月19日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、この協定書を11通作成し、協定市町長署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年2月19日

古河市長
下妻市長
笠間市長
坂東市長
八千代町長
境町長

結城市長
常総市長
筑西市長
桜川市長
五霞町長

(3) 災害時相互応援等協定一覧（公的機関）

No.	協定先	協定内容	住 所	電 話	運用 担当班	協定 締結課
1	県内全市町村	災害時の相互応援に関する協定	—	—	対策・物資班	消防防災課
2	古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定	—	—	対策・物資班	消防防災課
3	栃木県:8市町、茨城県:24市町村、千葉県:15市町、東京都:1市、山梨県:8市町、群馬県:8市町	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	—	—	対策・物資班	消防防災課
4	岡山県:高梁市	災害時相互応援に関する協定	岡山県高梁市 松原通 2043	0866-21- 0200	対策・物資班	消防防災課
5	北海道:1町、福島県:5市町村、茨城県:1市、栃木県:4市町、神奈川県:2市、静岡県:2市、三重県:1町	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	—	—	対策・物資班	消防防災課
6	那珂市、桜川市	原子力災害時における県内広域避難に関する協定	—	—	対策・物資班	消防防災課
7	那珂市	災害時における相互応援に関する協定	茨城県那珂市 福田 1819-5	029-298- 1111	対策・物資班	消防防災課
8	秋田県:井川町	相互応援に関する協定	秋田県南秋田 郡井川町北川 尻字海老沢樋 ノ口 78-1	018-874- 4411	対策・物資班	消防防災課
9	県内全市町村、福島県:いわき市	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	福島県いわき 市平字梅本 21	0246-22- 1111	対策・物資班	消防防災課
10	古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、利根町	大規模水害時の広域避難に関する協定	—	—	対策・物資班	消防防災課
11	桜川市	緊急時における応援給水に関する協定	桜川市真壁町 飯塚 911	0296-55- 1111	上下水道班	水道課
12	台東区	災害時相互応援協定	東京都台東区 東上野 4-5-6	03-5246- 1111	対策・物資班	消防防災課

2-3 筑西市災害応援協定一覧（民間企業・団体等）

（令和3年3月1日現在）

No.	協定先	協定内容	締結年月日	住所	電話	運用担当班	協定締結課
1	北つくば農業協同組合	米穀類・野菜等	H19. 3.22	茨城県筑西市岡芹 2222	0296-25-6600	対策・物資班	消防防災課
2	(一社)茨城県高圧ガス保安協会下館支部	燃料器具・LPガス	〃	茨城県筑西市一本松 1755-2	0296-24-3110	対策・物資班	消防防災課
3	茨城県石油商業組合筑西支部	燃料器具・石油類燃料	〃	茨城県筑西市関本中 77-8	0296-37-6928	総務班、避難収容第1班	消防防災課
4	JA北つくば燃料(株)	石油類燃料	〃	茨城県筑西市五所宮 408	0296-23-1123	総務班	消防防災課
5	茨城県薬剤師会筑西支部	医療材料	〃	茨城県筑西市舟生 1059	0296-37-2460	健康増進班	消防防災課
6	茨城県トラック協会水戸線支部	物資輸送	〃	茨城県筑西市乙 1154	0296-25-1783	農政班	消防防災課
7	SYKハイヤー親睦会	応急搬送・情報収集	〃	茨城県筑西市丙 170-8	0296-24-1511	健康増進班、情報・記録班	消防防災課
8	(株)アクティオ古河営業所	緊急用資機材	〃	茨城県古河市上大野 2201-13	0280-97-1117	農政班	消防防災課
9	関東フーズサービス(株)	飲料水	〃	栃木県小山市梁 2275-8	0285-37-7042	対策・物資班	消防防災課
10	(公社)筑西市シルバー人材センター	災害支援	〃	茨城県筑西市二木成 1622-3	0296-25-4181	総括班	消防防災課
11	(福)筑西市社会福祉協議会	ボランティア受入・派遣	〃	茨城県筑西市小林 355	0296-22-5191	福祉班	消防防災課
12	(一社)茨城県建築士会筑西支部	建築物の被害状況調査等	H19.10. 2	茨城県筑西市外塚 712	0296-24-5926	建築班	消防防災課
13	筑西市指定管工事事業協会 下館地区	水道管の復旧等	〃	茨城県筑西市野殿 1041-9	0296-24-0525	上水道班	水道課
14	筑西市関城地区上水道指定工事店組合	水道管の復旧等	〃	茨城県筑西市辻 2232-2	0296-37-7884	上水道班	水道課
15	筑西市明野地区指定工事組合	水道管の復旧等	〃	茨城県筑西市海老ヶ島 896	0296-52-0180	上水道班	水道課
16	協和地区給水装置工事市指定工事店組合	水道管の復旧等	〃	茨城県筑西市小栗 5855	0296-57-4843	上水道班	水道課
17	NPO法人コメリ災害対策センター	日用品・作業用品・飲料水等	〃	新潟県新潟市南区清水 4501-1	025-371-4185	対策・物資班	消防防災課
18	(株)ユーケン	簡易トイレ	〃	茨城県古河市二連 1921-4	0280-76-7610	環境班	消防防災課
19	(株)エコス下館東店	炊事用品・食料品・日用品等	〃	茨城県筑西市下中山 1165	0296-25-1201	対策・物資班	消防防災課
20	(株)カスミ	炊事用品・食料品・日用品等	〃	茨城県つくば市西大橋 599-1	029-850-1851	対策・物資班	消防防災課
21	(株)とりせん	炊事用品・食料品・日用品等	〃	茨城県筑西市玉戸 1018-35	0296-28-3900	対策・物資班	消防防災課

22	(株)ベイシア	炊事用品・食料品・日用品等	〃	群馬県前橋市 亀里町 900	027-210 -0100	対策・物資班	消防防災課
23	(株)かましん下館店	炊事用品・食料品・日用品等	〃	茨城県筑西市 丙 18-13	0296-23 -6101	対策・物資班	消防防災課
24	日本ハムファクトリー(株)茨城工場	食料品	〃	茨城県筑西市 みどり町 2-1-1	0296-24 -1111	対策・物資班	消防防災課
25	日本郵便(株)下館郵便局	情報収集	H29. 7.26	茨城県筑西市 乙 1008	0296-22 -3380	情報・記録班	消防防災課
26	筑西市内郵便局会社	情報収集	H29. 7.26	茨城県筑西市 西石田 1341-2	0296-24 -1025	情報・記録班	消防防災課
27	社団法人真壁医師会	医療救護	H20.6. 25	茨城県筑西市 二木成 827-1	0296-24 -8788	健康増進班	消防防災課
28	茨城県造園建設業協会県西支部	応急復旧作業	H20.12.18	茨城県筑西市 倉持 629	0296-52 -2350	土木班	消防防災課
29	茨城県隊友会	情報提供	H21.12.1	茨城県筑西市 小栗 1936-1	0296-24 -3555	情報・記録班	消防防災課
30	(株)ダイユーエイト	日用品・作業用品	H22. 3.31	福島県福島市 太平寺字壇ノ 上 58	024-545 -2215	対策・物資班	消防防災課
31	総合開発協同組合	応急復旧作業	H22.10.26	茨城県筑西市 小栗 2690	0296-57 -9988	土木班	消防防災課
32	関東電気保安協会茨城事業本部下館営業所	電気設備復旧作業	H24. 4.23	茨城県筑西市 二木成 1437-1	0296-22 -5525	土木班	消防防災課
33	(株)両毛システムズ宇都宮営業所	応急給水	H30. 3.13	栃木県宇都宮市宿郷 2-7-3IRビル 宿郷2F	028-638 -9990	上水道班	水道課
34	(株)IHI 環境エンジニアリング	下水道機械・電気設備の復旧	H24. 7.18	東京都江東区 木場 5-10-11 穴倉ビル	03-3642 -8361	下水道班	下水道課
35	石垣メンテナンス(株)	下水道機械・電気設備の復旧	〃	東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビルディング 22 階	03-6848 -7853	下水道班	下水道課
36	(株)第一テクノ 茨城営業所	下水道機械・電気設備の復旧	〃	茨城県つくば市東新井 8-10	029-861 -8611	下水道班	下水道課
37	(株)日立プラントサービス 茨城支店	下水道機械・電気設備の復旧	〃	茨城県水戸市 泉町 2-2-27 ニッセイ水戸ビル 6 階	029-226 -5758	下水道班	下水道課
38	(株)前澤エンジニアリングサービス 関東支店	下水道機械・電気設備の復旧	〃	埼玉県川口市 仲町 5-11	048-255 -1223	下水道班	下水道課
39	昱(株) 茨城支店	下水道機械・電気設備の復旧	〃	茨城県土浦市 千束町 3-11	029-822 -2410	下水道班	下水道課
40	メタウォーター(株) 首都圏南部営業部	下水道機械・電気設備の復旧	〃	東京都千代田区神田須田町 1-25 JR 神田 万世橋ビル	03-6853 -7338	下水道班	下水道課
41	高橋商事(株)	廃棄物処理	H24. 8.23	茨城県筑西市 横島 135	0296-24 -3131	環境班	消防防災課

42	吉江総業(有)	廃棄物処理	〃	茨城県筑西市 倉持 1126	0296-52 -0165	環境班	消防防災課
43	関東道路(株)	廃棄物処理	〃	茨城県筑西市 下川島 635	0296-34 -1211	環境班	消防防災課
44	ケーブルテレビ (株)	情報提供	H25. 6.19	茨城県結城市 結城 13743-1	0296-34 -1822	情報・記録班	消防防災課
45	筑西市電友会	電気設備復旧 作業	H25.10. 2	茨城県筑西市 五所宮 934	0296-22 -4515	土木班	消防防災課
46	(株)伊藤園	飲料水	H25.10.30	栃木県小山市 大字出井 1193-11	0285-42 -8411	対策・物資班	消防防災課
47	社会福祉法人 征峯会	福祉的協力(福 祉避難所)	H26. 6.24	茨城県筑西市 上平塚 590-1	0296-28 -1277	福祉班	社会福祉課
48	社会福祉法人 県西せいかん荘	福祉的協力(福 祉避難所)	〃	茨城県筑西市 蓬田 241	0296-57 -6531	福祉班	社会福祉課
49	社会福祉法人 筑圃苑	福祉的協力(福 祉避難所)	〃	茨城県筑西市 木戸 354	0296-37 -2215	福祉班	社会福祉課
50	社会福祉法人 明康会	福祉的協力(福 祉避難所)	〃	茨城県筑西市 海老ヶ島 1999	0296-52 -5711	福祉班	社会福祉課
51	社会福祉法人 広仁会	福祉的協力(福 祉避難所)	〃	茨城県筑西市 野殿 1595-3	0296-25 -6886	福祉班	社会福祉課
52	社会福祉法人 幸恵会	福祉的協力(福 祉避難所)	〃	茨城県筑西市 中館 266-2	0296-23 -1880	福祉班	社会福祉課
53	社会福祉法人 向日葵福祉会	福祉的協力(福 祉避難所)	〃	茨城県筑西市 吉田 641-3	0296-52 -5088	福祉班	社会福祉課
54	社会福祉法人 凜徳会	福祉的協力(福 祉避難所)	〃	茨城県筑西市 下中山 360-1	0296-48 -9405	福祉班	社会福祉課
55	社会福祉法人 慶育会	福祉的協力(福 祉避難所)	〃	茨城県筑西市 茂田 1740	0296-22 -4211	福祉班	社会福祉課
56	茨城県立協和特 別支援学校	福祉的協力(福 祉避難所)	〃	茨城県筑西市 谷永島 495-1	0296-57 -4341	福祉班	社会福祉課
57	社会福祉法人 恒徳会	福祉的協力(福 祉避難所)	〃	茨城県筑西市 門井 1677-21	0296-57 -5125	福祉班	社会福祉課
58	筑西市歯科医師 会	歯科医療救護	H26. 6.26	茨城県筑西市 丙 156-6	0296-25 -1662	健康増進班	消防防災課
59	(株)ケアネット 高 齢者ホーム「陣 屋」	福祉的協力(福 祉避難所)	H27. 2. 6	茨城県筑西市 知行 106	0296-57 -1717	福祉班	社会福祉課
60	いばらきコープ生 活協同組合総合 企画室	物資の調達及 び安定提供・ボ ランティア活動 支援	H27. 7.24	茨城県小美玉 市西郷地 1703	0299-48 -3243	対策・物資班	消防防災課
61	筑西建設業倶楽 部	応急復旧作業	H28. 6.21	茨城県筑西市 二木成 806-2	0296-22 -2538	土木班	消防防災課
62	広沢商事(株)	ゴルフ場施設利 用	H28.9.29	茨城県筑西市 茂田ザ・ヒロサ ワシティ	0296-20 -1111	総括班	消防防災課
63	(株)ゼンリン	地図情報提供	H28.12.12	茨城県つくば 市春日 2-14-14	029-855 -5717	情報・記録班	消防防災課
64	(株)茨城放送	情報提供	H29.3.22	茨城県水戸市 千波町 2084-2	029-244 -3991	情報・記録班	消防防災課
65	ドローンスクール ジャパン茨城土 浦校	情報提供	H30.3.27	茨城県土浦市 神立町 3609-2	029-846 -2008	情報・記録班	消防防災課

66	(有)島村土建	応急復旧作業	H30.4.19	茨城県筑西市 久地楽 179-1	0296-57 -3544	土木班	消防防災課
67	(有)森田組	応急復旧作業	H30.11.9	茨城県筑西市 蓬田 351-3	0296-57 -4401	土木班	消防防災課
68	ヤフー株式会社	情報発信	H31.3.29	東京都港区元 赤坂 1-2-7 赤 坂 Kタワー	03-6898 -6763	情報・記録班	消防防災課
69	(株)新井紙器	段ボール製品 調達	R2.9.15	茨城県筑西市 東榎生 406	0296-22 -2030	対策・物資班	消防防災課
70	茨城県行政書士 会	行政書士事務	R2.9.18	茨城県水戸市 笠原町 978-25 茨城 県開発公社ビ ル5階	029-305 -3731	広報班	消防防災課

3 地震及び気象に係る基礎データ

3-1 気象庁震度階級関連解説表

(気象庁、平成21年3月31日)

●使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3-2 警報・注意報基準一覧表

(令和2年8月6日現在 発表官署 水戸地方気象台)

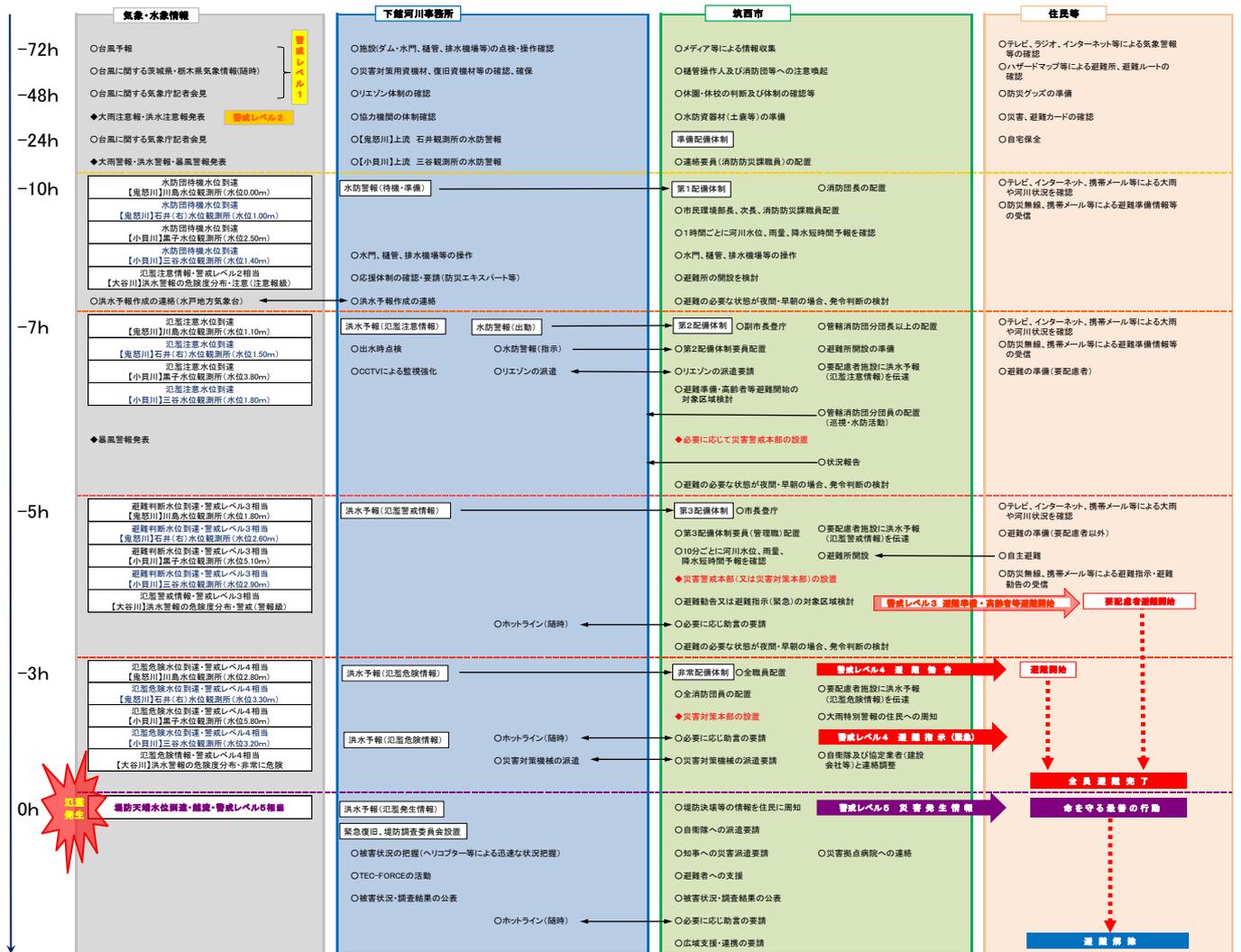
府県予報区:茨城県					
一次細分区域:南部					
市町村等をまとめた地域:県西地域					
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	139	
	洪水		流域雨量指数基準	観音川流域=11.9, 大谷川流域=12.2, 五行川流域=22.6	
			複合基準*1	鬼怒川流域=(9, 78.3)	
			指定河川洪水予報による基準	小貝川[三谷・黒子], 鬼怒川[石井(右)・川島], 五行川[妹内橋]	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm	
波浪		有義波高			
高潮		潮位			
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12	
			土壌雨量指数基準	95	
	洪水		流域雨量指数基準	観音川流域=9.5, 大谷川流域=9.7, 五行川流域=18	
			複合基準*1	鬼怒川流域=(6, 62.8)	
			指定河川洪水予報による基準	小貝川[三谷・黒子], 鬼怒川[川島]	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%*2			
	なだれ				
	低温	夏期:最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期:最低気温-7℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は水戸地方気象台の値。

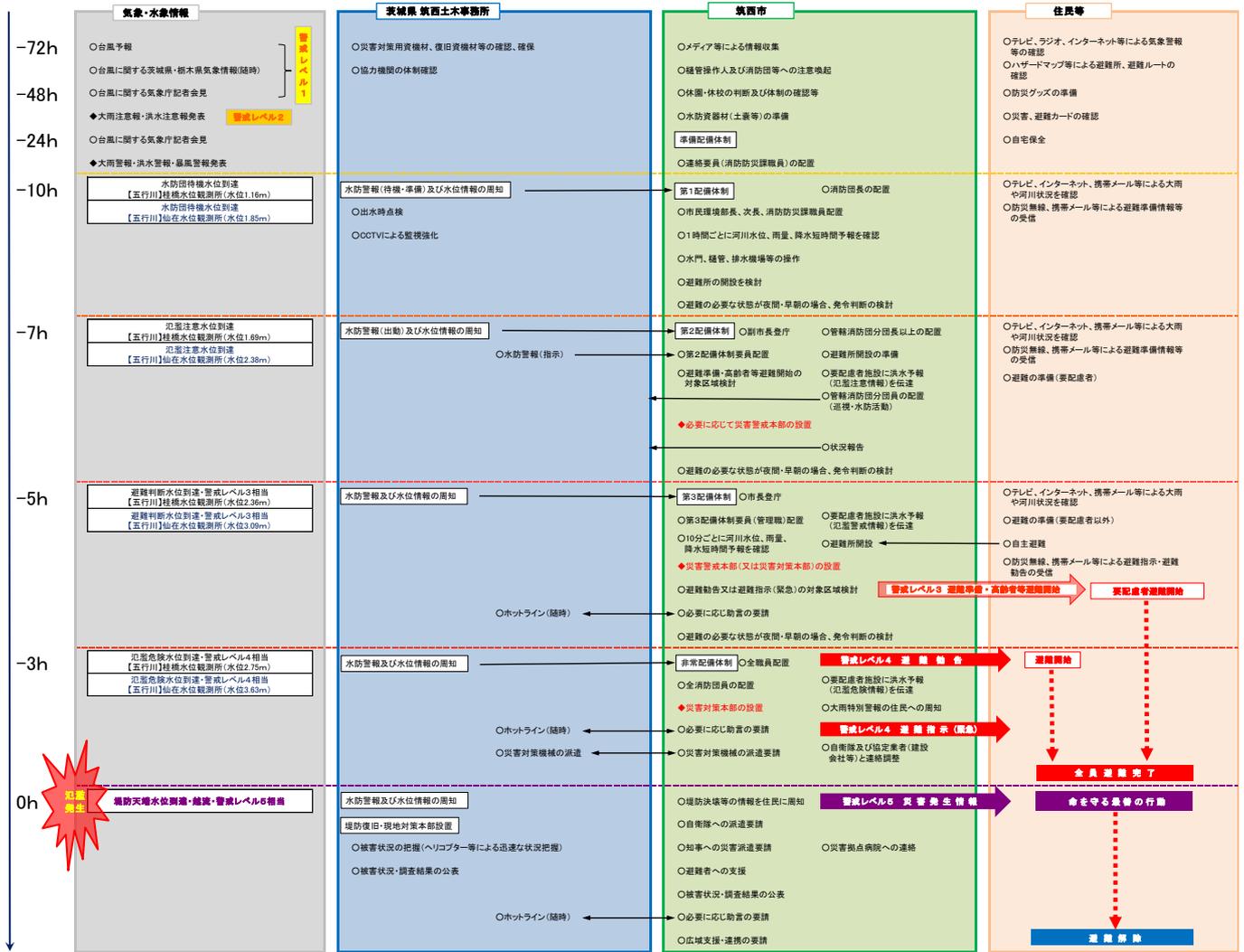
3-3 台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン

台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(令和元年6月版)
筑西市(鬼怒川・小貝川・大谷川)



※今後の出水や訓練等を通じて見直しを行っていく

台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)(令和元年6月版)
筑西市(五行川)

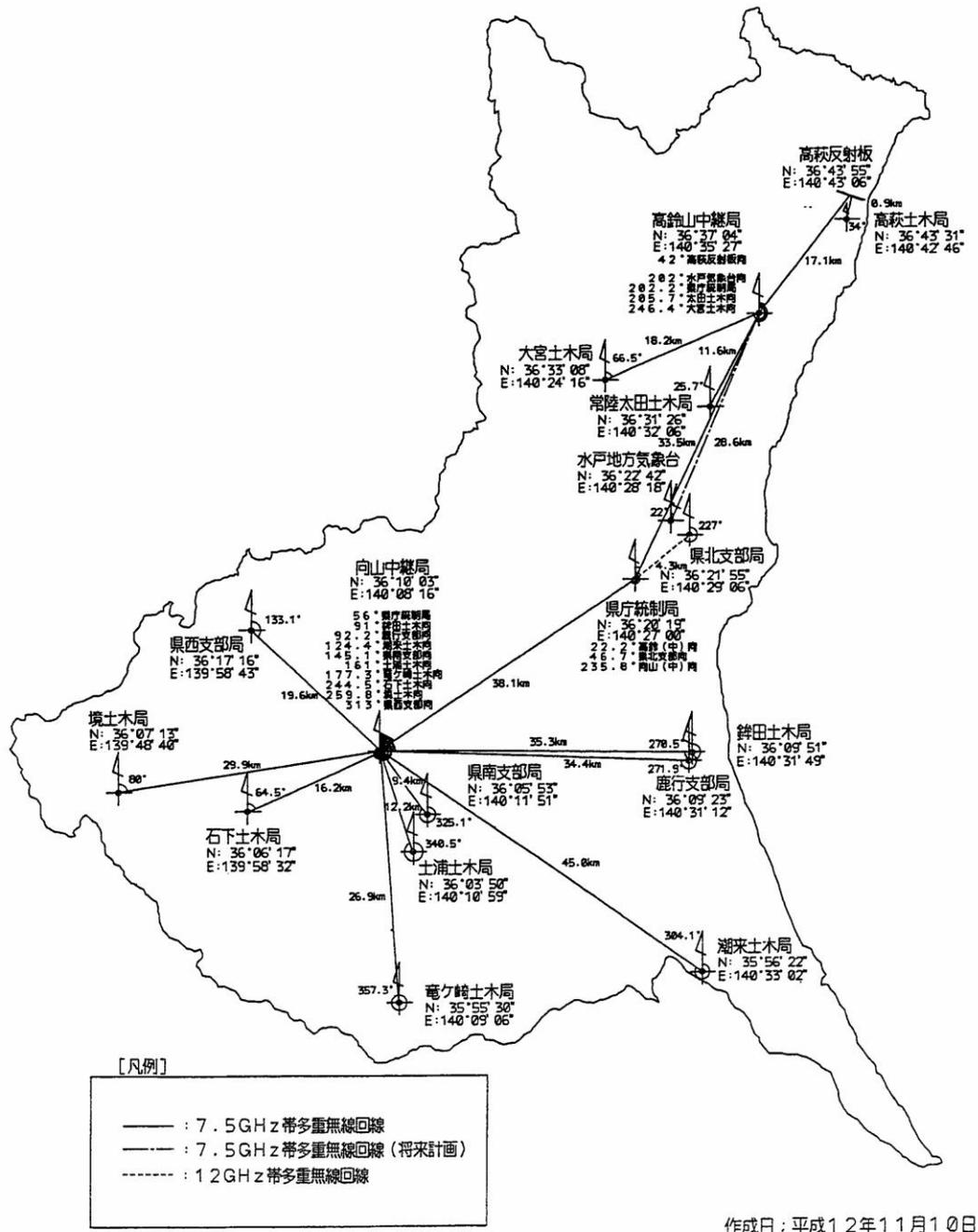


※今後の出水や訓練等を通じて見直しを行っていく

4 情報通信

4-1 茨城県防災情報ネットワークシステム構成図

(1) 茨城県防災通信システム多重回線経路図 (将来計画含む)



4-2 非常無線通信を取扱う無線局を有する主な機関

機関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
東日本電信電話株式会社 茨城支店	災害対策室	水戸市大町 3-3-5 029 (232) 4825	310-8558
関東管区警察局 茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町 978-6 029 (301) 0110 (内) 6061	310-8555
茨城県警察本部	通信指令課	水戸市笠原町 978-6 029 (301) 0110 (内) 3641	310-8555
国土交通省下館河川事務所	電気通信係	筑西市二木成 1753 0296 (25) 2173	308-0841
国土交通省 常陸河川国道事務所	防災課	水戸市千波町1962-2 029 (243) 5134	310-0851
東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社	電気課	水戸市三の丸 1-4-47 029 (227) 3762	310-0011
茨城県無線漁業協同組合	専務	水戸市三の丸1-4-47 029 (227) 3762	310-0011
茨城県	防災・危機管理課	水戸市笠原町978-6 029 (301) 1111 (内) 2884	310-8555
	河川課	水戸市笠原町978-6 029 (301) 1111 (内) 4490	310-8555
	水産試験場 漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029 (273) 7911	312-0005
東京電力パワーグリッド株式 会社茨城総支社	茨城通信ネットワークセンター 運用総括グループ	水戸市南町 2-6-2 029-387-3121	310-0021
日本アマチュア無線 連盟茨城県支部	支部長	那珂郡東海村竹瓦 286 029 (282) 1066	319-1103
日立市役所	交通防災課	日立市助川町1-1-1 0294 (22) 3111	317-8601
NHK水戸放送局	技術部	水戸市大町3-4-4 029 (232) 9841	310-8567
株式会社茨城放送	編成局	水戸市千波町2084 029 (244) 2121	310-0851
日本赤十字社茨城県支部	事業推進課	水戸市小吹町2551 029 (241) 4516	310-0914
茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町3-4-16 029 (262) 4304	311-1214
日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所	那珂郡東海村白方白根2-4 029 (282) 5100	319-1195
日本原子力研究開発機構	核燃料サイクル 工学研究所	那珂郡東海村大字村松4-33 029 (282) 1111	319-1194
日本原子力発電株式会社 東海発電所	安全・防災室 安全・防災グループ	那珂郡東海村大字白方1-1 029 (282) 1211	319-1198
日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	危機管理課	東茨城郡大洗町成田町4002 029 (237) 4141	311-1393
国土交通省霞ヶ浦河川事務 所	機械課	潮来市潮来3510 0299 (63) 2420 (内) 392	311-2424
国土交通省 霞ヶ浦導水工事事務所	工務課	土浦市下高津2-1-3 029 (822) 3007 (内) 390	300-0811

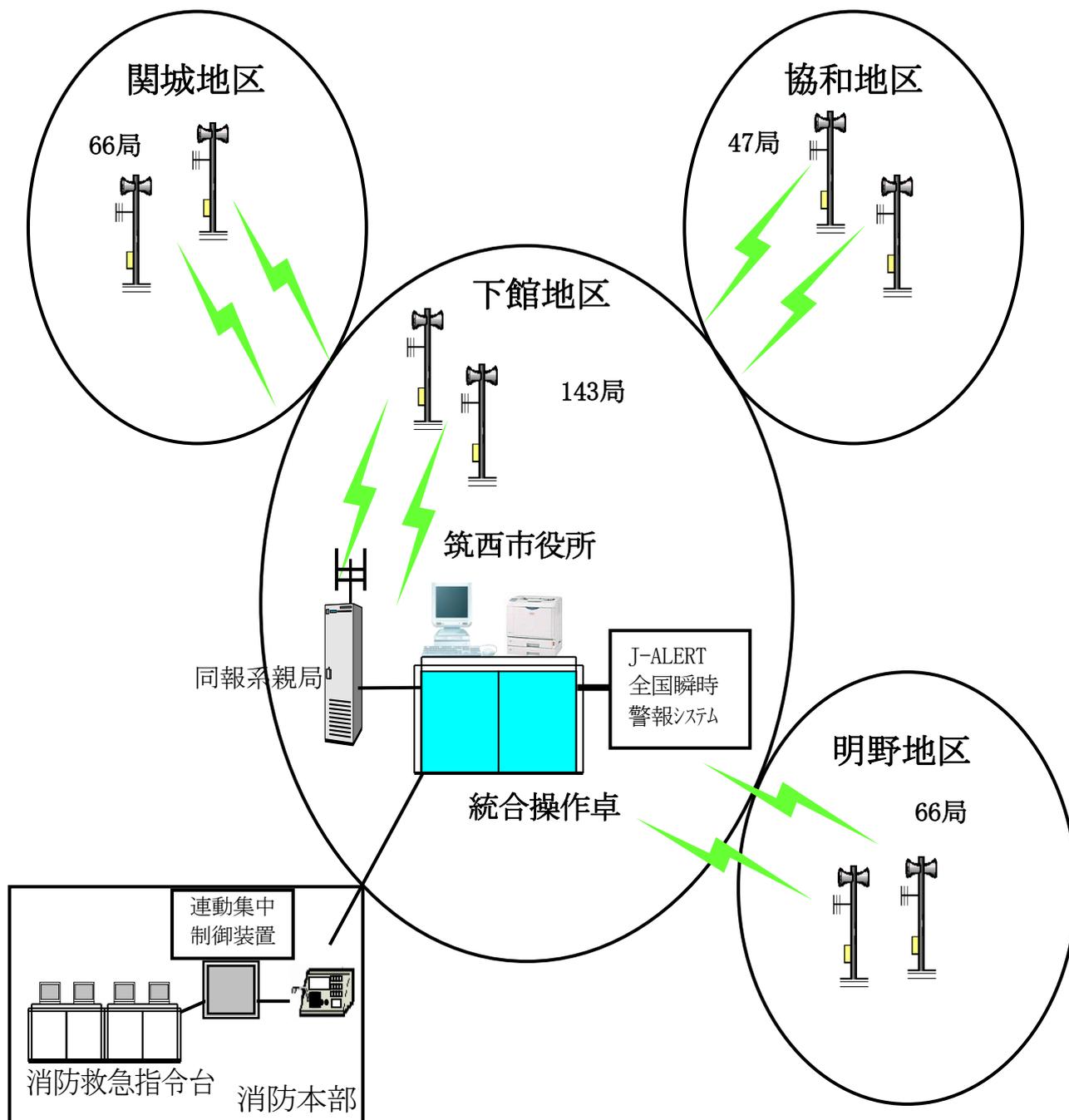
4-3 非常・緊急用電報の内容等

区分	電報の内容	機関等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保の関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

4-4 消防本部（署）無線基地局

消防本部（署）名	活動波	主運用波	統制波
筑西広域市町村圏事務組合消防本部	○	○	○

4-5 筑西市防災行政無線同報系 設備概要



4-6 災害時の広報文例

(1) 水災警戒時の広報文例

〈例文1〉	大雨警報もしくは洪水警報が発表された場合
<p>◎ こちらは、防災筑西です。 さきほど、「大雨(洪水)警報」が発令されました。 これから、所によっては1時間に mm を超える強い雨が降る見込みです。 このため、河川の増水や低地での浸水等が発生するおそれがあります。厳重に警戒してください。 テレビ、ラジオ等の情報にも耳を傾けてください。 また、重大な緊急連絡の場合以外は、極力電話は使わないようご協力をお願いいたします。 以上、防災筑西です。</p> <p>◎ こちらは、防災筑西です。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>①さきほど、「大雨(洪水)警報」が発令されました。 ②・・・川の水位が上昇し、はん濫するおそれがあります。 ③台風の接近に伴い風や雨による被害のおそれがあります。</p></div> <p style="text-align: right;">など</p> <p>・・・地域に自主避難所を開設しましたので、 お年寄りや障害者など避難に時間のかかる方は、避難の準備を開始してください。 その他の方も避難の準備を始めてください。 以上、防災筑西です。</p>	

(2) 災害発生時の広報文例

〈例文2〉	地震発生直後の注意事項(震度6弱以上の場合)
※ 地震発生直後から30分後位の場合	
<p>◎ こちらは、防災筑西です。ただいま大きな地震がありました。 まず、火災発生のおそれがありますので、火の元、ガスの元栓を確認してください。 また、もれているガスに引火しないように、ライターやろうそくの使用は控えるとともに家電器具のスイッチを切ってください。 ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。 以上、防災筑西です。</p> <p>◎ こちらは、防災筑西です。 屋内にいる方は、ガラスの破片等で怪我をしないよう、スリッパや靴を履いて落ち着いて外に出てください。 屋外にいる方は、壊れたブロック塀や建物また高圧線から離れてください。 火災が起きているいたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。 重大な緊急連絡の場合以外は、電話を使わないでください。 ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。 以上、防災筑西です。</p> <p>◎ こちらは、防災筑西です。 車に乗っている方は、緊急車両が通行できるよう、車を左側へ寄せ停車し鍵をつけたままにし、安全な場所へ避難してください。 重大な緊急連絡の場合以外は、電話を使わないでください。 以上、防災筑西です。</p>	

〈例文 3〉 地震発生直後の注意事項（震度 6 弱以上の場合）

※ 地震発生後 30 分～ 2 時間以内の場合

- ◎ こちらは、防災筑西です。さきほどの地震は「震度・・」と発表されました。余震はまだ続いていますので、今後も注意してください。屋内にいる方については、ガラスの破片等で怪我をしないよう、スリッパや靴を履いてください。屋外にいる方は、ガラスや看板等が落ちてくる危険がありますので、建物から離れてください。また、垂れ下がった電線には絶対に触れないでください。以上、防災筑西です。
- ◎ こちらは、防災筑西です。余震はまだ続いていますので、今後も注意してください。火災発生のおそれがありますので、火の元、ガスの元栓を確認してください。火災が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消してください。緊急連絡以外の場合は、電話を使わないでください。出所のわからない情報には、一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いいたします。以上、防災筑西です。
- ◎ こちらは、防災筑西です。自主防災組織の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。また、住民の皆さんも自分たちの街をまもるため、役員やリーダーの方々に協力してください。以上、防災筑西です。

〈例文 4〉 地震発生直後の注意事項（震度 6 弱以上の場合）

※ 地震発生後 2 時間～ 6 時間以内の場合

- ◎ こちらは、防災筑西です。さきほどの地震は「震度・・」と発表されました。余震がまだ続いています。余震は本震より強くありませんが、今後とも注意してください。近所の人たちを確かめてください。もし助けを必要としていたら助けてあげてください。お年寄りだけの家庭や体の不自由な方は無事ですか。落ち着いたら周りの方は、声をかけてあげてください。出所のわからない情報には、一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いいたします。ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。以上、防災筑西です。
- ◎ こちらは、防災筑西です。しばらくの間は、次のことに留意してください。
- 電話の使用は控える。
 - 必要もないのに表に出ない。
 - 照明スイッチの操作。
 - 火器の使用は控える。
 - 出所のわからない情報には一切耳を貸さない、人に伝えない。
- 以上、防災筑西です。

〈例文5〉 被害状況（震度6弱以上の場合）
※ 地震発生後6時間以降の場合

- ◎ こちらは、防災筑西です。
これまでにわかった被害状況をお知らせいたします。死亡者・名及び負傷者・名です。
全壊した建物は・棟、半壊した建物は・棟です。
詳しい情報は、最寄りの小学校に現地連絡所を設置しましたので、そちらでお聞きます。
出所のわからない情報には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いいたします。
以上、防災筑西です。
- ◎ こちらは、防災筑西です。
現在市内の電気、水道が停止しております。
復旧作業を進めておりますが、完全復旧には数日かかる場合もあります。詳しい情報は最寄りの現地連絡所にてお尋ねください。
以上、防災筑西です。

〈例文6〉 火災発生の状況を知らせる安全な避難の方向を指示するための広報文

- ◎ 緊急広報。こちらは、防災筑西です。
避難の用意をしてください。
・地区の火災は ・方向へ燃え広がっています。
飛び火に注意してください。
安全な・小学校へ早めに避難してください。
以上、防災筑西です。
- ◎ 緊急広報。こちらは、防災筑西です。
避難命令が出ました。
現在、・地区の火災が・方向へ燃え広がっています。
・地域の住民の方は、直ちに・へ避難してください。
なお、現場に警察官、市職員、消防署員、消防団員などがいる場合は、その指示に従って落ち着いて避難してください。
以上、防災筑西です。

〈例文7〉 がけ崩れ危険地区住民への避難命令の伝達

- ◎ 緊急広報。こちらは、防災筑西です。
ただ今、・地域に土砂災害に関する警戒レベル4避難勧告を発令しました。
・地区は、土砂災害の危険があります。
・地区の方は、全員、速やかに避難してください。
避難先は、・小学校・中学校です。
なお、現場に警察官、市職員、消防署員、消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
以上、防災筑西です。

〈例文 8〉 水災地区住民への避難命令の伝達

◎ 緊急広報。こちらは、防災筑西です。

ただ今、・・・地域に洪水に関する警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

お年寄りや障害者などの避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。

その他の方も避難の準備を整え、気象情報に注意し、危険だと感じたら早めに避難してください。

避難場所は、・・・公民館、・・・小学校です。

また、できるだけとなり近所の方にも声をかけて避難してください。避難場所への避難が困難な方は、近くの安全な建物に避難してください。

以上、防災筑西です。

◎ 緊急広報。こちらは、防災筑西です。

ただ今、・・・地域に洪水に関する警戒レベル4避難勧告を発令しました。

・・・川が氾濫するおそれのある水位に到達しましたので、・・・地域の方は全員、速やかに避難してください。

避難場所は、・・・公民館、・・・小学校です。

避難する時間のない方は、近くの安全な建物、自宅の2階等に避難してください。

以上、防災筑西です。

◎ 緊急広報。こちらは、防災筑西です。

ただ今、・・・地域に洪水に関する警戒レベル4避難指示（緊急）を発令しました。

・・・川の水位が堤防を越えるおそれがあります。・・・地域の方は全員、緊急避難してください。

避難場所は、・・・公民館、・・・小学校です。

なお、現場に警察官、市職員、消防署員、消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

避難する時間のない方は、近くの安全な建物、自宅の2階等に緊急避難してください。

以上、防災筑西です。

◎ 緊急広報。こちらは、防災筑西です。

ただ今、・・・地域に洪水に関する警戒レベル5災害発生情報を発令しました。

・・・地域一帯は・・・川の・・・付近の堤防が決壊し、浸水しています。

・・・地域の方は、緊急避難し、命を守る最善の行動をしてください。

避難先は、・・・小学校です。

なお、現場に警察官、市職員、消防署員、消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

避難する時間のない方は、近くの安全な建物、自宅の2階等に避難してください。

以上、防災筑西です。

〈例文 9〉 現地連絡所及び被災者総合支援センターの開設周知のための広報

◎ こちらは、防災筑西です。

現地連絡所及び被災者総合支援センターの設置場所についてお知らせいたします。

現地連絡所は、すべての小学校に設置しました。

被災者総合支援センターは、本庁舎1階 憩の広場に設置し、各部職員が各種相談に応じますのでどうぞご利用ください。

現地連絡所では、行方のわからない家族や、知人の捜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っていますので、どうぞご利用ください。

以上、防災筑西です。

〈例文 10〉 安心情報の伝達

◎ こちらは、防災筑西です。
これまでになかった安心情報をお知らせいたします。
・・・地区では、建物の半壊以上の被害はありませんでした。
市内の保育所、幼稚園、小・中学校及び高校の園児、児童、生徒については、現在全員無事との報告を受けています。
・・・地区住民は全員無事との報告を受けております。
以上、防災筑西です。

〈例文 11〉 道路状況と交通規制

(その1)

◎ こちらは、防災筑西です。
道路交通情報についてお知らせします。
現在、市内の道路は、国道、県道等主要な道路が通行禁止となっています。
ドライバーの皆さんは、現場の警察官の指示に従ってください。
以上、防災筑西です。

(その2)

◎ こちらは、防災筑西です。
道路交通情報についてお知らせいたします。
現在、・・・川・・・橋崩落により・・・地区から・・・地区まで通行禁止となっております。
また、・・・地区には道路陥没があり通行禁止となっています。
ドライバーの皆さんは、現場の警察官の指示に従ってください。
以上、防災筑西です。

〈例文 12〉 交通機関の運行状況

(その1)

◎ こちらは、防災筑西です。
交通機関の運行状況についてお知らせいたします。
現在、県西地方の JR・私鉄・バスなどは、地震のため全て運転を中止しております。
各交通機関は、線路など運転施設の点検を行っています。
現在のところ、運転再開の見通しはたっておりません。今後の運転見直しや運行状況については、テレビやラジオの情報に留意してください。
以上、防災筑西です。

(その2)

◎ こちらは、防災筑西です。
交通機関の運行状況についてお知らせいたします。
現在、県西地方の一部の交通機関で運転が再開されております。
・・・線・・・駅から・・・駅間
・・・線・・・駅から・・・駅間
なお、各線とも運行本数が少なく、各駅では混雑が予想されます。
以上、防災筑西です。

〈例文 13〉 避難所の開設状況

◎ こちらは、防災筑西です。
避難所の設置場所についてお知らせいたします。
市では被災した方々のために、…小学校…中学校に避難所を開設しました。お困りの方は直接避難所におこしください。
なお、怪我をされた方々のために…に救護所を開設しています。あわせてご利用ください。
以上、防災筑西です。

〈例文 14〉 医療救護所の開設状況

◎ こちらは、防災筑西です。
医療救護所の開設状況をお知らせいたします。
市では、負傷された方々のために、臨時の医療救護所を…及び…に開設いたしました。
自分たちで応急処置できない怪我の方は、…及び…に設置した医療救護所へ連れて行ってください。
以上、防災筑西です。

〈例文 15〉 応急給水の連絡

◎ こちらは、防災筑西です。
現在、市内…地区全域は地震のため断水をしています。
市では、…及び…において給水所を設置していますので、ご利用ください。
以上、防災筑西です。

(3) 復旧時の広報文例

〈例文 16〉 飲料水・食品等の供給状況

◎ こちらは、防災筑西です。
被災された方へ飲料水、食品等の配布についてお知らせいたします。
現在の配布所は、…小学校、…中学校、…です。どうぞご利用ください。
以上、防災筑西です。

〈例文 17〉 電気の復旧状況

◎ こちらは、防災筑西です。
電気の復旧状況についてお知らせいたします。
現在…地区で停電しておりますが…日…時頃復旧の予定です。
以上、防災筑西です。

〈例文 18〉 水道の復旧状況

◎ こちらは、防災筑西です。
水道の復旧状況をお知らせいたします。
現在…地区で断水しておりますが、…日…時頃復旧の予定です。
以上、防災筑西です。

〈例文 19〉 電話の復旧状況

◎ こちらは、防災筑西です。
電話の復旧状況においてお知らせいたします。
現在…地区で電話が不通になっておりますが、…日…時頃には復旧できる予定です。
なお、電話が不通の地域では、避難所の…に臨時電話を開設しています。どうぞご利用ください。
以上、防災筑西です。

〈例文 20〉 道路の復旧状況

◎ こちらは、防災筑西です。
現在・・・通り、・・・通りは、道路損壊のため一般車両の通行が禁止されております。
このうち・・・通りについては・・・日頃に復旧する予定です。
ドライバーの皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。
以上、防災筑西です。

〈例文 21〉 防犯・防火の広報

◎ こちらは、防災筑西です。
現在、警察、消防ではパトロールを強化し、防犯、防火対策に努めております。
市民の皆さんも、家の戸締りや火の始末を必ず行ってください。また、夜の外出は、なるべくやめましょう。
以上、防災筑西です。

〈例文 22〉 防疫・保健衛生の広報

◎ こちらは、防災筑西です。
飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにしてください。
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにしてください。
熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当てを受けてください。
食中毒の症状が出た場合は、速やかに医療救護所もしくは、市役所までご連絡ください。
以上、防災筑西です。

〈例文 23〉 漏水及び通水に伴う濁りの広報

◎ こちらは、防災筑西です。
水道の復旧状況をお知らせいたします。
現在・・・地区で水道水に濁りが発生しております。
・・・日・・・時頃復旧の予定です。
以上、防災筑西です。

5 避難場所

5-1 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

(1) 指定避難所

番号	施設名	所在地	電話番号	対象とする災害		
				洪水	土砂	地震
1	下館北中学校	筑西市折本 895	0296-22-2334	○	○	○
2	河間小学校	筑西市羽方 14-2	0296-22-2327	△	○	○
3	五所小学校	筑西市山崎 1419-1	0296-22-3884	△	○	○
4	下館西中学校	筑西市飯島 600	0296-28-0404	○	○	○
5	伊讚小学校	筑西市西谷貝 469	0296-22-2042	△	○	○
6	下館小学校	筑西市甲(本城町)392-1	0296-22-3071	○	○	○
7	川島小学校	筑西市伊讚美 1859	0296-28-0202	○	○	○
8	大田小学校	筑西市西方 1748-1	0296-22-2651	○	○	○
9	下館南中学校	筑西市一本松 546	0296-22-3736	○	○	○
10	竹島小学校	筑西市稲野辺 26	0296-22-3789	△	○	○
11	下館中学校	筑西市岡芹 1000	0296-24-0314	○	△	○
12	嘉田生崎小学校	筑西市西石田 587	0296-22-3872	△	○	○
13	養蚕小学校	筑西市下中山 298	0296-22-3509	△	○	○
14	中小学校	筑西市中館 1122-1	0296-22-3709	○	○	○
15	関城西小学校	筑西市関本中 388	0296-37-6934	○	○	○
16	関城東小学校	筑西市藤ヶ谷 678	0296-37-6924	○	○	○
17	関城中学校	筑西市犬塚 100	0296-37-6055	○	○	○
18	認定こども園せきじょう	筑西市黒子 216-1	0296-37-3320	○	○	○
19	大村小学校	筑西市海老ヶ島 1313	0296-52-0017	△	○	○
20	上野小学校	筑西市中上野 621-3	0296-52-0069	○	○	○
21	鳥羽小学校	筑西市鷺島 170	0296-52-0258	○	○	○
22	村田小学校	筑西市村田 1839	0296-52-0056	○	○	○
23	長讚小学校	筑西市宮後 1480	0296-52-0049	○	○	○
24	明野中学校	筑西市倉持 1138	0296-52-0202	○	○	○
25	明野幼稚園	筑西市成井 625	0296-52-0147	○	○	○
26	小栗小学校	筑西市小栗 5545	0296-57-3411	○	○	○
27	新治小学校	筑西市門井 1890-2	0296-57-2061	○	○	○
28	古里小学校	筑西市桑山 2498-1	0296-57-2184	○	○	○
29	協和中学校	筑西市門井 1803-7	0296-57-3155	○	○	○

(2) 指定緊急避難場所

①下館地区 (61箇所)

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (0296)	対象とする災害		
				洪水	土砂	地震
1	心身障害者福祉センター	筑西市小林 355-1	22-3760	△	○	○
2	茂田ふるさとコミュニティセンター	筑西市茂田 1495	25-0897	○	○	○
3	下館武道館	筑西市下中山 732-1	-	○	○	○

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (0296)	対象とする災害		
				洪水	土砂	地震
4	しもだて地域交流センター	筑西市丙 372	23-1616	○	○	○
5	伊讃公民館	筑西市外塚 720	25-1794	○	○	○
6	養蚕公民館	筑西市蕨 632	25-1452	△	○	○
7	一本松集落田園都市センター	筑西市一本松 836	-	△	○	△
8	下野殿多目的研修集会施設	筑西市下野殿 644-1	24-8060	○	○	△
9	新田集落研修センター	筑西市玉戸 1198-1	28-5470	○	○	△
10	二木成農村集落センター	筑西市二木成 1540	-	○	○	△
11	雁沼集落センター	筑西市布川 407-2	-	○	○	△
12	鎌田集落センター	筑西市二木成 1679	-	△	○	○
13	野殿転作促進研修センター	筑西市野殿 1003-2	22-6118	○	○	○
14	玉戸農村集落センター	筑西市玉戸 24-2	-	○	○	○
15	神分農村集落センター	筑西市神分 538	-	○	○	△
16	笹塚集落研修センター	筑西市笹塚 326-2	-	△	○	○
17	野田集落センター	筑西市野田 871-2	-	△	○	○
18	折本集落研修センター	筑西市折本 902	-	○	○	○
19	小川下集落センター	筑西市小川 1491	-	○	○	○
20	五所宮集落センター	筑西市五所宮 1-1	-	○	○	○
21	小埜農村集落センター	筑西市小埜 271	25-1452	△	○	○
22	南大関農村集落センター	筑西市大関 1202	-	△	○	○
23	蕨農村集落センター	筑西市蕨 494-2	25-1787	△	○	○
24	総合福祉センター	筑西市小林 355-1	22-5191	△	○	○
25	下館保健センター	筑西市小林 355-1	24-2266	△	○	○
26	竹島公民館	筑西市稲野辺 513-1	25-1790	△	○	○
27	中公民館	筑西市折本 325-1	25-1887	○	○	○
28	下館トレーニングセンター	筑西市二木成 1622	25-1535	○	○	○
29	西方会館	筑西市西方 1398-2	24-5835	○	○	△
30	稻荷宿農村集落センター	筑西市川澄 375	25-4442	△	○	○
31	八田農村集落センター	筑西市八田 464	-	△	○	○
32	筑西市シルバー人材センター	筑西市二木成 1622-3	25-4181	○	○	○
33	房山農村集落センター	筑西市布川 48-3	-	○	○	○
34	旭ヶ丘農村集落センター	筑西市旭ヶ丘 2930-1	-	○	○	○
35	川神馬農村集落センター	筑西市嘉家佐和 1437	-	△	○	○
36	川連農村集落センター	筑西市川連 367	25-4464	△	○	○
37	西谷貝農村集落センター	筑西市西谷貝 679	25-6036	△	○	○
38	外塚集落センター	筑西市外塚 521	-	△	○	○
39	島農村集落センター	筑西市島 345	-	△	○	○
40	中館農村集落センター	筑西市中館 380	-	○	○	○
41	川島公民館	筑西市下川島 772-1	28-5604	○	○	○
42	下館総合体育館	筑西市上平塚 627	28-5040	○	○	○
43	幸町コミュニティセンター	筑西市幸町 3-1-30	-	○	○	○

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (0296)	対象とする災害		
				洪水	土砂	地震
44	川澄ふるさとコミュニティセンター	筑西市川澄 1017-4	-	△	○	○
45	妙西寺	筑西市乙（新花町）657	22-3259	○	○	△
46	光徳寺	筑西市乙（泉町）512	22-4209	○	○	△
47	星宮寺	筑西市甲（本城町）370-1	22-3241	○	○	△
48	定林寺	筑西市岡芹 957	22-3639	○	○	△
49	下館第一高等学校	筑西市下中山 590	24-6344	△	○	○
50	下館第二高等学校	筑西市岡芹 1119	22-5361	○	○	○
51	中館観音寺	筑西市中館 522-1	22-2702	○	○	△
52	樋口雷神社	筑西市樋口 407	24-0455	○	○	△
53	最勝寺	筑西市下平塚 57	24-4639	△	○	○
54	飯島農村集落センター	筑西市飯島 261	-	○	○	○
55	川島出張所	筑西市伊佐山 155-26	28-0217	△	○	○
56	布川田園都市センター	筑西市布川 608-1	-	○	○	△
57	産業技術専門学院	筑西市玉戸 1336-54	24-1741	○	○	○
58	下館工業高等学校	筑西市玉戸 1336-111	22-3632	○	○	△
59	春日児童館	筑西市嘉家佐和 1773	25-1420	○	○	△
60	深見農村集落センター	筑西市深見 249-3	-	○	○	○
61	下岡崎近隣公園	筑西市下岡崎 3-14	-	△	○	○

②関城地区（16箇所）

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (0296)	対象とする災害		
				洪水	土砂	地震
62	船玉田園都市センター	筑西市船玉 271-1	37-4213	○	○	△
63	分中農村集落センター	筑西市関本分中 74-1	37-4420	△	○	△
64	橋本農村集落センター	筑西市関本中 716	-	△	○	△
65	桜塚田園都市センター	筑西市関本下 2214-2	37-4203	△	○	△
66	上野転作研修センター	筑西市上野 897-1	-	△	○	○
67	木有戸集落センター	筑西市舟生 112-1	37-4202	○	○	△
68	藤野・西原田園都市センター	筑西市藤ヶ谷 2698-1	-	○	○	△
69	関城体育館	筑西市藤ヶ谷 1845-1	37-6049	○	○	○
70	関城老人福祉センター	筑西市藤ヶ谷 733-4	37-2301	○	○	○
71	花田田園都市センター	筑西市花田 487	-	○	○	△
72	関館田園都市センター	筑西市関館 239	-	○	○	○
73	井上農村集落センター	筑西市井上 1341	-	○	○	△
74	木戸田園都市センター	筑西市木戸 1	37-5091	○	○	△
75	梶内農村集落センター	筑西市梶内 136	37-4931	○	○	○
76	本郷農村集落センター	筑西市関本肥土 331-1	-	△	○	○
77	暁保育園	筑西市関本上 1393-1	37-6477	○	○	○

③明野地区 (32 箇所)

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (0296)	対象とする災害		
				洪水	土砂	地震
78	明野トレーニングセンター	筑西市海老ヶ島 2120-7	52-5333	○	○	○
79	明野高等学校	筑西市倉持 1176	52-3121	○	○	○
80	中根農村集落センター	筑西市中根 408-2	52-5062	○	○	○
81	倉持参集殿	筑西市倉持 928	52-5264	○	○	△
82	田宿集落センター	筑西市田宿 227-1	-	○	○	○
83	西松原コミュニティセンター	筑西市松原 433-4	52-5003	○	○	○
84	石倉公民館	筑西市松原 1997-12	52-2287	○	○	△
85	三ツ谷公民館	筑西市松原 2394-2	52-6455	○	○	○
86	東宮後生活改善センター	筑西市宮後 198-4	-	○	○	○
87	西押尾集落センター	筑西市押尾 343-2	-	○	○	○
88	宮山会館	筑西市宮山 500-4	-	○	○	△
89	猫島集落センター	筑西市猫島 242-1	52-4779	○	○	△
90	上西郷谷集落センター	筑西市上西郷谷 167-1	-	○	○	○
91	権現台集会所	筑西市宮後 2387	-	○	○	○
92	寺上野公民館	筑西市寺上野 556	-	○	○	○
93	鶴田公民館	筑西市中上野 1742-2	-	○	○	○
94	赤浜コミュニティセンター	筑西市赤浜 691	52-5009	△	○	○
95	向上野公民館	筑西市向上野 277	-	○	○	△
96	東石田公民館	筑西市東石田 1049-4	-	○	○	△
97	海老江公民館	筑西市海老江 579-1	-	○	○	△
98	東保末公民館	筑西市東保末 75	-	△	○	○
99	成井生活改善センター	筑西市成井 377-2	-	○	○	○
100	高津公民館	筑西市高津 124	-	○	○	○
101	大林農村集落センター	筑西市大林 302-2	-	○	○	○
102	吉田公民館	筑西市吉田 627-3	-	○	○	△
103	竹垣生活改善センター	筑西市竹垣 495	-	○	○	△
104	下川中子・金井集落センター	筑西市下川中子 1219	-	△	○	○
105	古内集落センター	筑西市古内 1371-1	-	△	○	○
106	内淀公民館	筑西市内淀 160-3	-	○	○	△
107	鍋山公民館	筑西市鍋山 496	52-4494	○	○	△
108	篠之内公民館	筑西市松原 2819-2	52-1202	○	○	○
109	宮山ふるさとふれあい公園	筑西市宮山 504	52-3610	○	○	○

④協和地区 (17 箇所)

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (0296)	対象とする災害		
				洪水	土砂	地震
110	協和の杜体育館	筑西市久地楽 260	57-6600	○	○	○
111	宮本公民館	筑西市小栗 123-1	-	○	○	△
112	下小栗集落センター	筑西市小栗 9349-1	-	○	○	○

113	蓬田公民館	筑西市蓬田 826-3	57-9602	○	○	○
114	横塚公民館	筑西市横塚 262	-	○	○	△
115	西蓮沼公民館	筑西市蓮沼 1172-2	57-2910	○	○	○
116	八幡農村コミュニティセンター	筑西市八幡 180	-	○	○	○
117	三郷農村集落センター	筑西市三郷 684	57-2904	○	○	○
118	蓮沼団地公民館	筑西市蓮沼 1591-115	-	○	○	△
119	上星谷農村集落センター	筑西市上星谷 296	57-9627	○	○	○
120	下星谷公民館	筑西市下星谷 115	57-6964	○	○	○
121	協和転作促進研修センター	筑西市知行 463-2	57-9601	○	○	△
122	谷永島公民館	筑西市谷永島 433-1	57-9118	○	○	○
123	十里農村集落センター	筑西市桑山 1672-2	57-6963	○	○	△
124	栗崎農村集落センター	筑西市桑山 2694	57-9794	○	○	○
125	東郷田園都市センター	筑西市桑山 367-2	57-9619	○	○	△
126	協和公民館	筑西市門井 1962-2	57-2515	○	○	○

※対象とする災害

洪水	○	洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域でないもの
	△	〃 浸水想定区域であるもの ※浸水想定区域でも条件(2階以上)を満たせば○
土砂	○	土砂災害警戒区域に指定されていないもの
	△	土砂災害警戒区域に指定されているもの
地震	○	新耐震基準導入(S56.6.1)後に建築されたもの ※全ての棟が耐震改修済であれば○ H26.5月調査時点
	△	〃 前に建築されたもの ※一部の棟が未修済であれば△ H26.5月調査時点

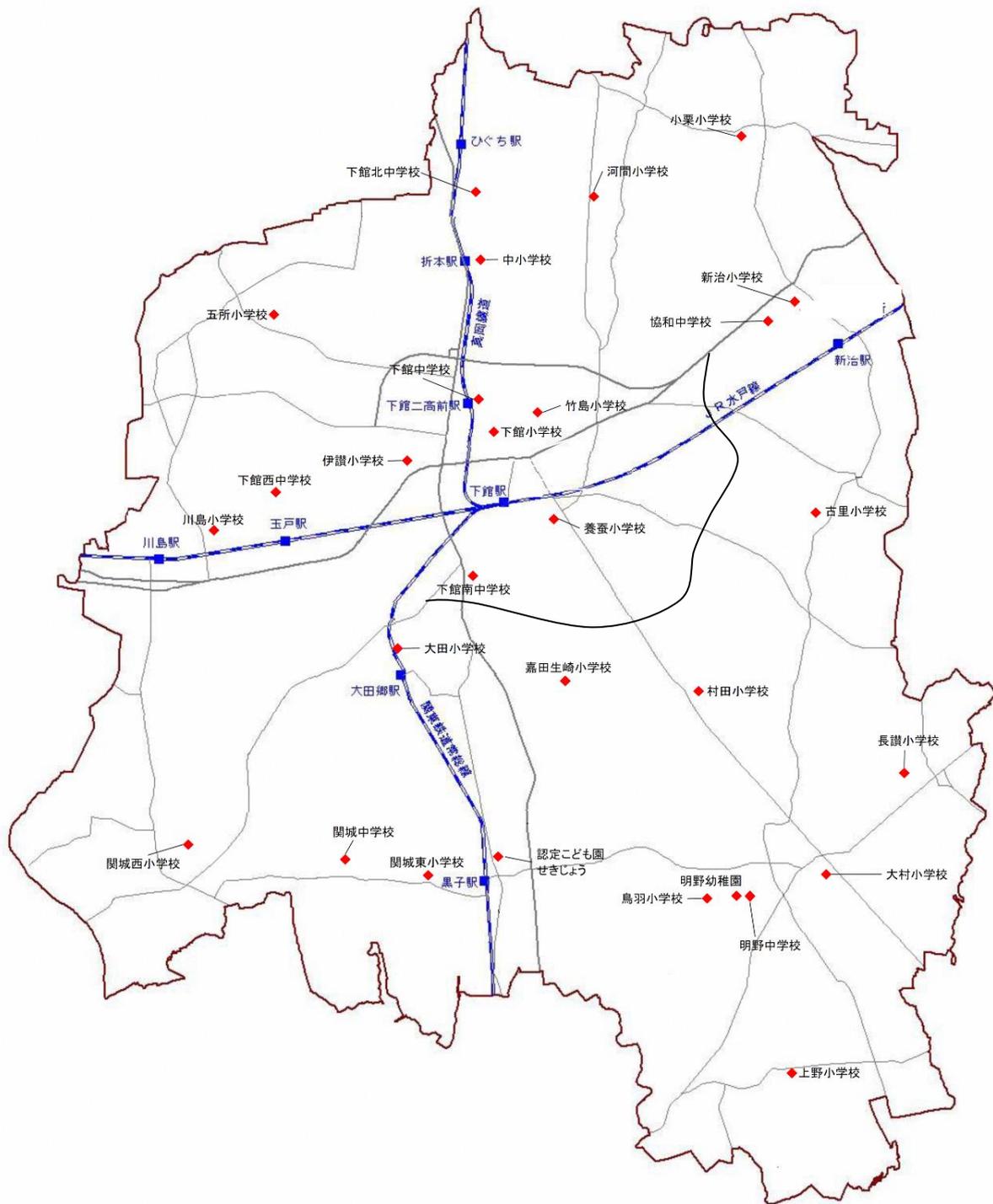
5-2 福祉避難所

番号	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先 (0296)	対象とする災害		
				洪水	土砂	地震
1	筑西市総合福祉センター	筑西市小林 355	22-5191 (社会福祉協議会)	△	○	○
2	関城老人福祉センター	筑西市藤ヶ谷 733-4	37-2301	○	○	○
3	明野老人福祉センター	筑西市新井新田 41-2	52-1415	○	○	○
4	協和ふれあいセンター	筑西市久地楽 237-7	57-5821	○	○	○

※対象とする災害

洪水	○	洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域でないもの
	△	〃 浸水想定区域であるもの ※浸水想定区域でも条件(2階以上)を満たせば○
土砂	○	土砂災害警戒区域に指定されていないもの
	△	土砂災害警戒区域に指定されているもの
地震	○	新耐震基準導入(S56.6.1)後に建築されたもの ※全ての棟が耐震改修済であれば○ H26.5月調査時点
	△	〃 前に建築されたもの ※一部の棟が未修済であれば△ H26.5月調査時点

5-3 指定避難所等位置図



5-4 災害時における救援対策活動拠点設置予定校一覧

区 分		指定 避難所	医療 救護所	遺 体 安置所	臨時 ヘリポート	物 資 集配拠点
小 学 校	下 館	○				
	伊 讚	○	○	○		
	川 島	○				
	竹 島	○				
	養 蚕	○	○	○		
	五 所	○				
	中 間	○				
	河 田	○	○	○		
	大 嘉田生	○				
	嘉 田生	○	○			
	関 城	○	○			
	関 城	○				
	大 村	○	○			
村 田	○					
鳥 羽	○					
上 野	○					
長 讚	○					
古 里	○					
新 治	○	○				
小 栗	○					
中 学 校	下 館	○	○	○		
	下 館	○	○	○		
	下 館	○	○	○	○	
	下 館	○	○	○	○	
	関 城	○	○	○	○	
	明 野	○	○	○	○	
	協 和	○	○	○	○	
県立高等 学校	下 館 第一					○
	下 館 第二					○
	下 館 工業					○
	明 野					○

※ 避難所は、飲料水、食品、生活必需品等救援物資の供給拠点となる。

6 危険箇所等

6-1 法規等に基づく危険区域等指定一覧

(令和2年度)

区域の種類		指定箇所数	分布概要
重要水防箇所		国土交通省指定 109か所	鬼怒川 24か所 大谷川 18か所 小貝川 67か所
		茨城県指定 1か所	五行川1か所
砂防指定地		指定なし	
土砂災害警戒区域	土石流	指定なし	
	地すべり	指定なし	
	急傾斜地の崩壊	茨城県指定 27か所	下館地区 15か所
			関城地区 9か所
		明野地区 1か所	
		協和地区 2か所	
宅地造成工事規制区域		指定なし	

6-2 重要水防箇所

(1) 重要水防箇所 国土交通省下館河川事務所指定

(茨城県水防計画、令和2年度)

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由
		種別	階級		地先名	料杭位置		
1	鬼怒川	(重点)	-	左	筑西市 下江連	51.02k 下 0m	1箇所	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて堤防満杯流量の最も低い箇所(川島L02)
2	鬼怒川	堤体漏水	B	左	筑西市 下江連	51.00k 上 200m ～ 51.00k 下 0m	200	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
3	鬼怒川	(重点) 越水(溢水)	- A	左	筑西市 伊佐山	47.00k 上 110m ～ 47.00k 上 60m	50	計算水位が現況堤防高以上
4	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	筑西市 伊佐山	47.00k 上 60m ～ 47.00k 上 55m	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿
5	鬼怒川	水衝・洗掘	A	左	筑西市 伊佐山	46.75k 上 50m ～ 46.50k 上 155m	145	堤防前面の河床が深掘れ(R1.10洪水)
6	鬼怒川	(重点) 越水(溢水) 水衝・洗掘	- A A	左	筑西市 伊佐山	46.50k 上 155m ～ 46.25k 上 60m	345	計算水位が現況堤防高以上 堤防前面の河床が深掘れ(R1.10洪水)
7	鬼怒川	(重点)	-	左	筑西市 下川島	45.75k 上 0m	1箇所	氾濫危険水位設定箇所(川島観測所)
8	鬼怒川	(重点) 越水(溢水)	- A	左	筑西市 伊佐山～女方	46.25k 上 60m ～ 45.50k 上 40m	770	計算水位が現況堤防高以上

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由
		種別	階級		地先名	料杭位置		
9	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	筑西市 船玉	44.50k 下 230m ～ 44.00k 上 160m	110	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
10	鬼怒川	堤体漏水	B	右	結城市 久保田	44.80k 上 20m ～ 44.50k 上 170m	150	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
11	鬼怒川	越水(溢水)	A	左	筑西市 船玉	44.40k 上 160m ～ 44.00 下 70m	230	計算水位が現況堤防高以上
12	鬼怒川	新堤防	要注意	左	筑西市 船玉	44.40k 下 70m ～ 43.50 上 0m	430	H30 鬼怒川左岸船玉築堤工事(R2.6)
13	鬼怒川	越水(溢水)	B	左	筑西市 船玉～関本上	43.50k 上 0m ～ 43.00k 上 100m	400	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
14	鬼怒川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	筑西市 関本上	43.00k 上 100m ～ 43.00k 下 130m	230	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
15	鬼怒川	新堤防	要注意	左	筑西市 関本神～ 関本分中	43.00k 下 130m ～ 42.00k 上 45m	825	R1 鬼怒川左岸関本分中上流築堤工事(R2.6) R1 鬼怒川左岸関本上下流築堤工事(R2.6)
16	鬼怒川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	筑西市 関本分中	42.00k 上 45m ～ 41.50k 上 100m	445	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
17	鬼怒川	新堤防	要注意	左	筑西市 関本分中 ～関本肥土	41.50k 上 100m ～ 40.25k 上 90m	1260	R1 鬼怒川左岸関本肥土上流築堤工事(R2.6)
18	鬼怒川	越水(溢水) 新堤防	B 要注意	左	筑西市 関本肥土	40.25k 上 90m ～ 40.00k 下 25m	365	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 R1 鬼怒川左岸関本肥土下流築堤工事(R2.6)
19	鬼怒川	越水(溢水) 新堤防	B 要注意	左	筑西市 関本中	40.00k 下 135m ～ 39.50k 下 185m	550	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 R1 鬼怒川左岸関本分中下流築堤工事(R2.6)
20	鬼怒川	工作物	B	左	筑西市 関本下	39.25k 上 29m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (鬼怒川大橋)

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由
		種別	階級		地先名	料杭位置		
21	鬼怒川	工作物	B	左	筑西市 関本下	39.25k 上 0m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(鬼怒川新橋(仮称))
22	鬼怒川	工作物	A	左	筑西市 関本下	39.00k 上 128m	1箇所	応急対策が必要な施設(下河原排水樋管)
23	鬼怒川	工作物	B	左	筑西市 関本下	38.75k 上 101m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(霞用水鬼怒川水管橋)
24	鬼怒川	工作物	A	左	筑西市 関本下	38.75k 下 85m	1箇所	応急対策が必要な施設(上野排水樋管)
25	小貝川	越水(溢水)	B	左	筑西市 小栗	69.00k 上 50m ～ 69.00k 上 30m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
26	小貝川	(重点)	—	左	筑西市 小栗	68.40k	1箇所	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて堤防満杯流量の最も低い箇所(三谷L01)
27	小貝川	水衝・洗堀	A	左	筑西市 小栗	68.20k 上 126m ～ 68.20k 上 41m	85	堤防前面の河床が深掘れ(R1.10洪水)
28	小貝川	工作物	A	左	筑西市 小栗	67.00k 上 80m	1箇所	応急対策が必要な施設(加草中排水樋管)
29	小貝川	堤体漏水	B	右	筑西市 小栗	67.60k ～ 67.40k	200	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
30	小貝川	工作物	A	右	筑西市 小栗	67.00k	1箇所	応急対策が必要な施設(加草排水樋管)
31	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	筑西市 小栗～八田	67.40k ～ 66.00k	1400	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
32	小貝川	堤体漏水	B	左	筑西市 小栗	66.00k ～ 65.40k	600	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
33	小貝川	水衝・洗堀	A	左	筑西市 小栗～井出姥沢	65.40k 上 3m ～ 65.20k 上 83m	120	堤防前面の河床が深掘れ(R1.10洪水)
34	小貝川	堤体漏水	B	右	筑西市 八田～大関	66.00k ～ 65.00k	1000	堤体の変状の生じるおそれがある箇所

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由
		種別	階級		地先名	料杭位置		
35	小貝川	堤体漏水	B	右	筑西市 大関～井出蛭沢	64.40k 上 100m ～ 64.40k 下 100m	200	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
36	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	筑西市 大関～川澄	63.80k ～ 62.80k	1000	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
37	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	筑西市 川澄	62.60k 上 100m ～ 62.40k	300	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
38	小貝川	工作物	B	左	筑西市 横塚	61.80k 上 20m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(常磐橋)
39	小貝川	基礎地盤漏水	B	左	筑西市 井出蛭沢～向川澄～横塚	64.20k ～ 61.80k	2400	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
40	小貝川	越水(溢水)	B	左	筑西市 直井～茂田	61.40k 下 50m ～ 61.20k	150	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
41	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	筑西市 茂田	61.20k ～ 61.00k 上 50m	150	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
42	小貝川	越水(溢水)	B	左	筑西市 茂田	61.00k 上 50m ～ 61.00k	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
43	小貝川	工作物	B	右	筑西市 横島	61.80k 上 156m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(常磐橋)
44	小貝川	工作物	A	右	筑西市 直井	61.60k 上 20m	1箇所	応急対策が必要な施設(横島排水樋管)
45	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	筑西市 横島～直井	61.80k ～ 61.60k 下 100m	300	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
46	小貝川	堤体漏水	B	左	筑西市 茂田～成田	60.60k ～ 60.00k	600	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
47	小貝川	基礎地盤漏水	B	右	筑西市 直井	61.60k 下 100m ～ 61.00k 下 11m	511	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
48	小貝川	水衝・洗掘 基礎地盤漏水	A B	右	筑西市 直井～金丸	61.00k 下 11m ～ 61.00k 下 83m	72	堤防前面の河床が深掘れ(R1.10 洪水) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由
		種別	階級		地先名	料杭位置		
49	小貝川	基礎地盤漏水	B	右	筑西市 金丸～直井 ～茂田	61.00k 下 83m ～ 60.60k 上 100m	217	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
50	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	筑西市 茂田～成田	60.60k 上 100m ～ 60.20k 下 100m	600	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
51	小貝川	基礎地盤漏水	B	右	筑西市 成田	60.20k 下 100m ～ 60.00k	100	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
52	小貝川	基礎地盤漏水	B	左	筑西市 成田～徳持	60.00k ～ 58.60k	1400	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
53	小貝川	堤体漏水	B	左	筑西市 徳持	58.60k ～ 58.40k 上 100m	100	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
54	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	筑西市 徳持 ～上川中子	58.40k 上 100m ～ 57.60k	900	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
55	小貝川	堤体漏水	B	右	筑西市 蕨～東榎生 ～西石田	58.80k ～ 57.60k	1200	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
56	小貝川	工作物	A	右	筑西市 西石田	57.60k 下 135m	1箇所	応急対策が必要な施設(榎生排水樋管)
57	小貝川	工作物	A	左	筑西市 上川中子	56.80k 上 90m	1箇所	応急対策が必要な施設(川連排水樋管)
58	小貝川	工作物	B	左	筑西市 上川中子	56.60k 下 45m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(新大橋)
59	小貝川	堤体漏水	B	左	筑西市 上川中子 ～下川中子	57.60k ～ 56.60k 下 100m	1100	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
60	小貝川	(重点)	-	右	筑西市 西石田	56.60k	1箇所	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて堤防満杯流量の最も低い箇所(黒子 R02)
61	小貝川	工作物	B	右	筑西市 西石田	56.60k 下 45m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(新大橋)
62	小貝川	堤体漏水	B	右	筑西市 西石田	57.60k ～ 56.60k 下 100m	1100	堤体の変状の生じるおそれがある箇所

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由
		種別	階級		地先名	料杭位置		
63	小貝川	堤体漏水	B	左	筑西市 下川中子	56.20k ～ 55.60k 上 70m	530	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
64	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	筑西市 下川中子	55.60k 上 70m ～ 55.40k 下 50m	320	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
65	小貝川	堤体漏水	B	左	筑西市 下川中子	55.40k 下 50m ～ 55.20k	150	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
66	小貝川	越水(溢水)	B	右	筑西市 飯田	55.40k 上 120m ～ 55.40k 上 40m	80	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
67	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	筑西市 下川中子 ～古内	55.20k ～ 54.60k 上 110m	490	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
68	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水 越水(溢水)	A A B	左	筑西市 古内	54.60k 上 110m ～ 54.60k 下 45m	155	堤体の変状の生じるおそれがあり、変状履歴がある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあり、変状履歴がある箇所(H26 台風18号) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
69	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	筑西市 古内	54.60k 下 45m ～ 54.60k 下 50m	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
70	小貝川	堤体漏水	B	左	筑西市 古内	54.60k 下 50m ～ 54.60k 下 60m	10	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
71	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	A A	左	筑西市 古内	54.60k 下 60m ～ 54.60k 下 105m	45	堤体の変状の生じるおそれがあり、変状履歴がある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあり、変状履歴がある箇所(H26 台風18号)
72	小貝川	堤体漏水	B	左	筑西市 古内	54.60k 下 105m ～ 54.40k 上 80m	15	堤体の変状の生じるおそれがある箇所

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由
		種別	階級		地先名	料杭位置		
73	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	筑西市 古内～大林	54.40k 上 80m ～ 53.60k	880	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
74	小貝川	工作物	A	左	筑西市 大林	53.40k 上 60m	1箇所	計算水位が桁下高以上(黒子橋)
75	小貝川	越水(溢水)	B	右	筑西市 西保末	53.80k ～ 53.80k 下 35m	35	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
76	小貝川	堤体漏水	B	右	筑西市 西保末	53.80k 下 80m ～ 53.60k 下 20m	140	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
77	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	筑西市 西保末	53.60k 下 20m ～ 53.60k 下 80m	60	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
78	小貝川	工作物	A	右	筑西市 西保末	53.40k 上 60m	1箇所	計算水位が桁下高以上(黒子橋)
79	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	筑西市 西保末	53.40k 上 50m ～ 53.40k 下 100m	150	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
80	小貝川	越水(溢水)	B	右	筑西市 西保末～稻荷	53.40k 下 100m ～ 51.20k	2100	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
81	小貝川	越水(溢水)	A	右	筑西市 稻荷	51.20k ～ 51.20k 下 10m	10	計算水位が現況堤防高以上
82	小貝川	越水(溢水)	B	左	筑西市 大林～東保末 ～谷原～高津	53.40k 上 40m ～ 50.00k 上 100m	3340	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
83	小貝川	越水(溢水)	B	右	筑西市 稻荷～下妻市 中郷	51.20k 下 10m ～ 51.00k 下 80m	270	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
84	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	筑西市 高津～中上野	50.00k 上 100m ～ 49.80k 上 100m	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由
		種別	階級		地先名	料杭位置		
85	小貝川	(重点) 越水(溢水)	- B	左	筑西市 中上野	50.00k 下 100m ～ 49.40k 上 100m	400	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて堤防満杯流量の最も低い箇所(黒子L3 49.8k) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
86	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	筑西市 中上野 ～福岡新田	49.40k 上 100m ～ 49.00k 上 100m	400	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
87	小貝川	越水(溢水) 破堤跡	B 要注意	左	筑西市 福岡新田 ～赤浜	49.00k 上 100m ～ 48.80k 上 100m	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 破堤跡(S61.8 洪水)
88	小貝川	越水(溢水)	B	左	筑西市 赤浜	48.80k 上 100m ～ 48.80k 下 35m	135	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
89	小貝川	工作物	B	左	筑西市 赤浜	48.80k 下 60m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満 (小貝大橋)
90	小貝川	越水(溢水)	B	左	筑西市 赤浜	48.60k 上 100m ～ 48.40k 上 100m	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
91	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	筑西市 赤浜～下妻市 高道祖	48.40k 上 100m ～ 48.00k 上 50m	450	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
92	大谷川	工作物	A	左	筑西市 野殿	3.70k	1箇所	計算水位が桁下高以上(野殿橋)
93	大谷川	工作物	A	左	筑西市 野殿	3.20k 下 75m	1箇所	計算水位が桁下高以上 (中野橋)
94	大谷川	工作物	A	右	筑西市 野殿	3.70k	1箇所	計算水位が桁下高以上(野殿橋)
95	大谷川	工作物	A	左	筑西市 下野殿	2.80k 下 41m	1箇所	計算水位が桁下高以上(根田橋)
96	大谷川	工作物	A	左	筑西市 下野殿	2.60k 下 50m	1箇所	計算水位が桁下高以上(下野殿橋)

番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由
		種別	階級		地先名	料杭位置		
97	大谷川	工作物	A	左	筑西市 嘉家佐和	2.00k 上 100m	1箇所	応急対策が必要な施設(母子島樋管)
98	大谷川	工作物	A	左	筑西市 嘉家佐和	2.10k	1箇所	応急対策が必要な施設(黒子堰)
99	大谷川	工作物	A	右	筑西市 下野殿	2.80k 下 41m	1箇所	計算水位が桁下高以上(根田橋)
100	大谷川	工作物	B	右	筑西市 下野殿	2.60k 下 50m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(下野殿橋)
101	大谷川	工作物	A	右	筑西市 嘉家佐和	2.10k	1箇所	応急対策が必要な施設(黒子堰)
102	大谷川	工作物	A	左	筑西市 辻	1.40k 上 92m	1箇所	計算水位が桁下高以上(川神馬橋)
103	大谷川	越水(溢水)	B	左	筑西市 野殿 ～嘉家佐和	3.60k 上 50m ～ 1.40k 下 10m	2260	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
104	大谷川	工作物	B	左	筑西市 辻	1.40k 下 90m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(春日大橋)
105	大谷川	工作物	A	右	筑西市 辻	1.40k 上 92m	1箇所	計算水位が桁下高以上(川神馬橋)
106	大谷川	越水(溢水)	B	右	筑西市 嘉家佐和	2.20k ～ 1.40k 下 50m	850	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
107	大谷川	工作物	B	右	筑西市 辻	1.40k 下 50m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(春日大橋)
108	大谷川	越水(溢水)	B	右	筑西市 嘉家佐和～辻	1.20k 上 50m ～ 0.40k 上 40m	810	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
109	大谷川	越水(溢水)	B	右	筑西市 辻	0.20k 上 120m ～ 0.00k	320	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満

(2) 重要水防箇所 茨城県指定

(茨城県水防計画、平成30年度)

番号	河川名	岸別	重要度		延長 (m)	地先名	位置	備考
			種別	階級				
1	五行川	左	被災箇所	B	200	筑西市下中山	2.70~2.90	S61.8 台風10号 被災箇所

6-3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(平成28年12月現在)

旧下館市

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域	告示年月日
1	206-I-001	折本	折本	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年10月15日
2	206-I-002	岡芹-1	岡芹	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年10月15日
3	206-I-003	本城町	甲	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年10月15日
4	206-I-004	岡芹	岡芹	急傾斜地の崩壊	○	—	平成21年10月15日
5	206-I-005	根岸町	甲	急傾斜地の崩壊	○	—	平成21年10月15日
6	206-I-006	薬師町	甲	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年10月15日
7	206-I-007	田町	甲	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年10月15日
8	206-I-008	中館	中館	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年10月15日
9	206-I-009	折本-1	折本	急傾斜地の崩壊	○	—	平成21年10月15日
10	206-I-010	樋口	樋口	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年10月15日
11	206-II-001	樋口-2	樋口	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
12	206-II-002	中館-2	中館	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
13	206-II-003	折本-2	折本, 口戸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
14	206-III-001	中館-3	中館, 高島	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
15	206-III-002	下野殿	下野殿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日

旧関城町

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域	告示年月日
1	501-I-001	木戸-1	木戸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年4月2日
2	501-I-002	木戸-2	木戸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年4月2日
3	501-II-001	井上	井上	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
4	501-II-002	辻	辻	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
5	501-II-003	木戸-3	木戸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
6	501-II-004	磯山	筑西市 木戸, 下妻市 若柳	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
7	501-III-001	黒子	黒子, 井上, 辻	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
8	501-III-002	梶内-1	梶内	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
9	501-III-003	梶内-2	筑西市 梶内, 下妻市 若柳	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日

旧明野町

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域	告示年月日
1	502-III-001	鶴田	高津	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日

旧協和町

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域	告示年月日
1	505-II-001	小栗-1	小栗	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日
2	505-II-002	小栗-2	小栗	急傾斜地の崩壊	○	○	平成26年3月13日

6-4 路面冠水箇所

(茨城県、平成28年6月3日)

道路種別	路線名	地先名又は通称名
県道	石岡筑西線	筑西市下中山 (JR水戸線高架下)
市道	市道下5B-700号線	筑西市下岡崎1丁目10番地先 中央図書館西側 JR下岡崎跨道橋

7 危険物施設・毒性ガス

7-1 危険物製造所等の現況

(令和3年3月31日現在)

施設 区分	計	製造 所	貯蔵所								取扱所					事業 所数	
			小 計	屋 内	屋 外 タン ク	屋 内 タン ク	地 下 タン ク	簡 易 タン ク	移 動 タン ク	屋 外	小 計	給 油 (自)	給 油 (営)	販 売 (第一・第二)	移 送		一 般
市																	
筑西市	562	9	357	99	113	4	61	0	70	10	196	56	47	0	0	93	280

7-2 火薬等取締対象施設の現況

(平成28年3月31日現在)

対象別	火薬類			猟銃等		火薬庫							高圧ガス							
	販 売	販 売 (紙)	製 造	製 造	販 売	一 級	二 級	三 級	煙 火	が ん 具 煙 火	実 砲 庫	庫 外 貯 蔵 所	製造所				貯 蔵 庫	販 売 所	容 器 検 査 所	
													製 造 一 種	製 造 二 種	冷 凍					計
															一 種	二 種				
市																				
筑西市		4	1						2				12	26	2	57	59	26	82	1

8 輸送

8-1 緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側
(高速自動車国道)		
北関東自動車道	桜川市県境(栃木県)から	水戸市元石川町(水戸南IC)まで
(一般国道)		
国道50号	結城市県境(栃木県)から	水戸市三の丸(水戸駅前交差点)まで
国道294号	取手市白山 国道6号(国道294号入口交差点)から	筑西市県境(栃木県)まで
(主要地方道)		
石岡筑西線	石岡市旭台 国道6号(旭台交差点)から	筑西市丙 国道50号(桜町交差点)まで
(市道)		
筑西市道 下5B-687号線、協111号線	筑西市蓮沼 国道50号交差から	筑西市茂田 県道石岡筑西線まで
筑西市道下5B-811, 5B-851号線	筑西市茂田 県道石岡筑西線から	筑西市一本松 国道294号線交差まで

第2次緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側
(一般国道)		
国道50号	結城市結城 主要地方道結城下妻線(下小埜交差点)から	筑西市下川島 国道50号(鬼怒川西交差点)まで
(主要地方道)		
筑西つくば線	筑西市下中山 主要地方道石岡筑西線交差から	つくば市国松 一般県道沼田下妻線交差まで
筑西三和線	筑西市西方 筑西市道交差から	古河市尾崎 国道125号交差まで
(市道)		
筑西市道 下4B-695号線	筑西市一本松 国道294号線交差から	筑西市西方 県道筑西三和線交差まで

第3次緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側
(一般国道)		
国道50号	筑西市神分 国道50号分岐から	筑西市丙 主要地方道石岡筑西線(桜町交差点)まで
(主要地方道)		
石岡筑西線	筑西市下中山 主要地方道筑西つくば線交差から	筑西市丙 国道50号(桜町交差点)まで
筑西つくば線	筑西市横島 国道50号(横島交差点)から	筑西市下中山 主要地方道筑西つくば線(下中山交差点)まで
つくば真岡線	筑西市門井 国道50号(門井交差点)から	筑西市県境(栃木県)まで
(一般県道)		
下館停車場線	下館駅から	筑西市丙 国道50号(田町交差点)まで
谷和原筑西線	常総市水海道諏訪町 国道354号(水海道郵便局前交差点)から	筑西市西方 国道294号(鎌田南交差点)まで
(市道)		
筑西市道 下1級-15号線、関1級-13号線	筑西市下野殿 県道谷和原筑西線(下野殿交差点)から	県西水道事務所まで
筑西市道 下1級-37号線、下5B-588号線	筑西市西方 国道294号線から	東邦薬品(株)下館営業所まで
筑西市道 関2級-13号線	筑西市辻 国道294号線から	大圃病院まで

8-2 公用車保有状況

(令和3年3月)

	大型バス	マイクロバス	普通車	軽自動車	軽トラック	ライトバン	ワゴン	トラック	ダンプ	広報車	特別車	その他
本庁舎			36	52	1	38	13	2		2	2	
下館庁舎	2	1	2	2	6	7	4	5	2	1	1	1
関城支所				1		1				1		
明野支所				1	1					1		
協和支所			1	1	1	1				1		
出先機関		5	4	10	3	3	5	9	1			2

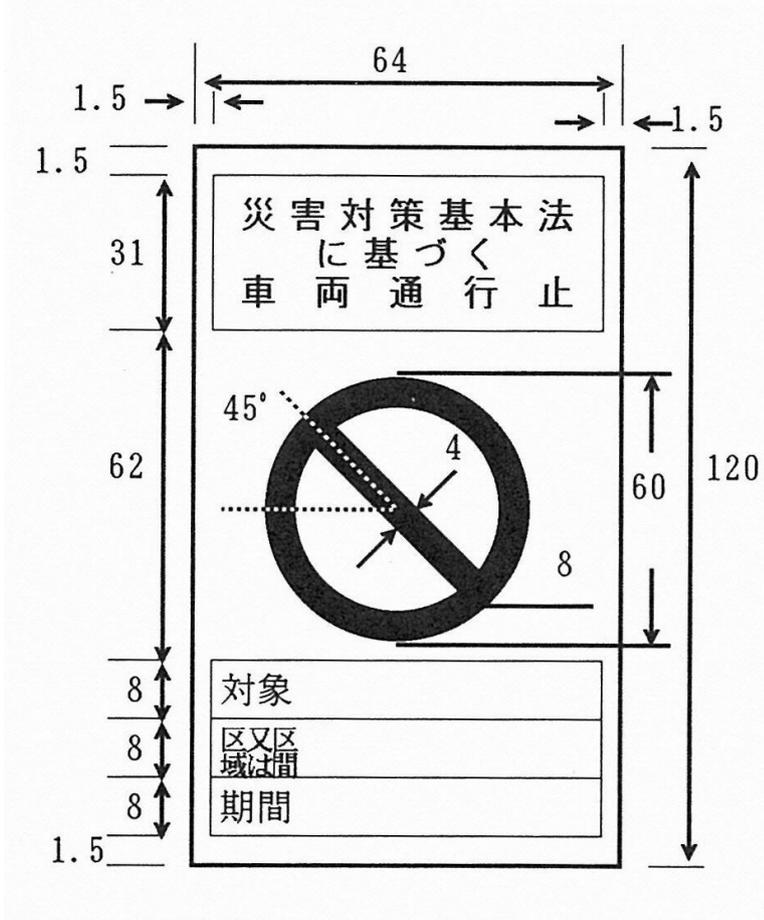
8-3 緊急通行車両確認のための標章・標示等

(1) 緊急通行車両確認のための標章



- 備考1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」 「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。

(2) 緊急通行車両以外の車両通行止標示



- 備考1 色彩は文字、緑線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1 cm とする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

9 災害時医療・災害時要配慮者

9-1 広域災害・救急医療情報システム参加医療機関(緊急告示医療機関)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
協和中央病院	筑西市門井 1676-1	0296-57-6131	
大圃病院	筑西市木戸 352	0296-37-3101	人工透析対応
茨城県西部メディカルセンター	筑西市大塚 555	0296-24-9111	災害拠点病院

9-2 病院・有床診療所一覧

(令和2年3月現在)

区分	施設名	所在地	診療科目
病院	茨城県西部メディカルセンター	大塚 555	皮膚、小児、小児外、内、外、泌尿器、脳神経、整形、形成、婦人、眼、耳鼻咽喉、放射線、麻酔、
	小松崎病院	中館 69-1	小児、精神、外、耳鼻咽喉、神経、呼吸器、消化器
	下館病院	野殿 1131	精神、神経
	大圃病院	木戸 352	皮膚、小児、外、整形、リハビリテーション、放射線、呼吸器
	協和中央病院	門井 1676-1	皮膚、小児、外、泌尿器、脳神経、整形、眼、リハビリテーション、放射線、麻酔、歯、口腔、ペインクリニック、漢方内、呼吸器、消化器
	協和南病院	門井 1674-1	内
有床診療所	遠藤産婦人科医院	中館 130-1	産婦人
	小松崎産婦人科医院	二木成 1267	小児、産婦人
	平間産婦人科医院	甲 95-5	産婦人
	宮田医院	丙 59	皮膚、小児、内、外、泌尿器、整形、消化器
	明野中央医院	海老ヶ島 926	小児、内、外、消化器
	池田整形外科	横塚 933-1	整形

10 保健・衛生

10-1 ごみ処理施設

(1) ごみ焼却施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島658	240（t/日）	連続	平成15年3月

(2) 粗大ごみ処理施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （筑西市・結城市・桜川市）	筑西市下川島658	50（t/日）	併用	平成15年3月

10-2 し尿処理施設

組合名（構成市）	所在地	規模	処理方式	使用開始年月
筑西広域市町村圏事務組合 （結城市・筑西市〔下館・関城・明野〕・桜川市〔真壁〕）	筑西市下川島658	150（k1/日）	高負荷	平成6年11月
筑北環境衛生組合 （笠間市・桜川市の内岩瀬地区・大和地区、筑西市の内協和地区）	桜川市長方1245	100（k1/日）	標・脱	昭和61年7月

10-3 火葬場

施設名	所在地	電話番号
きぬ聖苑（筑西広域事務組合）	筑西市下川島655番地1	0296-33-6635

11 備蓄

11-1 県西地区防災活動拠点防災備蓄一覧

(茨城県、平成31年4月1日)

品目	数量	品目	数量
缶入りパン	17,976 缶 (749 箱)	飲料水	126,336 リットル
非常用クラッカー	39,200 袋 (560 箱)	毛布	240 枚 (24 箱)
米飯 (アルファ米)	14,600 袋	防水シート	2,290 枚 (458 箱)
おかゆ (アルファ米)	17,200 袋	簡易トイレ (袋型)	11,300 回 (113 箱)
食料 計	88,976 食	パーソナルテント	52 張 (13 箱)

茨城県 (県西地区防災活動拠点：県西総合公園内：筑西市桑山 2818 TEL：0296-57-5598)

11-2 市の備蓄状況

(令和2年3月現在)

品目	単位	数量
アルファ米 (白がゆ、わかめご飯、他9種類)	食	合計 8,100 食
パン (缶詰：チョコ、黒豆、他13種類)	食	合計 4,560 食
菓子類 (ビスケット)	食	合計 2,640 食
汁物 (みそ汁、豚汁、他3種類)	食	合計 11,740 食
飲料水		合計 10,536 本
ミネラルウォーター (10年保存水)	本	9,384
ミネラルウォーター (5年保存水)	本	1,152
副食		合計 294 食
ハンバーグ煮込み	食	50
さば味噌煮	食	50
肉じゃが	食	50
ひじきふっくら煮	食	48
きんぴらごぼう	食	48
五目野菜豆	食	48
乳幼児用		
哺乳瓶 (使い捨て用)	個	100
粉ミルク	個	1,000
液体ミルク	缶	72
衛生用品		
液体石鹸	本	60
生理用品	個	1,080
幼児用おむつ (S・M・Lサイズ)	枚	492
介護用おむつ (M・L・L-LLサイズ)	枚	340
トイレトペーパー	個	77
タオル	枚	3,000
バスタオル	枚	400
ラップ	個	1,000
毛布	枚	980

マット・シート		
ロールマット (0.91m×20m)	ロール	96
アルミシート	枚	214
アルミマット (1.2m×20m)	ロール	6
カーペット (0.91m×1.9m)	枚	400
ブルーシート (3.6m×5.4m)	枚	130
ブルーシート (7.2m×9m)	枚	9
救急シート (100m)	ロール	5
食器類		
プラスチックカップ	個	9,500
150ml 用紙コップ	個	1,700
205ml 用紙コップ	個	2,000
割りばし	膳	1,200
調理機器		
寸胴鍋 (60cm)	個	2
寸胴鍋 (45cm)	個	8
寸胴鍋 (30cm)	個	2
かまどセット (台、釜、ふた)	セット	10
移動式炊飯器	台	1
カセットガスコンロ	台	50
カセットボンベ	本	180
ひしゃく (15cm)	個	3
ひしゃく (14.5cm)	個	14
ひしゃく (12cm)	個	10
電気ポット (3ℓ)	個	2
電気ポット (5ℓ)	個	2
その他		
二連梯子	脚	3
担架	台	15
リヤカー	台	5
カセットガス発電機	台	2
血圧計	台	8
懐中電灯	個	108
ヘッドランプ	個	90
トランジスタメガホン	個	7
簡易トイレ	個	4,000
組立トイレ	セット	13
吸水性土嚢	枚	99
簡易型避難用テント	個	199
簡易ベット (段ボール型)	セット	100
段ボール間仕切り	セット	150
段ボール間仕切り用台座	セット	90
指定避難所		
オイルヒーター	台	31
カセットガス発電機	台	31
特設公衆電話 (各小・中学校)	台	133

12 災害救助法の適用

12-1 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

(令和元年 10 月 1 日)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 330 円以内 (加算額) 高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難所での避難生活が長期にわたる場合等は、健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する 2 基本額 1戸当たり 5,714,000 円以内 3 供与期間 完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限まで 4 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 原則として、公有地を利用する。困難な場合は、民有地を利用することができる。 2 費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費その他の一切の経費とする。 3 同一敷地内又は近接地50戸につき集会施設を設置できる。50戸未満でも、戸数に応じた小規模な集会施設を設置できる。 4 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等の要援護者等を複数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
		○賃貸型応急住宅 1 規模 世帯の人数に応じて建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額 3 供与期間 建設型応急住宅に準じる。		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他による食品の供与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり1,160円以内 2 被災者が直ちに食することができる現物による	災害発生の日から7日以内	1 費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																							
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	1 費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とする。																																							
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 次に掲げる品目の範囲内 ア 被服、寝具及び身のまわり品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料 2 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の季別は災害発生日をもって決定する。 3 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 被害の実情に応じ、現物をもって行う																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>188</td> <td>242</td> <td>358</td> <td>428</td> <td>542</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>312</td> <td>404</td> <td>562</td> <td>657</td> <td>827</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>61</td> <td>83</td> <td>124</td> <td>151</td> <td>190</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>100</td> <td>130</td> <td>184</td> <td>219</td> <td>276</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>			区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	188	242	358	428	542	79	冬	312	404	562	657	827	114	半壊 半焼 床上浸水	夏	61	83	124	151	190	26	冬	100	130	184	219	276	36	
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																	
		全壊 全焼 流失			夏	188	242	358	428	542	79																																
					冬	312	404	562	657	827	114																																
半壊 半焼 床上浸水	夏	61	83	124	151	190	26																																				
	冬	100	130	184	219	276	36																																				
医療	災害のため医療のみちを失った者（応急的処置）	1 医療は、次の範囲内で行う。 ア 診療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護 2 費用 ・ 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 ・ 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 ・ 施術者…協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	「医療」は、救護班によって行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、病院又は診療所（施術者を含む。）において、医療（施術を含む。）を行うことができる。																																							
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者	1 助産は、次の範囲内で行う。 ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 2 費用 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費	分べんした日から7日以内	助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。																																							
被災者の救出	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する	費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生日から3日以内																																								

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000 円以内 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内に完了	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てる 2 貸付金額は、次以内の額 生業費：1件当たり 30,000 円 就職支度費：1件当たり 15,000 円	災害発生の日から1ヵ月以内	1 生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する 2 貸与期間：2年以内 3 利子：無利子
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 次品目の範囲内で現物をもって行う ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 2 教科書代 小学校児童・学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 高等学校等生徒 使用する教材実費 3 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内	
埋葬	原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給する	1 次品目の範囲内を支給する。 ア 棺(付属品を含む。) イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ウ 骨つば及び骨箱 2 1体当り費用 大人 215,200 円以内 小人 172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。	1 次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案 2 費用 (洗浄、縫合、消毒等の処置) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) 既存建物 借上費は通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 (検案) 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生日から10日以内	1 検案は、原則として救護班によって行う。 2 死体の一部保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者	市内で障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生日から10日以内	1 費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	当該救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助事務費	「救助の事務」を行うのに要した経費及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費	<p>1 次に掲げる費用とする。</p> <p>ア 時間外勤務手当</p> <p>イ 賃金職員等雇上費</p> <p>ウ 旅費</p> <p>エ 需用費(消耗品費, 燃料費, 食糧費, 印刷製本費, 光熱水費及び修繕料をいう。)</p> <p>オ 使用料及び賃借料</p> <p>カ 通信運搬費</p> <p>キ 委託費</p> <p>2 金額</p> <p>各年度において, 歳出に区分される額を合算し, 各災害の当該合算した額の合計額が, 国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に, 次に掲げる区分に応じ, それぞれ次に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。</p> <p>ア 3,000万円: 金額 10/100</p> <p>イ 3,000万円~6,000万円: 金額 9/100</p> <p>ウ 6,000万円~1億円: 金額 8/100</p> <p>エ 1億円~2億円: 金額 7/100</p> <p>オ 2億円~3億円: 金額 6/100</p> <p>カ 3億円~5億円: 金額 5/100</p> <p>キ 5億円以上: 金額 4/100</p>		1 救助事務費以外の費用の額とは, 第1項から第13項までに規定する救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のため支出した費用を合算した額, 損失補償に要した費用の額, 扶助金の支給基礎額を合算した額, 委託費用の補償に要した費用の額, 求償に対する支払いに要した費用の額の合計額をいう。
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	<p>1人1日当たり</p> <p>医師、歯科医師 21,200円以内</p> <p>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 16,000円以内</p> <p>保健師、助産師、看護師、准看護師 16,800円以内</p> <p>救急救命士 15,100円以内</p> <p>土木技術者、建築技術者 16,600円以内</p> <p>大工 24,800円以内</p> <p>左官 25,500円以内</p> <p>とび職 24,500円以内</p>		<p>1 時間外勤務手当は、職種ごとの日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。</p> <p>2 旅費は、職種ごとの日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例に定める額以内</p>
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

12-2 災害救助法適用基準世帯数一覧表

市	区分	人口	住宅滅失世帯数	
			A	B
筑西市		104,573	100	50

- 注) 1 人口は、平成27年国勢調査による人口とし、国勢調査期日以後において市町村の廃置分合があった場合には、知事が告示した人口による。
- 2 Aは災害救助法施行令第1条第1項に規定する滅失した世帯数であり、Bは同令同条第2項に規定する滅失した世帯数である。
- 3 被害世帯数は全壊(焼)世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって1世帯とする。

13 河川及び水防

13-1 河川の水位標の位置、水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位（国の機関が行う水位情報の通知及び周知）

水系名	河川名	観測所名	基準水位観測所						水防警報区		
			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位	位置	所在地	左岸	右岸
利根川	鬼怒川	川島	0.00	1.10	1.80	2.80	5.907	左岸合流点から45.5km 上145m	筑西市 女方	自：筑西市下江連 至：常総市新石下	自：筑西市下川島 至：常総市古間木
	小貝川	三谷	1.40	1.80	2.90	3.20	3.380	右岸71.4km 下50m	栃木県 真岡市 大字高田	自：栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田2435 番地先 至：筑西市蔵	自：栃木県真岡市大字根本2169 番地先 至：筑西市蔵
		黒子	2.50	3.80	5.10	5.80	6.082	右岸53.4km 上31m	筑西市 西保末	自：筑西市蔵 至：つくば市吉沼	自：筑西市蔵 至：下妻市鯨
	大谷川	黒子	2.50	3.80	5.10	5.80	6.082	右岸53.4km 上31m	筑西市 西保末	自：筑西市野殿字大道下361 の2 地先の野殿橋 至：小貝川合流点	自：筑西市野殿字根田 157 の1 地先の野殿橋 至：小貝川合流点

13-2 河川の量水標の位置、水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位（県知事が行う水位情報の通知及び周知）

河川名	観測所名	基準水位観測所						所在地
		平水位	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位	
五行川	桂橋	-0.22	1.16	1.69	2.36	2.75	3.50	筑西市樋口
五行川	仙在	0.09	1.85	2.38	3.09	3.63	4.51	筑西市稲野辺
大谷川	大谷川橋	0.97						筑西市外塚
観音川	宮山	0.14						筑西市宮山

水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

13-3 水防資機材一覧

(平成 25 年 1 月)

区分	水防用舟 (艘)	掛矢(丁)	スコップ エンピ(丁)	竹とげ鎌 (丁)	照明灯 (基)	斧・鉋 (丁)	鋸 (丁)	木杭 (本)	土のう袋 (袋)	鉄線 (巻)	ビニールシート (枚)	荒縄 (巻)	ペンチ (丁)	ハンマー (丁)
筑西1 関城		2	29		9	6	1		2,800	5	11			2
筑西2 宮本		5	18	2		7	5		800				2	
筑西3 仲町		5	35	2			14		1,600		7		1	3
筑西4 大関	1	5	14	2		2	2		4,000	20		10		
筑西5 西石田	2	6	29	1		9	3	50	4,400	40	18			7
筑西6 古内	3	2	57	2	2	6	7	56	6,000	70		30		
東 押 尾		5	48	1		8	7		2,400	25	10	30		
明野備蓄倉庫	2	18	80	2	3	30	15	20	5,000	250	220	30		15
下館防災倉庫		5	38		1	8	11		0	20	109		15	3
二木成防災倉庫		4	55	3		10	7	94	9,200	25	17	32		1
総 計	8	57	403	15	15	86	72	220	36,200	455	392	132	18	31

救助用舟 第6分団詰所:一艘 消防署訓練棟:一艘

14 文教・福祉施設

14-1 教育施設

(1) 学校施設

名称	住所	電話番号
下館小学校	筑西市甲 392-1	0296-22-3071
伊讚小学校	筑西市西谷貝 469	0296-22-2042
川島小学校	筑西市伊讚美 1859	0296-28-0202
竹島小学校	筑西市稲野辺 26	0296-22-3789
養蚕小学校	筑西市下中山 298	0296-22-3509
五所小学校	筑西市山崎 1419-1	0296-22-3884
中小学校	筑西市中館 1122-1	0296-22-3709
河間小学校	筑西市羽方 14-2	0296-22-2327
大田小学校	筑西市西方 1748-1	0296-22-2651
嘉田生崎小学校	筑西市西石田 587	0296-22-3872
関城西小学校	筑西市関本中 388	0296-37-6934
関城東小学校	筑西市藤ヶ谷 678	0296-37-6924
大村小学校	筑西市海老ヶ島 1313	0296-52-0017
村田小学校	筑西市村田 1839	0296-52-0056
鳥羽小学校	筑西市鷺島 170	0296-52-0258
上野小学校	筑西市中上野 621-3	0296-52-0069
長讚小学校	筑西市宮後 1480	0296-52-0049
古里小学校	筑西市桑山 2498-1	0296-57-2184
新治小学校	筑西市門井 1890-2	0296-57-2061
小栗小学校	筑西市小栗 5545	0296-57-3411
下館中学校	筑西市岡芹 1000	0296-24-0314
下館西中学校	筑西市飯島 600	0296-28-0404
下館南中学校	筑西市一本松 546	0296-22-3736
下館北中学校	筑西市折本 895	0296-22-2334
関城中学校	筑西市犬塚 100	0296-37-6055
明野中学校	筑西市倉持 1138	0296-52-0202
協和中学校	筑西市門井 1803-7	0296-57-3155

(2) 給食センター

名称	住所	電話番号
下館学校給食センター	筑西市岡芹 2096	0296-25-0131
明野学校給食センター	筑西市倉持 1170-1	0296-52-0175

(3) 認定こども園・幼稚園

名称	住所	電話番号
認定こども園せきじょう	筑西市黒子 216-1	0296-37-3320
明野幼稚園	筑西市成井 622	0296-52-0147

14-2 要配慮者利用施設

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
威恵会三岳荘小松崎病院	病院	筑西市中館 69-1		○
医療法人社団平仁会下館病院	病院	筑西市野殿 1131		
大圃病院	病院	筑西市木戸 352		○
医療法人恒貴会協和中央病院	病院	筑西市門井 1676-1		
医療法人恒貴会協和南病院	病院	筑西市門井 1674-1		
茨城県西部メディカルセンター	病院	筑西市大塚 555-1		
医療法人社団新井内科医院	診療所	筑西市甲 146		
茨城県筑西保健所	診療所	筑西市甲 114		
遠藤産婦人科医院	診療所	筑西市中館 130-1		
大空こどもクリニック	診療所	筑西市中館 136-3		
大田医院	診療所	筑西市西方 1684-1		
大津皮膚科	診療所	筑西市二木成 1600-2		
大圃クリニック	診療所	筑西市丙 153-4		
おおもりクリニック	診療所	筑西市玉戸 1080-1		
岡崎アイクリニック	診療所	筑西市下岡崎 3-1-9		
奥沢耳鼻咽喉科医院	診療所	筑西市甲 132-5		
おくだ眼科クリニック	診療所	筑西市直井 959-2	○	
おばやし診療所	診療所	筑西市小林 467-1	○	
医療法人 加納内科胃腸科	診療所	筑西市岡芹 967-1		
上牧整形外科医院	診療所	筑西市甲 334		
かわしま内科クリニック	診療所	筑西市伊佐山 248-10	○	
杏林堂医院	診療所	筑西市下中山 582-3	○	
県西糖尿病内分泌内科クリニック	診療所	筑西市成田 678	○	
ごとうクリニック	診療所	筑西市岡芹 2162		
こまつぎき眼科クリニック	診療所	筑西市二木成 1318		
小松崎産婦人科医院	診療所	筑西市二木成 1267		
さいとう整形外科	診療所	筑西市菅谷 1138-2	○	
さとうクリニック	診療所	筑西市丙 92-2		
下館胃腸科医院	診療所	筑西市二木成 1519		
しもだて中央クリニック	診療所	筑西市下中山 1192-1	○	
医療法人社団幸清会しもだて内科クリニック	診療所	筑西市中館 262		
しもだてメディカルポート	診療所	筑西市下岡崎 2-8-1		
社会福祉法人慶育会診療所	診療所	筑西市茂田 1735-1		
社会福祉法人 征峯会ピアしらとり診療所	診療所	筑西市小埜 861		
鈴木耳鼻咽喉科医院	診療所	筑西市二木成 1929		
すわクリニック	診療所	筑西市甲 444-1		
瀬端耳鼻咽喉科医院	診療所	筑西市丙 219		
武井眼科医院	診療所	筑西市二木成 1515		
玉野医院	診療所	筑西市下川島 759	○	
筑西こころのクリニック	診療所	筑西市茂田 1758-6		
筑西市夜間休日一次救急診療所	診療所	筑西市小林 355-1	○	
ことぶき荘 老人ホーム医務室	診療所	筑西市中館 1106		
筑西腎クリニック	診療所	筑西市二木成 1925		
特別養護老人ホームあしま診療所	診療所	筑西市下中山 360-1	○	
特別養護老人ホーム敬心苑医務室	診療所	筑西市野殿 1595-3		

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
特別養護老人ホームしらとり診療所	診療所	筑西市上平塚 590-1		
特別養護老人ホーム中館園 医務室	診療所	筑西市中館 266-2		
特別養護老人ホームまごころの杜医務室	診療所	筑西市西方 1667		
とみざわハートクリニック	診療所	筑西市女方 688-1		
直江医院	診療所	筑西市丙 147		
長倉内科・外科クリニック	診療所	筑西市玉戸 1270-207		
のぎ小児科	診療所	筑西市玉戸 1270-1075		
野中医院	診療所	筑西市野殿 1595-2		
延島診療所	診療所	筑西市甲 55		
平間産婦人科医院	診療所	筑西市甲 95-5		
ひろせ内科クリニック	診療所	筑西市下中山 551-1	○	
堀内皮膚科医院	診療所	筑西市乙 853		
みぞぐち皮膚科医院	診療所	筑西市甲 95-1		
宮田医院	診療所	筑西市丙 59		
八島医院	診療所	筑西市稲野辺 248	○	
筑西診療所	診療所	筑西市玉戸 1658		
飯田医院	診療所	筑西市木戸 52		
河上医院	診療所	筑西市舟生 1059-3		
医療法人関城中央医院皮膚科	診療所	筑西市関本下 2445	○	
特別養護老人ホーム筑圃苑医務室	診療所	筑西市木戸 354		○
のかおい整形外科	診療所	筑西市関本下 1922-1		
医療法人 安分堂 濱名医院	診療所	筑西市関本上 1412-2		
山口医院	診療所	筑西市木戸 1285-4		
あけの元気館前クリニック	診療所	筑西市松原 1564-5		
明野中央医院	診療所	筑西市海老ヶ島 926	○	
かくらいクリニック	診療所	筑西市松原 228	○	
せきや眼科クリニック	診療所	筑西市新井新田 42-30		
特別養護老人ホームさくら荘医務室	診療所	筑西市宮山 381-1		
特別養護老人ホーム紫雲荘医務室	診療所	筑西市海老ヶ島 1999		
社会福祉法人向日葵福祉会 特別養護老人ホームひまわり苑	診療所	筑西市吉田 641-3		
原田医院歯科内科	診療所	筑西市村田 1605		
秀村医院	診療所	筑西市寺上野 1178-3		
ファンック筑波第1診療所	診療所	筑西市向上野 1500-2		
ファンック筑波第2診療所	診療所	筑西市松原 284-4		
松岡整形外科	診療所	筑西市中上野 724		
横瀬医院	診療所	筑西市海老ヶ島 962-2	○	
池田整形外科	診療所	筑西市横塚 933-1	○	
落合医院	診療所	筑西市小栗 5616-1		
障害者支援施設「すみれ園」	診療所	筑西市門井 1677-21		
仙波医院	診療所	筑西市新治 1993-26		
特別養護老人ホーム県西せいかん荘内 特定クリニック	診療所	筑西市蓬田 241		
特別養護老人ホーム恒幸園 医務室	診療所	筑西市向川澄 98-1		
にいほり診療所	診療所	筑西市門井 1805-3		
塙医院	診療所	筑西市桑山 2482		
青山歯科医院	歯科診療所	筑西市丙 127		
浅香歯科医院	歯科診療所	筑西市甲 828-1		

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
阿部歯科医院	歯科診療所	筑西市下岡崎 3-4-13		
いけうちデンタルクリニック	歯科診療所	筑西市直井 1039-1	○	
石塚歯科医院	歯科診療所	筑西市伊讚美 780-2		
一木歯科医院	歯科診療所	筑西市甲 12		
いまい歯科	歯科診療所	筑西市丙 205-2 レジ デンスミス2B		
いわさき歯科クリニック	歯科診療所	筑西市女方 944-5		
上村歯科医院	歯科診療所	筑西市幸町 2-31-18		
海老沢歯科医院	歯科診療所	筑西市西方 1775-9		
小川医院歯科	歯科診療所	筑西市小川 1455-9		
おにざわ歯科医院	歯科診療所	筑西市玉戸 1527-14		
小野歯科医院	歯科診療所	筑西市岡芹 2159-3		
加藤歯科医院	歯科診療所	筑西市西山田 255-1	○	
川島歯科医院	歯科診療所	筑西市小川 1474-8		
菊池歯科医院	歯科診療所	筑西市布川 308		
きらら歯科医院	歯科診療所	筑西市玉戸 1065-1		
黒川歯科医院	歯科診療所	筑西市下中山 733-1		
ことう歯科クリニック	歯科診療所	筑西市下川島 826-37		
さいとう歯科医院	歯科診療所	筑西市甲 281-4		
酒井歯科医院	歯科診療所	筑西市伊讚美 775-3		
下館歯科医院	歯科診療所	筑西市二木成 1358 みすじビル1階		
神明歯科医院	歯科診療所	筑西市菅谷 1581		
関口歯科医院	歯科診療所	筑西市岡芹 1076-21	○	
高野歯科医院	歯科診療所	筑西市丙 156-6		
医療法人社団康新会武内歯科	歯科診療所	筑西市下岡崎 2-7-1		
津田歯科医院	歯科診療所	筑西市乙 530-2		
堤歯科医院	歯科診療所	筑西市甲 13-9		
永盛歯科医院	歯科診療所	筑西市中館 16		
中山歯科診療所	歯科診療所	筑西市下中山 407-6	○	
にいや歯科医院	歯科診療所	筑西市榎生 1-10-3		
野口歯科医院	歯科診療所	筑西市市野辺 266-3	○	
福田歯科医院	歯科診療所	筑西市甲 93-2		
堀江歯科医院	歯科診療所	筑西市玉戸 987-14		
村井歯科	歯科診療所	筑西市二木成 981		
山口歯科クリニック	歯科診療所	筑西市嘉家佐和 2156-1		
山田歯科医院	歯科診療所	筑西市玉戸 1339-1		
吉川歯科医院	歯科診療所	筑西市中館 88-1		
渡辺歯科医院	歯科診療所	筑西市外塚 821	○	
あらやま歯科医院	歯科診療所	筑西市関本肥土 23-1		
いいだ歯科医院	歯科診療所	筑西市藤ヶ谷 1658-23		
荻野歯科医院	歯科診療所	筑西市関本下 2081		
小林歯科医院	歯科診療所	筑西市木戸 241		
医療法人梨栄会梨の木デンタルクリニック	歯科診療所	筑西市関本下 1943-1		
ひぐち歯科クリニック	歯科診療所	筑西市板橋 520-67		
明野歯科診療所	歯科診療所	筑西市松原 3449-1		
飯島歯科医院	歯科診療所	筑西市倉持 1113-3		
酒寄歯科医院	歯科診療所	筑西市中根 519	○	

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
医療法人恵潤会つるみ歯科医院	歯科診療所	筑西市海老ヶ島 726-3	○	
ひろせ歯科医院	歯科診療所	筑西市海老ヶ島 1725-5	○	
医療法人社団青峰会わかば歯科	歯科診療所	筑西市海老ヶ島 754-4	○	
協和歯科医院	歯科診療所	筑西市蓮沼 166-8		
柴崎歯科医院	歯科診療所	筑西市新治 1996-22		
田中歯科医院	歯科診療所	筑西市柳 334-79		
新治歯科医院	歯科診療所	筑西市門井 1976-19		
橋本歯科クリニック	歯科診療所	筑西市横塚 87-3	○	
筑西市総合福祉センター	福祉センター	筑西市小林 355	○	
筑西市心身障害者福祉センター	福祉センター	筑西市小林 355	○	
障害者就業・生活支援センター なかま	障害者就業・生活支援センター	筑西市茂田 1740		
筑西市障害者等地域活動支援センター	地域活動支援センター	筑西市小林 355	○	
地域活動支援センター「つばさ」	地域活動支援センター	筑西市小林 355	○	
グループホーム シルクハイム	グループホーム	筑西市下川島 758-2		
すみれ園	障害者通所施設	筑西市門井 1677-21		
すみれ園指定短期入所事業所	ショートステイ	筑西市門井 1677-21		
すみれ園	障害者入所施設	筑西市門井 1677-21		
ピアしらとり	障害者通所施設	筑西市小埜 861	○	
ピアしらとり	ショートステイ	筑西市小埜 861	○	
ピアしらとり	障害者入所施設	筑西市小埜 861	○	
白山成年館	障害者通所施設	筑西市茂田 1735-1		
白山成年館短期入所	ショートステイ	筑西市茂田 1735-1		
白山成年館	障害者入所施設	筑西市茂田 1735-1		
菫授園	障害者通所施設	筑西市門井 1687-1		
菫授園	障害者入所施設	筑西市門井 1687-1		
ふれあいの里中山園	障害者通所施設	筑西市寺上野 834-6		
まごころ	障害者通所施設	筑西市小林 355	○	
障害福祉多機能型事業所 歩実	障害者通所施設	筑西市吉田 643-3		
いねの里いこの家	ショートステイ	筑西市下中山 381-1	○	
天神の郷	障害者通所施設	筑西市木戸 332-1		
ロメオ障害福祉サービス1号館	障害者通所施設	筑西市玉戸 1272-427		
やまびこ作業所	障害者通所施設	筑西市下中山 383-1	○	
ひまわりハウス	障害者通所施設	筑西市藤ヶ谷 1673-2		
朝幸の郷下館	障害者通所施設	筑西市二木成 1755-6		
就労支援サービス イマココ	障害者通所施設	筑西市茂田 1773-7		
グループホーム 歩実	ショートステイ	筑西市吉田 643-3		
就労継続支援B型事業所 歩実	障害者通所施設	筑西市吉田 641-12		
ロメオ障害福祉サービス2号館	障害者通所施設	筑西市玉戸 1353-8		
植物工場 歩実	障害者通所施設	筑西市吉田 641-16		
たまご	障害者通所施設	筑西市門井 1863-1		
あやとりワーク筑西	障害者通所施設	筑西市下野殿 1030-2-2階		
つどい	障害者通所施設	筑西市茂田 1740		
スイッチ下館	障害者通所施設	筑西市下中山 561-25	○	
あか楽	障害者通所施設	筑西市二木成 1470 アールスマンション1階		
就労継続支援B型事業所 たなこう	障害者通所施設	筑西市玉戸 1018-35		

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
リハビリデイサービスあおやま	障害者通所施設	筑西市伊讃美 850-1		
ピアしらとり グループホームはばたき	グループホーム	筑西市小埜 862	○	
ピアしらとり グループホームみらい	グループホーム	筑西市小埜 276-2	○	
ピアしらとり グループホームひかり	グループホーム	筑西市小埜 277	○	
ピアしらとり グループホームのぞみ A棟・B棟	グループホーム	筑西市小埜 874-1	○	
ピアしらとり グループホーム ASAHI 壱番館・貳番館	グループホーム	筑西市小埜 875-3	○	
ピアしらとり グループホーム筑紫・若竹	グループホーム	筑西市五所宮 837-4、863-8	○	
下館メンタルサポートセンター	グループホーム	筑西市野殿 1131		
グループホームあんずの里 さつき	グループホーム	筑西市茂田 1735-2		
グループホームあんずの里 つつじ	グループホーム	筑西市茂田 1718-20		
グループホームあんずの里 つばき	グループホーム	筑西市茂田 1790-1		
グループホームあんずの里 かりん	グループホーム	筑西市茂田 1718-18		
グループホームあんずの里 こぶし	グループホーム	筑西市茂田 1756-1		
グループホームあんずの里 さくら	グループホーム	筑西市茂田 1743-3		
グループホームあんずの里 あんず	グループホーム	筑西市茂田 1756-10		
グループホームあんずの里 みずき	グループホーム	筑西市茂田 1721-3		
グループホームあんずの里 もみじ	グループホーム	筑西市茂田 1735-2		
グループホームあんずの里 もも	グループホーム	筑西市茂田 1756-1		
グループホーム 歩実 コスモスホーム1	グループホーム	筑西市吉田 643-3		
グループホーム 歩実 川島1	グループホーム	筑西市小川 1463-9	○	
グループホーム 歩実 壱番館	グループホーム	筑西市吉田 624-1		
グループホーム 歩実 二番館	グループホーム	筑西市吉田 641-12		
グループホーム 歩実 二番館別館 サテライト	グループホーム	筑西市吉田 640-3		
グループホーム 歩実 さくらホーム	グループホーム	筑西市吉田 636-20		
やまびこ園	グループホーム	筑西市下中山 1149	○	
グループホーム ロメオ	グループホーム	筑西市玉戸 1353-913		
朝幸の郷 “孚”	グループホーム	筑西市二木成 1258		
障がい者自立訓練デイサービス ポシブル	障害者通所施設	筑西市寺上野 1178-11		
障がい者自立訓練デイサービス レストーレ	障害者通所施設	筑西市菅谷 1637		
福祉サポートセンター 樹々	障害者通所施設	筑西市三郷 980-1		
就労継続支援 A 型事業所 未来工房	障害者通所施設	筑西市乙 87 武蔵屋ビル 1 階		
白山学園	障害児入所	筑西市茂田 1756-2		
知的障害児施設 白山学園	ショートステイ	筑西市茂田 1756-2		
指定障害児児童サービス事業所ひまわり園	障害児通所施設	筑西市岡芹 2087		
児童デイサービスそだち	障害児通所施設	筑西市茂田 1740		
障害福祉多機能型事業所 歩実	障害児通所施設	筑西市吉田 643-3		
あやとりハウス筑西	障害児通所施設	筑西市下野殿 1030-2-1 階		
のびのび広場 あおやま筑西	障害児通所施設	筑西市菅谷 1025-2		
こどもサークル筑西	障害児通所施設	筑西市岡芹 775		
放課後等デイサービス ぱれっと	障害児通所施設	筑西市玉戸 1359-14		
こどもサークル筑西川島	障害児通所施設	筑西市女方 15-7	○	
まる	障害児通所施設	筑西市甲 427-5		
まなぼの家	障害児通所施設	筑西市丙 220-13		

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
あやとりキッズ筑西	障害児通所施設	筑西市下野殿 1030-3		
のびのび広場あおやま二木成	障害児通所施設	筑西市二木成 1451-2		
りの	障害児通所施設	筑西市二木成 1406		
放課後等デイサービスなかよし教室あおい	障害児通所施設	筑西市西谷貝 473-3 片山ビル 1 階 101 号		
きなり	障害児通所施設	筑西市幸町二丁目 1274-218		
ピアしらとり放課後等デイサービス	障害児通所施設	筑西市小埜 861		
放課後等デイびび	障害児通所施設	筑西市茂田 1756-2		
のびのび広場あおやま折本	障害児通所施設	筑西市折本 732-4		
三岳荘小松崎病院	介護療養型医療施設	筑西市中館 69-1		○
いねの里 ふれあいの家	通所介護	筑西市下中山 381-1	○	
下館ケアセンター そよ風	通所介護	筑西市甲 44		○
コモドヴィータ下館	通所介護	筑西市二木成 1530		
桜づつみ	通所介護	筑西市小林 465-1	○	
しらとりハワイアンデイ	通所介護	筑西市上平塚 748-1		
デイサービスセンターいきいき	通所介護	筑西市中館 266-2		
あずみ苑 下館	通所介護	筑西市岡芹 2130		
ふれんど筑西デイサービスセンター	通所介護	筑西市玉戸 1015-5		
宮山公園福祉センターさくら荘通所介護事業所	通所介護	筑西市宮山 381-1		
つくばアカデミーデイサービスセンター	通所介護	筑西市市野辺 176-4	○	
Re サービス レストーレ下館 (リハビリデイサービスレストーレ筑西)	通所介護	筑西市菅谷 1637	○	
デイサービスセンター 楽フィット筑西	通所介護	筑西市蔵 317-1	○	
デイサービスセンター「えみあす二木成」	通所介護	筑西市二木成 827		
筑西市明野デイサービスセンターやすらぎ	通所介護	筑西市新井新田 48-1		
コスモス指定通所介護事業所	通所介護	筑西市宮後 504-1		
デイサービスセンター まごころの杜	通所介護	筑西市西方 1667		
県西せいかん荘 指定通所介護事業所	通所介護	筑西市蓬田 241		
紫雲荘 通所介護事業所	通所介護	筑西市海老ヶ島 1999		
筑圃苑デイサービスセンター	通所介護	筑西市木戸 354		○
恒幸園デイサービスセンター	通所介護	筑西市向川澄 98-1		
あい・すまいるデイサービス	通所介護	筑西市下中山 676-1	○	
デイサービスセンターSLP 筑西	通所介護	筑西市市野辺 548-4	○	
ケアネスやすらぎ	通所介護	筑西市二木成 1351		
元気ハウススマイル	通所介護	筑西市二木成 1464		
敬心苑 デイサービスセンター 指定通所介護事業所	通所介護	筑西市野殿 1595-3		
通所介護 白蓮	通所介護	筑西市下野殿 784		
悠悠いきいき倶楽部 筑西	通所介護	筑西市玉戸 2120		
リハビリデイサービスあおやま	通所介護	筑西市伊讚美 850-1		
はあとふるデイサービスセンター	通所介護	筑西市西保末 23-5	○	
デイホームおぐり	通所介護	筑西市小栗 3754		
デイホーム笑福	通所介護	筑西市細田 4-6		
介護サービス優雨 通所介護事業所	通所介護	筑西市蓮沼 102-5		
デイホーム ひなたぼっこ 2 号館	通所介護	筑西市市野辺 132-4	○	
デイサービスなごみ	通所介護	筑西市藤ヶ谷 916-2		
デイサービスみんなの家	通所介護	筑西市関本下 1753-1		

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
特養しらとりデイサービス	通所介護	筑西市上平塚 590-1		
デイサービスまごころの家 筑西下館	通所介護	筑西市榎生一丁目 12-1		
デイサービス野ばら ハッピータイム	通所介護	筑西市藤ヶ谷 1763-10		
まごころ介護サービス	通所介護	筑西市倉持 1160-5		
デイホーム ひなたぼっこ	認知症対応型通所介護	筑西市市野辺 132-6	○	
認知症対応型通所介護センター グリーンハウス陣屋	認知症対応型通所介護	筑西市知行 106		
いねの里 やすらぎの家	認知症対応型共同生活 介護	筑西市下中山 381-1	○	
認知症高齢者グループホーム グリーンハウス陣屋	認知症対応型共同生活 介護	筑西市知行 106		
コモドヴィータ下館	認知症対応型共同生活 介護	筑西市二木成 1530		
下館ケアセンター そよ風	認知症対応型共同生活 介護	筑西市甲 44		○
なごみの家	認知症対応型共同生活 介護	筑西市丙 56-2		
グループホーム たいよう	認知症対応型共同生活 介護	筑西市藤ヶ谷 2366		
グループホーム ひなたぼっこ	認知症対応型共同生活 介護	筑西市市野辺 133-2	○	
グループホーム「ひまわり」北棟	認知症対応型共同生活 介護	筑西市吉田 640-16		
グループホーム みらく	認知症対応型共同生活 介護	筑西市藤ヶ谷 2365		
グループホーム よつ葉	認知症対応型共同生活 介護	筑西市蕨 316-2	○	
グループホーム E☆ホーム	認知症対応型共同生活 介護	筑西市茂田 1396-3		
小規模多機能ホーム「ひまわり」	小規模多機能型居宅介護	筑西市吉田 636-20		
小規模多機能型居宅介護 グリーンハウ ス陣屋	小規模多機能型居宅介護	筑西市知行 106		
特別養護老人ホーム 敬心苑	短期入所生活介護	筑西市野殿 1595-3		
桜つつみ	短期入所生活介護	筑西市小林 465-1	○	
いねの里 いこいの家	短期入所生活介護	筑西市下中山 381-1	○	
特別養護老人ホームしらとり 短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	筑西市上平塚 590-1		
コモドヴィータ下館短期入所生活介護	短期入所生活介護	筑西市二木成 1530		
特別養護老人ホーム 中館園	短期入所生活介護	筑西市中館 266-2		
あずみ苑 下館	短期入所生活介護	筑西市岡芹 2130		
宮山公園福祉センター さくら荘 短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	筑西市宮山 381-1		
特別養護老人ホーム あしま	短期入所生活介護	筑西市下中山 360-1	○	
しらとりハワイアン短期入所生活介護事 業所	短期入所生活介護	筑西市上平塚 748-1		

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
ショートステイ まごころの杜	短期入所生活介護	筑西市西方 1667		
県西せいかん荘指定短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護	筑西市蓬田 241		
特別養護老人ホーム 紫雲荘	短期入所生活介護	筑西市海老ヶ島 1999		
特別養護老人ホーム 筑圃苑	短期入所生活介護	筑西市木戸 354		○
特別養護老人ホーム 恒幸園	短期入所生活介護	筑西市向川澄 98-1		
コモドヴィータ下館	特定施設入居者生活介護	筑西市二木成 1530		
サービス付き高齢者向け住宅 特定施設入居者生活介護 プレヴェール	特定施設入居者生活介護	筑西市市野辺 132-1	○	
介護付有料老人ホームヒューマンサポート筑西	特定施設入居者生活介護	筑西市直井 360-2	○	
サービス付き高齢者向け住宅 愉庵	特定施設入居者生活介護	筑西市中館 262		
介護付き高齢者向け住宅「えみあす二木成」	特定施設入居者生活介護	筑西市二木成 827		
老人保健施設 ごぎょうの里	介護老人保健施設	筑西市小林 467-1	○	
医療法人 恒貴会 協和ヘルシーセンター	介護老人保健施設	筑西市門井 1669-2		
介護老人保健施設 梨花苑	介護老人保健施設	筑西市木戸 348		○
介護老人保健施設 プレミエール元気館筑西	介護老人保健施設	筑西市古郡 554-3		
ことぶき荘老人ホーム	養護老人ホーム	筑西市中館 1106		
県西せいかん荘	特別養護老人ホーム	筑西市蓬田 241		
筑圃苑	特別養護老人ホーム	筑西市木戸 354		○
紫雲荘	特別養護老人ホーム	筑西市海老ヶ島 1999		
敬心苑	特別養護老人ホーム	筑西市野殿 1595-3		
恒幸園	特別養護老人ホーム	筑西市向川澄 98-1		
しらとり	特別養護老人ホーム	筑西市上平塚 590-1		
中館園	特別養護老人ホーム	筑西市中館 266-2		
ひまわり苑	特別養護老人ホーム	筑西市吉田 641-3		
あしま	特別養護老人ホーム	筑西市下中山 360-1	○	
さくら荘	特別養護老人ホーム	筑西市宮山 381-1		
まごころの杜	特別養護老人ホーム	筑西市西方 1667		
サンライフ川島	軽費老人ホーム	筑西市小川 1846	○	
紫穂苑	軽費老人ホーム	筑西市木戸 388		○
コモドヴィータ下館	有料老人ホーム	筑西市二木成 1530		
ヒューマンサポート筑西	有料老人ホーム	筑西市直井 360-2	○	
まごころの家 筑西下館	有料老人ホーム	筑西市榎生一丁目 12-1		
サービス付き高齢者向け住宅 プレヴェール	サービス付き高齢者向け住宅 (兼有料老人ホーム)	筑西市市野辺 132-1、132-6 の一部	○	
サービス付き高齢者向け住宅 愉庵	サービス付き高齢者向け住宅 (兼有料老人ホーム)	筑西市中館 262		
えみあす二木成	サービス付き高齢者向け住宅 (兼有料老人ホーム)	筑西市二木成 827-4、859-6		
サービス付き高齢者向け住宅 SLP 筑西	サービス付き高齢者向け住宅 (兼有料老人ホーム)	筑西市市野辺 548-4	○	
川島たんぼぼ児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市女方 46-2		
川島ひまわり児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市小川 1391-571		
森の学校児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市下中山 360-10	○	
学童保育しいの実クラブ	放課後児童クラブ	筑西市下中山 589	○	
ひいらぎ児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市五所宮 384-2		

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
児童クラブ「河童」	放課後児童クラブ	筑西市羽方 186-1	○	
野の花児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市西方 1813-21		
ハピネスキッズクラブ	放課後児童クラブ	筑西市西石田 396-1	○	
関城東小学校学童保育クラブ	放課後児童クラブ	筑西市藤ヶ谷 678		
関城東小学校学童保育クラブ 2	放課後児童クラブ	筑西市藤ヶ谷 678		
関城東小学校学童保育クラブ 3	放課後児童クラブ	筑西市藤ヶ谷 678		
まっぼっくり児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市松原 151	○	
いずみ児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市二木成 1273		
たけのこ保育園放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市吉田 653-1		
ときわ新治児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市門井 1890-2		
児童クラブ「竹島」	放課後児童クラブ	筑西市稲野辺 26	○	
下小児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市甲 392-1		
下小児童クラブ 2	放課後児童クラブ	筑西市甲 392-1		
下小児童クラブ 3	放課後児童クラブ	筑西市甲 392-1		
中小学童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市中館 1122-1		
大田っ子放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市西方 1743-1		
川小キッズクラブ	放課後児童クラブ	筑西市伊讚美 1859		
関城西小放課後児童クラブ 「シルバー・キッズ」1組	放課後児童クラブ	筑西市関本中 388		
関城西小放課後児童クラブ 「シルバー・キッズ」2組	放課後児童クラブ	筑西市関本中 388		
伊讚小放課後児童クラブ 「シルバー・キッズ」	放課後児童クラブ	筑西市西谷貝 469	○	
学童保育アミーゴ	放課後児童クラブ	筑西市西方 1359-1		
学童保育グラシアス	放課後児童クラブ	筑西市西方 1359-1		
はぐろっこ児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市岡芹 2086		
ときわ古里児童クラブ	放課後児童クラブ	筑西市桑山 2498-1		
AKENO kids after school club	放課後児童クラブ	筑西市海老ヶ島 1012-1	○	
放課後児童クラブピーチ・キッズ	放課後児童クラブ	筑西市下中山 298	○	
暁保育園	保育所	筑西市関本上 1393-1		
まっばら保育園	保育所	筑西市松原 152-1	○	
認定こども園 川島保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市女方 46-2		
認定こども園 しろはと保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市西方 1644-7		
認定こども園 大和保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市下中山 360-10	○	
認定こども園 筑子保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市下中山 589-1	○	
暁第二保育園	保育所	筑西市関本上 638-2	○	
認定こども園 たちばな保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市五所宮 384-2		
認定こども園 石田保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市西石田 1186	○	
認定こども園 はぐろ保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市岡芹 2086	○	
たけのこ保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市吉田 653-1		
幼保連携型認定こども園 ときわの杜	幼保連携型認定こども園	筑西市横塚 795	○	
認定こども園 筑子ファミリア保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市西方 1359-1		
少人数制キッズハウス保育園	小規模保育事業	筑西市小川 1391-549		
認定こども園 いずみ保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市羽方 186-1	○	
幼保連携型認定こども園 川島こども園	幼保連携型認定こども園	筑西市小川 1845	○	
認定こども園 下館聖母	幼保連携型認定こども園	筑西市甲 301-4		
愛泉いずみこども園	幼保連携型認定こども園	筑西市二木成 1273		

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
認定こども園 なかだて	幼保連携型認定こども園	筑西市中館 456-2		
明野保育園	幼保連携型認定こども園	筑西市海老ヶ島 1018-1	○	
さくらこども園	幼保連携型認定こども園	筑西市海老ヶ島 2019		
認定こども園 ヒロサワ・シティこども園	幼保連携型認定こども園	筑西市村田 2108-1		
認定こども園 協和なかよし園	幼保連携型認定こども園	筑西市門井 1975-4		
下館幼稚園	幼稚園型認定こども園	筑西市甲 375		
英光幼稚園	幼稚園型認定こども園	筑西市女方 241-1	○	
西方いずみ幼稚園	幼稚園型認定こども園	筑西市西方 1813-21		
大圃病院 保育室	事業所内保育施設	筑西市木戸 352		○
協和中央病院 託児所	事業所内保育施設	筑西市門井 1676-1		
遠藤産婦人科医院 大空託児所	事業所内保育施設	筑西市中館 136-3		
古河ヤマト販売(株)下館中央センター託児室	事業所内保育施設	筑西市下中山 584-1	○	
事業所内保育施設内保育施設 「くれよんハウス」	事業所内保育施設	筑西市上平塚 590-1		
中館園事業所内保育施設内保育所てるてる	事業所内保育施設	筑西市中館 262		
古河ヤマト販売(株)下館西センター託児室	事業所内保育施設	筑西市女方 6-2	○	
Marana House (マラナハウス)	認可外保育施設	筑西市宮後 2094-5		
コモドポリチーノ	企業主導型保育施設	筑西市二木成 1526		
茨城育成園	児童養護施設	筑西市茂田 1735-1		
茨城育成園「なごみ」	地域小規模児童養護施設	筑西市茂田 1619-2		
茨城育成園「みのり」	地域小規模児童養護施設	筑西市茂田 751-4		
筑西市立認定こども園せきじょう	公立学校(こ)	筑西市黒子 216-1		
筑西市立明野幼稚園	公立学校(幼)	筑西市成井 622		
筑西市立協和幼稚園	公立学校(幼)	筑西市三郷 1219		
筑西市立下館小学校	公立学校(小)	筑西市甲 392-1		
筑西市立伊讚小学校	公立学校(小)	筑西市西谷貝 469	○	
筑西市立川島小学校	公立学校(小)	筑西市伊讚美 1859		
筑西市立竹島小学校	公立学校(小)	筑西市稲野辺 26	○	
筑西市立養蚕小学校	公立学校(小)	筑西市下中山 298	○	
筑西市立五所小学校	公立学校(小)	筑西市山崎 1419-1	○	
筑西市立中小学校	公立学校(小)	筑西市中館 1122-1		
筑西市立河間小学校	公立学校(小)	筑西市羽方 14-2	○	
筑西市立大田小学校	公立学校(小)	筑西市西方 1748-1		
筑西市立嘉田生崎小学校	公立学校(小)	筑西市西石田 587	○	
筑西市立関城西小学校	公立学校(小)	筑西市関本中 388		
筑西市立関城東小学校	公立学校(小)	筑西市藤ヶ谷 678		
筑西市立大村小学校	公立学校(小)	筑西市海老ヶ島 1313	○	
筑西市立村田小学校	公立学校(小)	筑西市村田 1839		
筑西市立鳥羽小学校	公立学校(小)	筑西市鷺島 170		
筑西市立上野小学校	公立学校(小)	筑西市中上野 621-3		
筑西市立長讚小学校	公立学校(小)	筑西市宮後 1480		
筑西市立古里小学校	公立学校(小)	筑西市桑山 2498-1		
筑西市立新治小学校	公立学校(小)	筑西市門井 1890-2		
筑西市立小栗小学校	公立学校(小)	筑西市小栗 5545		
筑西市立下館中学校	公立学校(中)	筑西市岡芹 1000		○

施設名称	施設種別	施設所在地	浸水	土砂災害
筑西市立下館西中学校	公立学校(中)	筑西市飯島 600		
筑西市立下館南中学校	公立学校(中)	筑西市一本松 546		
筑西市立下館北中学校	公立学校(中)	筑西市折本 895		
筑西市立関城中学校	公立学校(中)	筑西市犬塚 100		
筑西市立明野中学校	公立学校(中)	筑西市倉持 1138		
筑西市立協和中学校	公立学校(中)	筑西市門井 1803-7		
茨城県立下館第一高等学校附属中学校	公立学校(中)	筑西市下中山 590	○	
茨城県立下館第一高等学校	公立学校(高)	筑西市下中山 590	○	
茨城県立下館第二高等学校	公立学校(高)	筑西市岡芹 1119		
茨城県立下館工業高等学校	公立学校(高)	筑西市玉戸 1336-111		
茨城県立明野高等学校	公立学校(高)	筑西市倉持 1176-1		
茨城県立協和特別支援学校	公立学校(特)	筑西市谷永島 495-1		
つくば歯科衛生専門学校	専修学校	筑西市茂田 1858-9		
細谷高等専修学校	専修学校	筑西市乙 288		
真壁医師会准看護学院	各種学校	筑西市二木成 827-1		
下館文化服装学院	各種学校	筑西市下岡崎 66		

15 文化財

15-1 国指定文化財

種類	名称	所在地	指定年月日
建造物	内外大神宮 内宮本殿 外宮本殿 御遷殿	小栗地内	平成 21 年 12 月 8 日
彫刻	木造観音菩薩立像	中館地内	大正 11 年 4 月 13 日
無形文化財	「髹漆（きゅうしつ）」の保持者		平成 14 年 7 月 8 日
史跡	関城跡	関館地内	昭和 9 年 5 月 1 日
史跡	大宝城跡	関館地内	昭和 9 年 5 月 1 日
史跡	新治廃寺跡（附上野原瓦窯跡）	久地楽地内	昭和 17 年 7 月 21 日
史跡	新治郡衙跡	古郡地内	昭和 43 年 5 月 20 日

15-2 国登録文化財

名称	築造年代	所在地	登録年月日
荒川家住宅 主屋	昭和初期	甲地内	平成 11 年 8 月 23 日
荒川家住宅 店蔵	明治後期	甲地内	平成 11 年 8 月 23 日
荒川家住宅 付属屋	大正初期	甲地内	平成 11 年 8 月 23 日
荒川家住宅 内蔵	明治初期	甲地内	平成 11 年 8 月 23 日
荒川家住宅 石蔵	明治後期	甲地内	平成 11 年 8 月 23 日
一木歯科医院	大正時代	甲地内	平成 11 年 8 月 23 日
荒川家住宅 主屋	江戸末期	甲地内	平成 23 年 7 月 25 日
荒川家住宅 旧店蔵	明治後期	甲地内	平成 23 年 7 月 25 日
荒川家住宅 土蔵	明治後期	甲地内	平成 23 年 7 月 25 日
旧尾見家住宅 主屋	江戸末期	村田地内	平成 28 年 11 月 29 日
旧尾見家住宅 薬医門	明治中期	村田地内	平成 28 年 11 月 29 日
旧尾見家住宅 神輿蔵	昭和前期	村田地内	平成 28 年 11 月 29 日

15-3 県指定文化財

種類	名称	所在地	指定年月日
建造物	羽黒神社本殿（附棟札 1 枚）	甲地内	平成 14 年 1 月 25 日
建造物	上羽黒神社本殿及び拝殿	岡芹地内	平成 14 年 1 月 25 日
絵画	絹本著色八景の図	中館地内	昭和 37 年 10 月 24 日
絵画	絵馬（羽黒神社）	甲地内	昭和 38 年 8 月 23 日
絵画	絵馬（上羽黒神社）	岡芹地内	昭和 39 年 7 月 31 日
絵画	来迎の弥陀	森添島地内	昭和 45 年 9 月 28 日
絵画	絹本著色両界曼荼羅図	桑山地内	昭和 57 年 3 月 4 日
絵画	絹本著色毘沙門天像	黒子地内	平成 28 年 1 月 21 日
絵画	絹本著色日吉山王本地仏曼荼羅図	黒子地内	平成 29 年 1 月 26 日
彫刻	木造愛宕明神立像	甲地内	昭和 38 年 8 月 23 日
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	下星谷地内	昭和 57 年 3 月 4 日
彫刻	木造狛犬	甲地内	平成 16 年 11 月 25 日

種類	名称	所在地	指定年月日
彫刻	銅造誕生釈迦仏立像	小栗地内	平成 19 年 11 月 16 日
工芸品	螺鈿硯箱	中館地内	昭和 37 年 10 月 24 日
工芸品	銅鐘	岡芹地内	昭和 38 年 8 月 23 日
工芸品	板碑	岡芹地内	昭和 39 年 7 月 31 日
工芸品	大袖鎧	丙地内	昭和 39 年 7 月 31 日
工芸品	石造五輪塔	村田地内	昭和 41 年 3 月 7 日
考古資料	板碑	辻地内	昭和 50 年 6 月 25 日
無形民俗	小栗内外大神宮太々神楽	小栗地内	昭和 41 年 3 月 7 日
史跡	船玉古墳	船玉地内	昭和 8 年 7 月 4 日
史跡	伊佐城跡	中館地内	昭和 10 年 11 月 26 日
史跡	久下田城跡	樋口地内	昭和 15 年 9 月 4 日
史跡	板谷波山生家	甲地内	昭和 40 年 5 月 21 日

15-4 市指定文化財

種類	名称	所在地	指定年月日
建造物	観音寺本堂	中館地内	昭和 51 年 6 月 28 日
建造物	薬師堂本堂	甲地内	昭和 51 年 6 月 28 日
建造物	雷神社（本殿・幣殿・拝殿）	樋口地内	昭和 51 年 6 月 28 日
建造物	五所神社本殿	五所宮地内	昭和 52 年 3 月 24 日
建造物	観音院本堂	森添島地内	昭和 52 年 3 月 24 日
建造物	春日神社本殿	嘉家佐和地内	昭和 52 年 3 月 24 日
建造物	田中稲荷神社本殿	甲地内	昭和 52 年 3 月 24 日
建造物	不動堂	岡芹地内	昭和 52 年 3 月 24 日
建造物	八幡神社本殿	甲地内	昭和 52 年 3 月 24 日
建造物	小栗孫次郎平満重公と家臣の供養塔	井出蛭沢地内	昭和 54 年 3 月 1 日
建造物	宝篋印塔	蓬田地内	昭和 54 年 3 月 1 日
建造物	桑山神社本殿	桑山地内	昭和 55 年 3 月 28 日
建造物	八幡神社本殿	八幡地内	昭和 55 年 3 月 28 日
建造物	東睿山千妙寺総本堂	黒子地内	昭和 55 年 10 月 20 日
建造物	虚空蔵堂	大谷地内	昭和 56 年 1 月 1 日
建造物	二所神社本殿	成田地内	昭和 56 年 1 月 1 日
建造物	徳聖寺山門	小栗地内	昭和 60 年 5 月 17 日
建造物	羽黒神社旧拝殿	甲地内	昭和 61 年 6 月 26 日
建造物	最勝寺薬師堂（附棟札 1 枚）	下平塚地内	平成 14 年 3 月 20 日
建造物	宮山観音堂	宮山地内	平成 14 年 11 月 15 日
建造物	五所神社石造鳥居	五所宮地内	平成 29 年 11 月 17 日
絵画	漁夫図		昭和 51 年 6 月 28 日
絵画	寿三幅図		昭和 51 年 6 月 28 日
絵画	追羽子図		昭和 51 年 6 月 28 日

種類	名称	所在地	指定年月日
絵画	陶淵明山水図		昭和51年6月28日
絵画	東坡乗驢之図		昭和51年6月28日
絵画	文徵明八勝図模写		昭和51年6月28日
絵画	大機院殿筆画	中館地内	昭和51年6月28日
絵画	水谷夫人妙西大姉画像	乙地内	昭和52年3月24日
絵画	孝養太子四臣連座図	宮後地内	昭和57年2月25日
絵画	絹本着色刀八毘沙門天星宿像	黒子地内	昭和59年3月19日
絵画	絹本着色馬形護法童子像	黒子地内	昭和59年3月19日
絵画	絹本着色護法童子像	黒子地内	昭和59年3月19日
絵画	頭如上人御影	宮後地内	平成2年6月27日
絵画	紙本着色仏涅槃図		平成13年3月16日
絵画	絹本着色釈迦三尊十六善神図		平成15年2月26日
彫刻	宮山観音堂本尊十一面観世音菩薩	宮山地内	昭和51年4月1日
彫刻	月海山観喜院(廃寺)石仏	岡芹地内	昭和51年6月28日
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	中館地内	昭和51年6月28日
彫刻	青銅聖観世音菩薩立像	甲地内	昭和52年3月24日
彫刻	木造薬師如来立像	横塚地内	昭和54年3月1日
彫刻	聖観世音菩薩立像	小栗地内	昭和54年3月1日
彫刻	木戸幸福寺仏像	木戸地内	昭和54年4月1日
彫刻	銅造観世音菩薩立像		昭和55年3月28日
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	黒子地内	昭和59年3月19日
彫刻	木造薬師如来坐像	小栗地内	昭和60年5月17日
彫刻	木造鬼子母神立像	知行地内	平成元年11月1日
彫刻	木造十一面観音立像	五所宮地内	平成3年3月28日
彫刻	木造天部形立像	五所宮地内	平成3年3月28日
彫刻	木造薬師如来坐像	下平塚地内	平成14年3月20日
彫刻	木造不動明王及び二童子立像	岡芹地内	平成15年8月21日
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	関本上地内	平成17年3月15日
彫刻	木造不動明王立像	関本下地内	平成17年3月15日
彫刻	木造聖観音立像	小栗地内	平成23年8月18日
彫刻	木造十一面観音立像	小栗地内	平成23年8月18日
工芸品	二峯庵額		昭和51年6月28日
工芸品	本小札紺糸緘胴丸		昭和51年6月28日
工芸品	陣羽織		昭和51年6月28日
工芸品	陣笠		昭和51年6月28日
工芸品	下館藩主石川家拝領打刀拵		昭和52年3月24日
工芸品	銀製定紋入手鏡	甲地内	昭和52年3月24日
工芸品	銅五鈷杵	黒子地内	昭和58年4月15日
工芸品	銅五鈷鈴	黒子地内	昭和58年4月15日

種類	名称	所在地	指定年月日
工芸品	茅屋山水蒔絵硯箱	黒子地内	昭和 59 年 3 月 19 日
工芸品	月海山観喜院医王寺（廃寺） 不動堂厨子	岡芹地内	平成 15 年 8 月 21 日
書跡	宇都宮歳旦帖		昭和 51 年 6 月 28 日
書跡	伊達左近中将吉村公筆軸一对	中館地内	昭和 51 年 6 月 28 日
書跡	吉村公筆和歌	中館地内	昭和 51 年 6 月 28 日
考古資料	鯨の化石	明野公民館	昭和 51 年 4 月 1 日
考古資料	板碑	小栗地内	昭和 58 年 4 月 22 日
考古資料	板碑	関本中地内	平成元年 5 月 25 日
考古資料	五輪塔	関本中地内	平成元年 5 月 25 日
考古資料	注口土器		平成 7 年 2 月 23 日
考古資料	高坏型土器	野殿地内	平成 7 年 2 月 23 日
歴史資料	安倍晴明伝記版木・八幡稻荷権化帳伝記版木		平成 12 年 3 月 24 日
歴史資料	高札台	関本分中地内	平成 14 年 2 月 25 日
有形民俗	結縁交名帳（附阿弥陀如来 1 軀）	樋口地内	昭和 51 年 6 月 28 日
有形民俗	千人仏	関館地内	昭和 53 年 4 月 1 日
有形民俗	具足一揃		昭和 53 年 1 月 25 日
有形民俗	関流算額絵馬	八幡地内	昭和 54 年 3 月 1 日
有形民俗	関流算額絵馬	桑山地内	昭和 54 年 3 月 1 日
有形民俗	二宮尊徳仕法の水車と枡	花田地内	昭和 54 年 10 月 1 日
無形民俗	太々神楽	関本上地内	昭和 50 年 4 月 24 日
無形民俗	常盤連（ひよつとこ）	松原地内	昭和 51 年 4 月 1 日
無形民俗	雷神社の湯立祭	樋口地内	昭和 51 年 6 月 28 日
無形民俗	辻集落火渉	辻地内	昭和 59 年 3 月 19 日
史跡	伊達行朝廟	中館地内	昭和 51 年 6 月 28 日
史跡	葦間山古墳	徳持地内	昭和 51 年 6 月 28 日
史跡	加波山事件志士の墓	乙地内	昭和 51 年 6 月 28 日
史跡	女方遺跡	女方地内	昭和 51 年 6 月 28 日
史跡	女方古墳群（神明塚）	女方地内	昭和 51 年 6 月 28 日
史跡	下江連十二天遺跡	下江連地内	昭和 51 年 6 月 28 日
史跡	水谷家歴代の墓	岡芹地内	昭和 51 年 6 月 28 日
史跡	下館城跡	甲地内	昭和 51 年 6 月 28 日
史跡	野殿古墳	野殿地内	昭和 51 年 6 月 28 日
史跡	藤原高房供養塔（等覚院供養塔）	泉地内	昭和 52 年 3 月 24 日
史跡	西方古墳	西方地内	昭和 52 年 3 月 24 日
史跡	西方新畑古墳	西方地内	昭和 52 年 3 月 24 日
史跡	薬師古墳	甲地内	昭和 52 年 3 月 24 日
史跡	下館藩主石川総管の墓	中館地内	昭和 52 年 3 月 24 日
史跡	富士東古墳（浅間山）	中館地内	昭和 52 年 3 月 24 日
史跡	富士東古墳（寺うしろ山）	中館地内	昭和 52 年 3 月 24 日

種類	名称	所在地	指定年月日
史跡	佐藤英信の墓	岡芹地内	昭和52年3月24日
史跡	台畑古墳	村田地内	昭和60年12月24日
史跡	飯田軍蔵の墓所	木戸地内	平成12年7月25日
天然記念物	観音寺 大櫓	中館地内	昭和52年3月24日
天然記念物	薬師堂 大櫓	甲地内	昭和52年3月24日
天然記念物	関本神社の櫓	関本上地内	昭和54年10月1日
天然記念物	月海山観喜院医王寺(廃寺) 藪椿	岡芹地内	平成5年10月21日
天然記念物	二所神社大櫓	成田地内	平成5年10月21日
天然記念物	八幡台大榎	一本松地内	平成11年3月24日
天然記念物	市野辺大柳	市野辺地内	平成11年3月24日
天然記念物	延命寺のシダレザクラ	伊佐山地内	平成30年8月23日

16 消防団・消防車両保有状況等

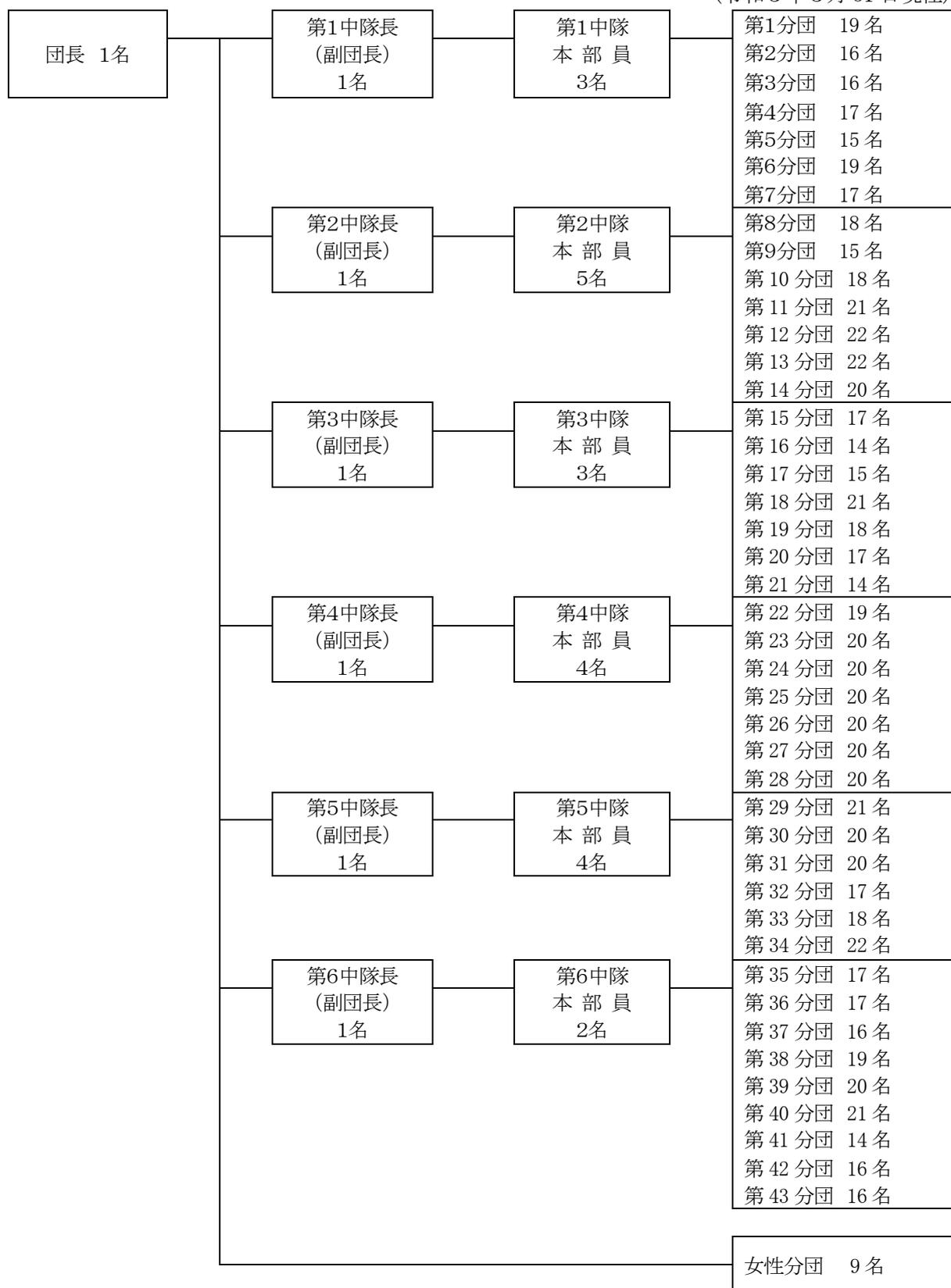
16-1 各消防団の担当地区

旧消防団		筑西市消防団	管轄区域
下館地区消防団	第1分団	第1部	第1分団 旭町、金井町、田町、末広町、春日町、桜町、鷹場町、 稲荷町、根岸町、下中山（中島）
		第2部	
		第3部	第2分団 田中町、薬師町、東町、下岡崎、下岡崎一丁目、下岡崎 二丁目、下岡崎三丁目
	第2分団	第6部	第3分団 南町、新花町、栄町、荒町、富士見町、菅谷、みどり町 一丁目、みどり町二丁目
		第5部	第4分団 大町、十軒町、西町、泉町
		第4部	第5分団 本城町、岡芹（猪瀬を除く。）
	第4分団	第9部	第6分団 稲野辺、市野辺、金丸、直井、横島
		第10部	第7分団 高島、小林、川澄
	第8分団	第16部	第8分団 羽方、大関、八田、国府田、上中山、野
		第17部	第9分団 下高田、奥田、落合、蒔田
	第7分団	第15部	第10分団 樋口
		第14部	第11分団 中館、折本、口戸、柴山、筑瀬、林、石塔、谷部、泉
	第6分団	第13部	第12分団 五所宮、森添島、子思儀、小埜、灰塚、掉ヶ島、山崎、 上平塚、大谷、下江連、西山田
		第8部	第13分団 外塚、西谷貝、岡芹（猪瀬）、谷中、石原田、西大島、 神分、飯島、栗島、笹塚、下平塚
	第3分団	第7部	第14分団 小川、伊佐山、下川島、女方、伊讚美
		第20部	第15分団 布川、玉戸（新田及び谷島）、幸町一丁目、幸町二丁目、 幸町三丁目
	第9分団	第18部	第16分団 玉戸（新田及び谷島を除く。）、西方、一本松（鎌田を 除く。）
		第19部	第17分団 野殿、下野殿、一本松（鎌田）、二木成
	第10分団	第22部	第18分団 西石田、飯田、嘉家佐和、旭ヶ丘
		第21部	第19分団 東榎生、西榎生、野田、榎生一丁目
	第5分団	第11部	第20分団 下中山（中島を除く。）、成田、塚原、島、蕨、徳持、 上川中子、川連
第12部		第21分団 茂田、深見、大塚	
関城地区消防団	第1分団	第22分団 船玉、分中、本郷、上町	
	第2分団	第23分団 中町、下町、橋本、下河原、舟生、木有戸	
	第3分団	第24分団 桜塚、桜台、上野	
	第4分団	第25分団 関館、花田、板橋、花橋	
	第5分団	第26分団 藤ヶ谷、犬塚、霞台、藤野、西原	
	第6分団	第27分団 井上、黒子、新地、西保末、川久保	
	第7分団	第28分団 辻、広小路、木戸、梶内、稲荷、磯山	

明 野 地 区 消 防 団	第1分団		第29分団	海老ヶ島、有田、新井新田、倉持、山王堂、田宿、中根、松原（篠之内、三ツ谷、石倉を除く。）
	第2分団		第30分団	赤浜、中上野、寺上野、東石田、向上野、福岡新田
	第3分団		第31分団	鷺島、築地、成井、高津
	第4分団		第32分団	下川中子、古内、大林、海老江、東保末、谷原
	第5分団		第33分団	内淀、竹垣、鍋山、松原（篠之内、三ツ谷及び石倉）、村田、吉田
	第6分団		第34分団	押尾、上西郷谷、猫島、宮後、宮山
協 和 地 区 消 防 団	第1分団		第35分団	桑山（高堀を除く。）
	第2分団		第36分団	知行、谷永島、清水、大島、下郷谷、桑山（高堀）、蓮沼（蓮沼団地附近）
	第3分団		第37分団	下星谷、細田、八幡、上星谷、柳
	第4分団		第38分団	新治、三郷、蓮沼（東蓮沼及び西蓮沼）
	第5分団		第39分団	門井、久地楽、古郡
	第6分団		第40分団	井出姥沢、向川澄、横塚
	第7分団		第41分団	小栗（下小栗、整理地及び下町）
	第8分団		第42分団	蓬田、小栗（旭町及び今泉町住宅）
	第9分団		第43分団	小栗（宮本、稲荷宿、上町、仲町及び加草）

16-2 筑西市消防団（水防団）組織図

（令和3年3月31日現在）



16-3 消防車輛保有状況

(筑西広域市町村圏事務組合消防本部 令和元年度版 消防年報)

ポンプ車	タンク車	救助工作車	救急車	化学車	梯子車	指揮車	搬送車	水槽車	広報車等	その他	合計
5	10	1	11	1	2	1	2	1	9	10	53

16-4 筑西市自主防災組織一覽

(令和3年2月末現在 計115組織)

平成20年度			平成26年度			平成27年度		
No.	組織名	地区	No.	組織名	地区	No.	組織名	地区
1	富士見町	下館	1	旭町	下館	1	木戸	関城
2	茂田第一東第8班南平台	下館	2	大谷	下館	2	石原田上	下館
3	栗崎	協和	3	西石田	下館	3	石原田下	下館
平成21年度			4	東保末	明野	4	東石田第一	明野
No.	組織名	地区	5	神分	下館	5	村田上町	明野
1	船玉新町	関城	6	伊讚美	下館	6	村田中町	明野
2	大林	明野	7	藤ヶ谷	関城	7	村田下町1	明野
平成22年度			8	玉戸	下館	8	村田下町2	明野
No.	組織名	地区	9	内戸	下館	9	村田下町3	明野
1	栗島	下館	10	南町	下館	10	村田住宅	明野
2	三道	関城	11	折本上区	下館	11	中上野(1,2,3,5区)	明野
平成23年度			12	中館中	下館	12	鶴田(中上野4区)	明野
No.	組織名	地区	13	雁沼	下館	13	稻荷	関城
1	久下田宿	下館	14	外塚	下館	14	深見	下館
2	新花町	下館	15	中館住宅	下館	15	塚原	下館
平成24年度			16	筑瀬	下館	16	西大島	下館
No.	組織名	地区	17	小埜	下館	17	二木成西	下館
1	辻	関城	18	大関南	下館	平成28年度		
2	岡芹	下館	19	女方常緑	下館	No.	組織名	地区
3	旭ヶ丘	下館	20	市野辺	下館	1	西保末	関城
4	西松原	明野	21	野殿	下館	2	小川	下館
5	幸町一丁目	下館	22	蕨	下館	3	門井中央	協和
6	幸町二丁目	下館	23	西方	下館	平成29年度		
7	幸町三丁目	下館	24	榎生山	下館	No.	組織名	地区
平成25年度			25	桜町	下館	1	大町二丁目	下館
No.	組織名	地区	26	栄町	下館	2	新玉戸南	下館
1	西原	下館	27	森添島	下館	3	小川下	下館
2	文化町	下館	28	稻荷町	下館	平成30年度		
3	有田	明野	29	折本下第一	下館	No.	組織名	地区
4	上平塚	下館	30	桜塚北	関城	1	折本上第三	下館
5	新開	下館	31	馬場	関城	2	野	下館
			32	分中北	関城	3	上中山	下館
			33	分中南	関城	4	羽方	下館
			34	桜台	関城	5	八田	下館
			35	西原	関城	6	奥田	下館
			36	吾妻	関城	7	下高田	下館
			37	犬塚	関城	8	落合	下館
			38	東押尾	明野	9	蒔田	下館
			39	本郷	明野	10	国府田	下館
			40	海老ヶ島下3	明野	11	大関北	下館
			41	赤浜2	明野	12	折本上第一	下館
			42	三ツ谷	明野	13	折本上第二	下館
			43	海老江	明野	令和元年度		
			44	海老ヶ島上1	明野	No.	組織名	地区
			45	海老ヶ島上2	明野	1	泉町	下館
			46	海老ヶ島下1	明野	令和2年度		
			47	海老ヶ島下2	明野	No.	組織名	地区
			48	海老ヶ島下4	明野	1	本郷	関城
			49	上星谷市営住宅	協和	2	竹垣	明野
			50	西蓮沼	協和	3	内淀	明野
			51	東蓮沼	協和	4	川崎中新田	明野
			52	桜町	協和	5	中館下	下館

17 ヘリコプター

17-1 防災航空隊離発着場

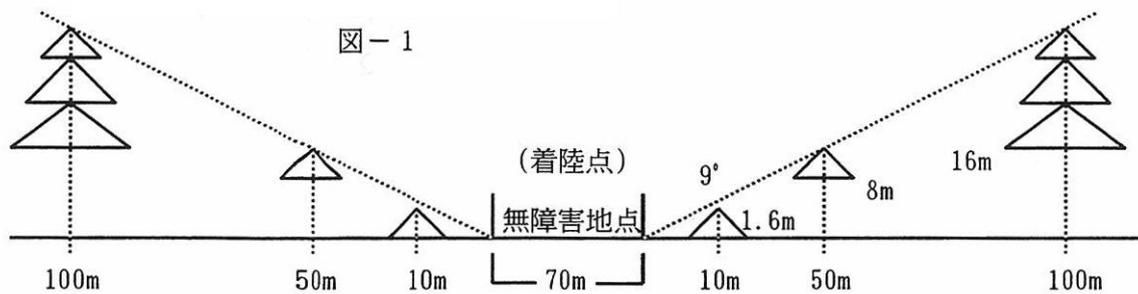
(茨城県地域防災計画、平成30年3月)

地区	場外・緊急離着陸場	地名地番	地盤面	種別
下館	下館南中学校	一本松 546	土	緊急
下館	下館運動場	上平塚 639	芝	緊急
下館	鬼怒緑地	伊佐山 218	芝	緊急
下館	下館北中学校	折本 895	土	緊急
下館	嘉田生崎小学校	西石田 587	土	緊急
関城	関城中学校	犬塚 100	土	緊急
関城	関城運動場	藤ヶ谷 1845-1	土	緊急
関城	関城富士ノ宮球場	関本上中 306-1	土	緊急
協和	協和中学校	門井 1803-7	土	緊急
協和	協和の杜公園	久地楽 260	芝	緊急
協和	協和サッカー場	蓮沼 1611-3	芝	緊急
協和	県西総合公園	桑山 2818	芝	緊急
明野	明野中学校	倉持 1138	土	緊急
下館	筑西消防本部ヘリポート	直井 1076	アスファルト	場外

17-2 市におけるヘリコプター受入れ要領

ア 発着場の選定基準

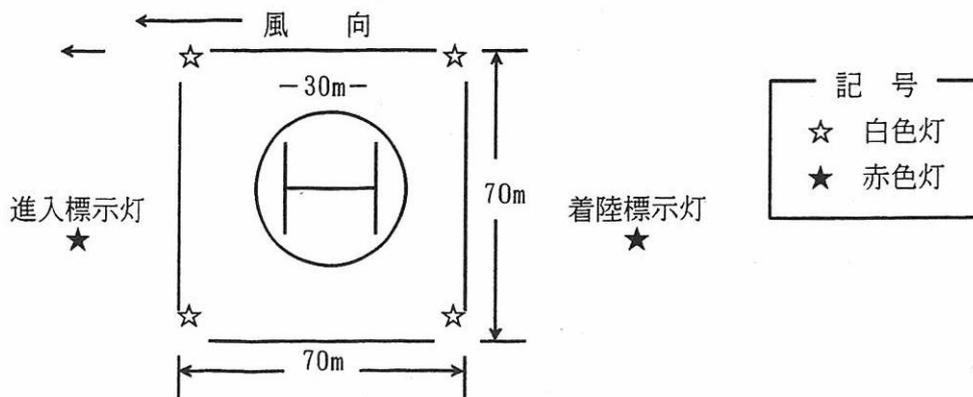
- (ア) 地盤堅固な、平坦地（コンクリート・芝生は最適）
- (イ) 地面斜度6度以内のこと
- (ウ) 70m×70mの地積は無障害地帯であること（着陸点）
- (エ) 車両等の進入路があること
- (オ) 図-1の斜線上に障害物がないこと



イ 発着場の基準

- (ア) 砂塵の舞い上がるおそれがある場合は十分散水する。
- (イ) 積雪時は、除雪又は圧雪を行う。
- (ウ) 風圧のため飛散するおそれがあるものは撤去する。
- (エ) 発着場が校庭等の場合は障害となるおそれのあるサッカーのゴール等を撤去する。
- (オ) 上空から風向、風速が判定できるように着陸点近くに赤白（又は赤）の吹き流し（地上4.5～5m）又は発煙筒を設置する。
- (カ) 離着陸時は、危険防止のため関係者以外の者を近づけない。
粉末消火器（20型2本以上）を準備する。
着陸点には石灰等を用いて、図-2のHの表示をする。

図-2 (CH-47等大型機用)



17-3 県ヘリコプターの出動要請に関する事項等

茨城県防災ヘリコプター応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、茨城県内の市町村、消防及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という）が災害による被害を最小限に防止するため、茨城県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水災害又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この規定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、茨城県知事（以下「知事」という）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認められる場合。
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、茨城県防災航空隊（以下「防災航空隊」という）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条の第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあつては、当該町村長）が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、茨城県広域消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という）第5条の規定に基づき応援要請があつたものとみなす。

(経費負担)

第9条 この規定に基づく応援に要する運航経費は、茨城県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、茨城県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、茨城県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年4月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書100通を作成し、知事及び市町村等の長が署名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、県生活環境部消防防災課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況 (3) 災害発生現場の気象状況
- (3) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (4) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援の要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めるときは、消防防災課防災航空隊（以下「防災航空隊」という）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第6条 防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災ヘリの応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という）第14条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び茨城県防災ヘリコプター応援要綱（以下「応援要綱」という）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第13条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

- (3) 非代替性 防災ヘリ以外に適切な手段がないこと

(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 1 緊急運航の要請は、応援要綱に基づき、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合の機関の長（以下「機関の長」という）が消防防災課長（以下「運航管理責任者」という）に行う。

2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6 1 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認、出動の可否を決定し、防災航空隊長（以下「隊長」という）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨、回答しなければならない。

2 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入れ体制)

第7 緊急運航を要請した機関の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報 告)

第8 1 隊長は、緊急運航を終了した場合には、災害等速報（様式第2号）により、速やかに、活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式任意）により、その旨報告するものとする。

(付 則)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分 現在
1 要請機関名	TEL 発信者
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急(調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助、 輸送(品名数量) その他
4 発生場所 及び発生時間	市町村 地内 (目 標) (離着陸場所) 年 月 日 () 午前・午後 時 分
5 現地の気象 条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 警報・注意報
6 現場指揮者	所属・職氏名
7 現場との 連絡手段	無線種別(全国波、県波) 現場指揮本部(車)呼出名称(コールサイン)

8	要 請 を 必 要 と す る 理 由	<p>※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入れ体制を記述すること (救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと)</p>																								
目 標		<p>別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のこと</p>																								
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">茨城県防災航空隊</td> <td style="width: 30%;">緊急要請専用 0298-57-8445</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>FAX 0298-57-8501</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">受信者</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災FAX 25-6550</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>勤務時間外 029-224-8711 (消防安全課)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	茨城県防災航空隊	緊急要請専用 0298-57-8445						FAX 0298-57-8501			受信者			防災FAX 25-6550						勤務時間外 029-224-8711 (消防安全課)				
茨城県防災航空隊	緊急要請専用 0298-57-8445																									
	FAX 0298-57-8501			受信者																						
	防災FAX 25-6550																									
	勤務時間外 029-224-8711 (消防安全課)																									

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
		氏名		年齢	歳	性別	男・女
	症 状						
	着陸場所の 目 標 等	出動先 所在地 及び目 標		搬送先 所在地 及び目 標			
	同 乗 者	医 師 及 び 看護師の氏名		関係者の 氏 名			
	医療機関への搬送方法	救急車の手配		医療機関の手配			
	受 入 れ 医 療 機 関	所 在 地 名 称		連 絡 先	TEL		
搬送先消防本部の担当者職氏名		消防本部 課 TEL					

10 必要資機材		
11 他航空機への要請	(有・無) 機関名	要請機数
12 その他必要事項		

※ 以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

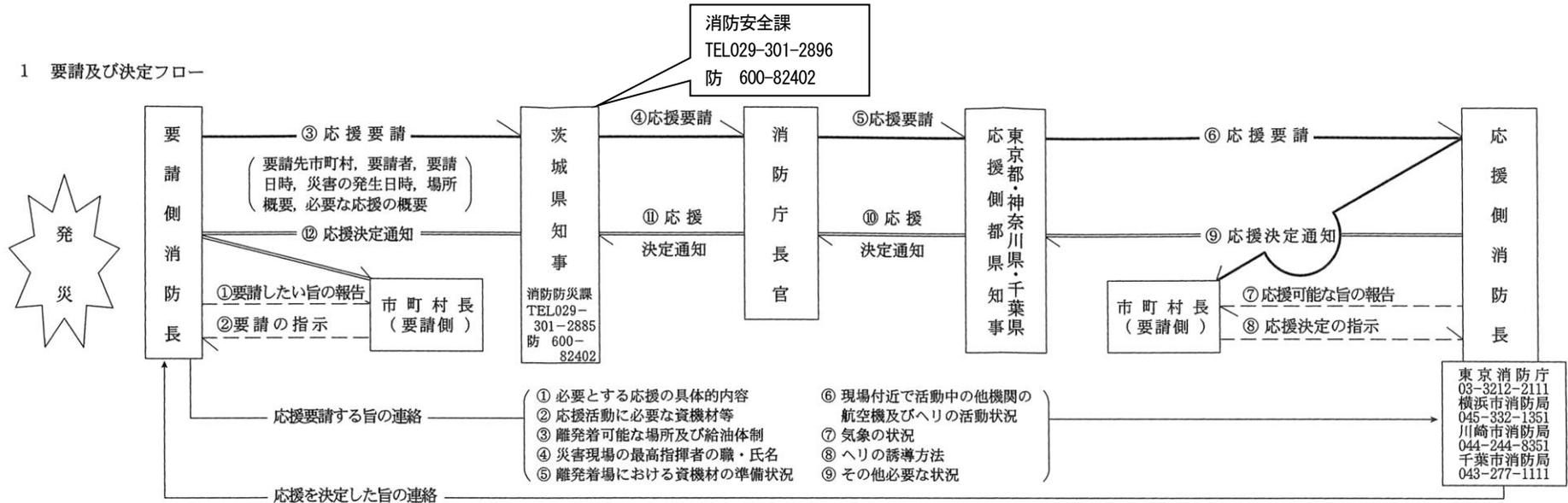
1 使用無線等	無線種別 (全国波、県波) 現場指揮本部 (車) 呼出名称 (コールサイン)
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	要手配・手配不要 〇 (ドラム缶 本)

災 害 等 速 報

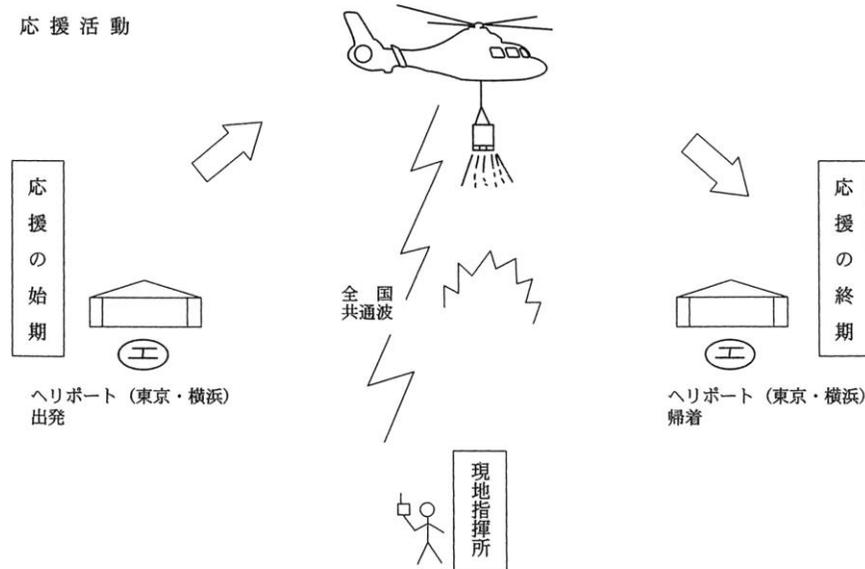
1 要請活動種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急(調査・広報) (4) 火災防御 (5) その他		
2 要請者			
3 発生場所			
4 発生日時 (要請日時)	年 月 日 () 天候 ()	要請 方法	電 話・ファックス その他 ()
5 事故概要			
6 死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	名
	計 名	うち重傷	名
	行方不明 名	軽傷	名
7 要救護者数 (見込み)		救助人員	名
8 活動の状況			
9 その他 参考事項			
報告者氏名		活動従事者	

17-4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援フロー

1 要請及び決定フロー



2 応援活動



要請側の受け入れ態勢等

ヘリポートの状況の伝達	周囲の障害物, 河川, 樹木, 地面の状況, 標高を正確に伝える。
ヘリポートの散水	砂塵防止のため 散水を十分行う。
ヘリポートの障害排除	人, 車両等の着陸障害を排除する。
ヘリポートの標示	着陸地点を表示する。石灰等はより直径10m以上の円で表示(Ⓜが望ましい)。緊急の場合は1辺2m以上の十字で表示。
風向表示	発煙筒または吹流しで風向を表示する。
ヘリコプターとの交信	応援側地上連絡員が携帯無線機で上空ヘリと交信する。
水利の確保	周囲に障害物のない水深1.5m以上の水利(河川, 湖沼等)を確保する。(全くない場合はポンプ車, 水槽車等を準備する。)
指揮系統	現地指揮本部と市町村災害対策本部の連絡を密にする。
活動時の留意点	1 応援ヘリに対し①活動方針の指示②任務分担の明確化③他応援ヘリ(自衛隊, 県警等)との調整を行う。 2 臨着場に責任者を配し, 必要に応じヘリに同乗する。

18 様式

18-1 職員動員に関する様式

(1) 勤務時間外動員用職員名簿

年 月 日現在

() 部		(/)					
() 課		(/)					
職名	氏名 (性別)	電話番号	所要時間 (徒歩)	手段	住所	血液型	生年月日
	(男・女)		()				
	(男・女)		()				
	(男・女)		()				
	(男・女)		()				
	(男・女)		()				
	(男・女)		()				
	(男・女)		()				
	(男・女)		()				
	(男・女)		()				
	(男・女)		()				

- (注) 1 所要時間の徒歩欄は必ず記入する。(徒歩距離より4km/時にて算出)
 2 手段は、原則として徒歩、自転車、オートバイとする。自動車は特に遠距離の場合を除き使用しないものとする。
 3 記入は、課単位で行い、2枚以上になる場合は、右上下段の(/)にページ数・枚数の順で必ず記入する。
 4 消防防災課のとりまとめにあたっては、災害対策本部上の部名を記載、部単位で、右上上段の(/)にページ数・枚数の順で必ず記入する。

(2) 非常配備体制別配備人員名簿

() 部 年 月 日現在 (/)

	準備体制	第1配備	第2配備	第3配備	非常配備
部長					
次長					
本部連絡員					
(課名)	(課員)	(課員)	(課員)	(課員)	(課員)
課長 ()	(合計 人)				
(課名)	(課員)	(課員)	(課員)	(課員)	(課員)
課長 ()	(合計 人)				
(課名)	(課員)	(課員)	(課員)	(課員)	(課員)
課長 ()	(合計 人)				
(課名)	(課員)	(課員)	(課員)	(課員)	(課員)
課長 ()	(合計 人)				

※ 準備体制及び第1配備については、本部事務局及び支所員のみ記載すること。また、非常配備については基本的に所属員全員となる。

(3) 職員参集（予定・報告）表

()部 (/)		年 月 日 時 分 年 月 日 時 分				作成 発生
発生後の時間	合計 (累計)	課	課	課	課	
30分以内	人	人	人	人	人	
30分～1時間	()	()	()	()	()	
1～2時間	()	()	()	()	()	
2～3時間	()	()	()	()	()	
3～4時間	()	()	()	()	()	
4～5時間	()	()	()	()	()	
5～6時間	()	()	()	()	()	
6時間以上	()	()	()	()	()	

- (注) 1 ()内には、累計を記入する。
 2 予定表、報告表のいずれかに○をつける。
 3 予定表については、「勤務時間外動員用職員名簿」の「所要時間」欄記載に基づき記入する。

18-2 筑西市の報告等様式

(1) 受・発信用紙

受 信 用 紙

本部長	副本部長	本部事務局長	所属部長	所属次長	所属長	受信者	本部員会議 審議
							要否 了
発信機関名					発信担当者		
件名 年 月 日 時 分 筑西市災害対策本部受第 号 () 部							
本文							
本信に対する措置							

筑西市災害対策本部

発 信 用 紙

本部長	副本部長	本部事務局長	所属部長	所属次長	所属長	起案者	本部員会議 審議
							要否 了
<p>あて先</p>							
<p>件名 年 月 日 時 分 筑西市災害対策本部発第 号 () 部</p>							
<p>本文</p>							
<p> </p>							
<p> </p>							
<p> </p>							
<p> </p>							
<p> </p>							
<p> </p>							
<p> </p>							
<p> </p>							
<p> </p>							
<p>庁内放送 (有 無)</p>							<p>発信済</p>

筑西市災害対策本部

(2) 被害報告関係

被害概況報告書

報告者氏名			報告日時	年 月 日
				午前・午後 時 分現在
報告内容	要救助箇所	家屋倒壊 土砂災害 火災 その他 ()		
	交通情報	通行不能箇所 ()		
	医療情報	診療不能医療機関 ()		
情報入手先	警察 消防本部 消防団 工事事務所 市民 市職員 (課)			
被害箇所	住宅地図			
要救助者氏名	歳 男・女 歳 男・女 歳 男・女 歳 男・女 歳 男・女 男 名, 女 名			
被害の状況・その他必要事項				

人・住家の被害報告書（速報，確定）

No.

年 月 日 時 分現在		受信時刻		月 日 時			
発信機関		発 信 者					
受信機関		受 信 者					
人の被害	死 者	人		住家の被害	棟 数	棟	
	行方不明	人			床上浸水	世帯数	世帯
	負 傷	重傷者	人		人 員	人	
		軽傷者	人		床下浸水	棟 数	棟
全 壊	棟 数	棟		世帯数		世帯	
	世帯数	世帯		人 員		人	
	人 員	人		非 住 家 の 被 害	全壊棟数	棟	
半 壊	棟 数	棟			半壊棟数	棟	
	世帯数	世帯		被害の発生状況			
	人 員	人					
一 部 破 損	棟 数	棟					
	世帯数	世帯					
	人 員	人					
全 焼	棟 数	棟			必要な 応急対策		
	世帯数	世帯					
	人 員	人					
半 焼	棟 数	棟					
	世帯数	世帯					
	人 員	人					
部 分 焼	棟 数	棟					
	世帯数	世帯					
	人 員	人					

世帯構成員別被害状況報告書

年 月 日 時現在

	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯	計	小学生	中学生
全壊（焼）													
流出													
半壊（焼）													
床上浸水													

注1 小学生，中学生の罹災者については，でき得る限り被害程度別，学年別に報告すること。
学年別が直ちに把握できないときは追加報告として報告すること。

建築物被害状況報告書

被災市町村名									
災害種別		火災・風水害・震災・その他				火災件数		件	
用途別	構造別	被害区分 全焼・全壊・全流出		被害区分 全焼・全壊・全流出		計		建築物の被害見積額 (千円)	
		建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (㎡)	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (㎡)	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (㎡)		
住宅	木造	戸		戸		戸			
	その他	戸		戸		戸			
	計	戸		戸		戸			
公共	木造								
	その他								
商業	木造								
	その他								
工鉱業	木造								
	その他								
その他	木造								
	その他								
	木造								
	その他								
計									

- (注) 1 災害種別、被害区分欄は該当文字を○で囲むこと。
 2 この被害は災害の種別ごとに作成のこと。

(災害名)被害状況報告一覧

年 月 日

(部 局 名)

時 分 現在

No.	受付日時	地区	被害場所	被害内容	相手先氏	対応状況	処 理	
					名		未	済
					電話番号			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

災害時 電話・口頭 受付票

No. _____

受付日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
連絡者(相手方)	氏名 住所 (電話番号)
受付者	所属 職・氏名
内 容	
処 理 状 況	<input type="checkbox"/> 本部へ報告 <input type="checkbox"/> 連絡者(相手方) _____へ報告・連絡 <input type="checkbox"/> その他 ()
処理完了時間	
時 分	
対応内容・結果等	
備 考	

(3) 要請情報

筑西市災害要請様式

要 請 情 報

災害名 _____ (第 報)

要請日時	月 日 時 分
要請者名	筑西市長
担当部名	
担当者名	

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資機材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他 ()
	内 容	(要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入) ※別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量・回数 又は人数	(種別、性別、品名別等に分けて記入)
	場 所	(集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入)
	そ の 他 必要事項	(留意点、携行品など特記事項を記入)
要 請 に い た っ た 理 由	(措置の状況、部内対策要員の状況、部内資機材の状況、その他要請を必要とした状況)	

(4) 災害対策従事者名簿

災 害 対 策 従 事 者 名 簿

※報告先：各部長
 ※提出先：総務部

No	部・課名	職名	職員番号	氏名	出動日	月日	所属 部課	部 課	報告者	No	／
No	部・課名	職名	職員番号	氏名	従事時間		仮眠時間等		従事内容		備考
1					時分から 時分まで						
2					時分から 時分まで						
3					時分から 時分まで						
4					時分から 時分まで						
5					時分から 時分まで						
6					時分から 時分まで						
7					時分から 時分まで						

(注) 1 課単位に1日1枚ずつ作成すること。 2 職員番号順に記入すること。 3 従事内容は具体的に記入すること。 4 時刻表示は24時間制とすること。 5 市職員以外の場合は、その旨備考欄に記入すること。

(5) 災害対策活動実施状況報告

災害対策活動実施状況報告

※報告先：各部長
 ※提出先：総務部

月 日	時刻	災害対策の種類	実施状況	今後の対策	報告時刻	年月日時分(中間) 現在(最終)	No	/
月 日	時分から 時分まで							
月 日	時分から 時分まで							
月 日	時分から 時分まで							
月 日	時分から 時分まで							
月 日	時分から 時分まで							
月 日	時分から 時分まで							

- (注) 1 日時を追って適宜記入し、状況に応じ整理すること。(ただし、時刻表示は24時間制とする)
- 2 「実施状況」欄には、作業及び被災者に対する措置の内容、活動場所、活動期間、進捗率、延出場人員、延使用資機(器)材、応援状況等を具体的に記入すること。
- 3 「今後の対策」欄には、作業及び措置の内容、活動場所、活動期間、必要となる延人員、必要となる資機(器)材、応援を必要とする数量を記入すること。

(6) 避難の状況

避難の状況
(第 報)

避難の状況 (第 報)						月 日 時 分現在		受信時刻		時 分			
						報告機関		部 課		受信機関		部 課	
						報告者名				受信者名			
地区名	避難の状況				避難勧告又は指示		警戒区域の設定		避難の理由	避難先・今後の見通し等			
	町内名	避難した 日 時	避難 世帯数	避難 人員数	有 無	勧告又は指示 した日時	有無	指定した 日 時					
					勧告・指示 自主避難		有・無						
					勧告・指示 自主避難		有・無						
					勧告・指示 自主避難		有・無						
					勧告・指示 自主避難		有・無						
					勧告・指示 自主避難		有・無						
					勧告・指示 自主避難		有・無						

- (注) 1 項目の全てが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第1報」「第2報」・・・として報告すること。
 2 報告件数の多少に応じ、適宜地区ごとに別葉とすること。また、「月 日 時 分現在」は、報告機関が情報を収集した時点とすること。
 3 ファックス、使送の場合は、適宜、位置図・被害状況図を添付すること。

(7) 避難所・救護所開設の状況

避難所・救護所開設の状況（第 報）					月 日 時 分現在		受信時刻	時 分
					報告機関	部 課	受信機関	部 課
					報告者名		受信者名	
種別	名 称	設置場所	開設日時	収容可能 人数	現収容人数	実 施 期 間	活動人員	その他参考事項
避 難 所								
救 護 所								

- (注) 1 項目の全てが判明しない場合でも、その一部が判明したものから順次「第1報」「第2報」・・・として報告すること。
 2 報告件数の多少等に応じ、適宜、地区ごとに別葉とすること。また、「月 日 時 分現在」は、報告機関が情報を収集した時点とすること。
 3 ファックス、使送の場合は、適宜、位置図・被害状況図を添付すること。

(8) 救援物資等給与状況

年 月 日 時現在

◎給与(輸送)先	活動期間	活動態勢					給与内容		
		◎人員		車 両			◎品名	◎数量	調 達 保有別
		職 員	その他	車 名	数 量	調 達 保有別			
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
〇〇〇 避難所 他〇〇 か所 合計	自 至	実 延			実 延				

- (注) 1 中間報告は◎印の事項のみ報告のこと。
 2 人員欄「その他」の項には、協力機関の職員数と、雇上人員等とを区分すること。

(9) 物資経理状況

物資経理状況

年 月 日 時現在

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位	受入れ先又は払出	受 高		払 高		残 高		備 考
					数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	

(注) 1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。

- ①避難所用
- ②炊き出しその他による食品給与用
- ③給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材
- ④被服・寝具等
- ⑤医薬品・衛生材料
- ⑥被災者救出用機械器具・燃料
- ⑦燃料及び消耗品

2 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入れ分及び市調達分がある場合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。

(10) 記者会見資料の様式

第 回 記 者 会 見 資 料

災害の概況	災害名称				記者会見日時	年	月	日 ()		
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		大規模半壊	棟	床上浸水	棟
							半壊	棟	床下浸水	棟
	特に発表する必要がある被害の状況									
応急対策の状況	<p>応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の活動状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 									
今後の対策活動方針	<p>1 重視する対策活動</p> <p>2 処置事項</p>									

18-3 県への報告等

(1) 市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>〇〇県〇〇課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい いいえ

①市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的に行っているか

はい いいえ

③災害応急対策業務等 (例: 避難所運営、物資供給) (以下「業務等」とい
う) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行っているか (プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

はい いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

はい いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような
損壊が生じているか

はい いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として
発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

(2) 火災等即報 第1号様式 (火災)

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出火場所				
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所			出火原因	
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由		
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²	
焼損程度	焼損棟数 全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯		気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 消防団 その他 (消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人	
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(3) 火災等即報 第2号様式 (特定の事故)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	発見日時	月 日 時 分		
	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	人 (人)
			重症	人 (人)
			中等症	人 (人)
			軽症	人 (人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		事 業 所	自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
			消 防 本 部 (署)	台 人
			消 防 団	台 人
			消 防 防 災 ヘリコプター	機 人
			海 上 保 安 庁	人
	自 衛 隊	人		
	そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(4) 火災等即報 第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(5) 火災等即報 第4号様式 (その1) (災害概況即報)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)						(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(7) 火災等即報 第4号様式 (その2) (被害状況即報)

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県	災害名	報告番号	報告者名	年月日時現在	区		区分		被害	被害	区分	被害	都道府県	市町村	119番通報件数						
					田	畑	流失・埋没	冠水								流失・埋没	冠水	教施設	院路	橋りょう	河川
	災害名																				
	報告番号																				
	報告者名																				
	区																				
	死者																				
	行方不明者																				
	重傷者																				
	軽傷者																				
	全壊																				
	半壊																				
	一部破損																				
	床上浸水																				
	床下浸水																				
	公共建物																				
	その他の																				

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

※被害の分類判定基準

被害区分		判定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

被害区分		判定基準等
その他	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	がけ崩れ	自然崖及び宅地造成に伴う人造崖の崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。 ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50m ³ を超えられるものは報告するものとする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火災発生	火災発生件数については地震又は火山の噴火の場合のみ報告する。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾漁港、下水道及び公園とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

被害区分		判定基準等
その他	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

18-4 調査票及びり災証明書等様式

(1) り災証明交付申請書

り災証明交付申請書

受付番号

年 月 日

(あて先)筑西市長

申請者 住所

氏名

印

電話

証明を必要とする者

住所

氏名

(申請者との関係)

下記のとおり、り災証明の交付を申請します。

記

り災年月日	年 月 日				
り災場所	筑西市				
り災原因	1. 風水害 2. 震災害 3. 震火災 4. その他()				
り災住家等形態	戸建住宅・共同住宅・寮・店舗併用住宅 店舗(店舗名)・その他				
り災者と り災物件との関係	1. 居住者であり所有者(同居家族の所有・共有を含む) 2. 所有者 4. 管理者 3. 居住者(借家人等) 5. 使用者				
り災状況	全壊・大規模半壊・半壊 一部破損 ()				
り災世帯	氏名	続柄	年齢	備考	人的被害
証明書の提出先・ 理由	提出先	理由			枚数
備考	必要に応じて現況写真、見積書等を添付すること。				

事務処理欄

現地調査の有無	(未・済)	現地調査日	年 月 日
(その他)			受付印

(2) 被災世帯(事業所)調査票

受付番号

被災世帯調査票

被災世帯(事業所)住所		筑西市					
世帯主・事業所名		世帯主氏名					
		事業者名			代表者名		
罹災場所		筑西市					
被害の原因・被災年月日		1. 風水害 2. 震災害 3. 震火災 4. その他()				年 月 日	
建物用途		1. 住家のみ 2. 事業所のみ 3. 住家・事務所併用					
被害状況	住家	形態	1. 住宅一戸建 2. 共同住宅 3. 併用住宅	程度	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 半壊 4. その他・一部損壊		
	非住家	形態	1. 事務所 2. 店舗 3. 工場 4. 倉庫 5. その他	程度	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 半壊 4. その他・一部損壊		
被害状況特記事項							
住民票の有無		有・無	世帯構成員	男 人 女 人	左のうち	小学生 人 中学生 人	
世帯構成		・単身世帯		・普通世帯		・複数世帯(世帯)	
世帯人員	氏名		続柄	年齢	備考		人的被害
物資の 給与	種別	見舞金	特別見舞金	生活必需品		学用品	
	月日						
	額等						
証明書 発行	未・済(郵送・来庁)						
調査日	年 月 日	調査員		立会人			

(3) リ災証明書

第 号 年 月 日				
リ災証明書				
世帯主住所		筑西市		
氏 名		世帯人員 名		
リ 災 状 況	災害の原因	1. 風水害 2. 震災害 3. 震火災 4. その他()		
	リ災年月日時刻	年 月 日 午前・午後 時 分 頃		
	リ災場所	筑西市		
	リ災程度	1. 建 物 ()	(1)全 壊 (4)その他・一部損壊 (2)大規模半壊 () (3)半 壊	
世 帯 人 員	氏 名	続 柄	年 齢	備 考
摘 要	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。			
上記のとおり、リ災したことを証明する。 年 月 日 筑西市長 (印)				

(4) リ災証明書発行済者名簿記録

リ災証明書発行済者名簿記録

受付番号	証明書発行日	氏名・名称	対象者住所	地区	被害該当場所	発行方法	処理内容	処理状況
1	月 日							
2	月 日							
3	月 日							
4	月 日							
5	月 日							
6	月 日							
7	月 日							
8	月 日							
9	月 日							
10	月 日							
11	月 日							
12	月 日							
13	月 日							
14	月 日							
15	月 日							
16	月 日							
17	月 日							
18	月 日							
19	月 日							
20	月 日							

(5) 被災届出受理証

被災届出受理証		
住 所		
氏 名		
被災状況	災害の原因	
	被災場所	
	被災物件	
特記事項		

被災程度	被災内容	
	その他	
備考		

上記のとおり、被災の状況を受理したことを証明する。

茨城県筑西市長

18-5 自衛隊への災害派遣要請に関する様式

(1) 災害派遣要請依頼

自衛隊への災害派遣要請に関する様式

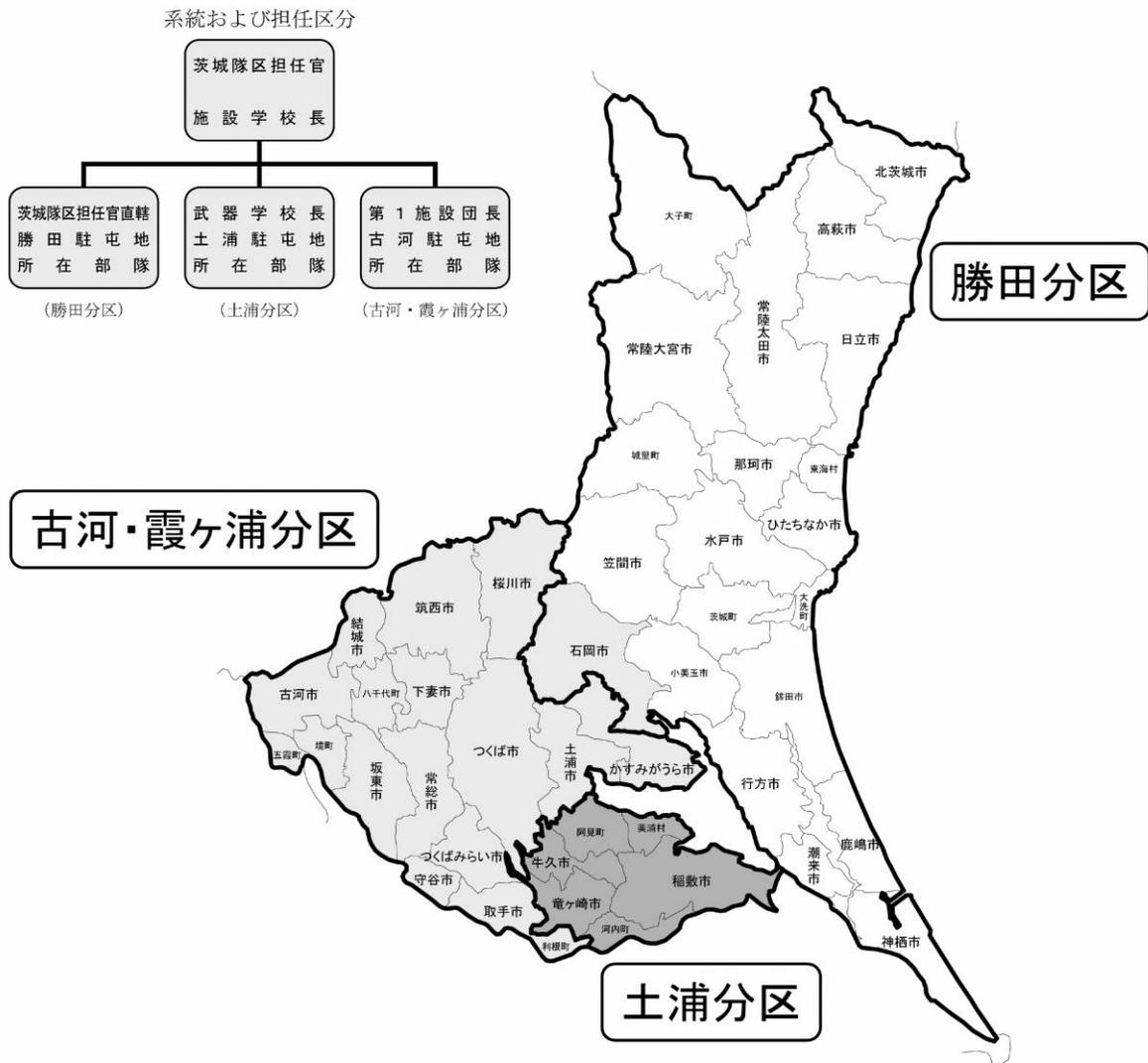
					文 書 番 号
					年 月 日
茨 城 県 知 事	殿				
				筑西市災害対策本部長	
				筑西市長	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）					
うえのことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊派遣を、下記のとおり依頼します。					
記					
1 災害の状況及び派遣要請の理由					
(1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他（ ）					
(2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分					
(3) 場 所					
(4) 被害状況					
(5) 要請する理由					
2 派遣を希望する期間					
自 年 月 日 時 分					
至 年 月 日 時 分					
3 派遣を希望する区域及び活動内容					
(1) 派遣希望区域 茨城県筑西市					
(2) 活動内容					
4 その他参考事項					
(1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況					
(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況					
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法					
(4) 気象の概況					

(2) 災害派遣部隊撤収依頼

自衛隊への災害派遣部隊撤収依頼に関する様式

	文 書 番 号 年 月 日
茨 城 県 知 事 殿	
	筑西市災害対策本部長 筑西市長 印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	
年 月 日付	号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記の
とおり	部隊の撤収要請を依頼します。
記	
1 撤収要請理由	
2 撤収期日	年 月 日 時 分
3 その他必要事項	

(3) 災害派遣担任区域図



18-6 緊急通行車両確認のための様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知事	印
		茨城県公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備 考			

備考 用紙は日本工業規格 A5 とする

18-7 応急医療救護に関する様式

(1) 医療救護班診療記録

市町村名：筑西市 NO. /

救護所名	地区	医師 氏名	班長	
			班員	
		担当職員名		

年月日	住所	患者氏名	性別	年齢	傷病名	程度	措置概要	備考
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
小計・合計	人					・		

- 注1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
 2 程度は、重症：入院1か月以上を要する。中症：入院治療を要する。軽症：入院治療を要しない。
 3 措置概要は、特に他病院等への「転送」の有無について、記載もれのないよう注意すること。

医療救護班診療記録

市町村名：筑西市 NO. /

救護所名	地区	医師 氏名	班 長	
			班 員	
		担当職員名		部 (課)

医薬品衛生器材料品名	単位	単価	摘 要	受	払	残	備 考
小計・合計							

- 注 1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。
 2 摘要欄は、受入れ先及び払出先を記入する。
 3 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入する。
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(2) 医療救護班医療衛生材料使用簿

市町村名：筑西市 NO. _____ / _____

救護所名	地区	医師	班 長				
		氏名	班 員				
	担当職員名			部 (課)			

医薬品衛生器材料品名	単位	単価	摘 要	受	払	残	備 考
小計・合計							

- 注 1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。
- 2 摘要欄は、受入れ先及び払出先を記入する。
- 3 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入する。
- 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(3) 医療救護班の編成及び活動記録(集計報告)

市町村名:筑西市 NO. _____ / _____

期間	救護所名	診療患者数	死体検案数	班の編成	地区	
					班長職氏名	備考
小計 合計						

- 注1 地区ごとに策定する。
- 2 診療患者数は、延人員数を記入する。
- 3 班の編成欄は、職種ごとの人員を記入する。
- 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

18-8 避難所運営のための様式

(1) 避難者名簿 (避難所入所記録簿 市民用)

避難所入所記録簿

(市民用)

避難所名				担当職員名			
番号	入所年月日	氏名 生年月日	現住所	男女別	世帯主との続柄	摘要	退所年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

(2) 避難者名簿（避難所入所記録簿 市民以外用）

避難所入所記録簿

(市民以外用)

避難所名				担当職員名			
番号	入所年月日	氏名 生年月日	本籍地 現住所	男女 別	職業 及び 勤務先	摘要	退所 年月日
1						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
2						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
3						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
4						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
5						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
6						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
7						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
8						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
9						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
10						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	

(3) 避難所収容状況調

避難所収容状況調

(/)

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

月日	避難室名	避難者収容状況								救援・救護実施状況								備考		
		世帯数	男				女				給食支給状況		救助物資支給				物資貸与状況		要配慮者人員	
			～1(才)	2～64(才)	65～(才)	計	～1(才)	2～64(才)	65～(才)	計	ミルク	給食数	品名	数量	世帯数	人員	品名			数量
月日	8時																			
	12時																			
	18時																			
月日	8時																			
	12時																			
	18時																			
月日	8時																			
	12時																			
	18時																			
月日	8時																			
	12時																			
	18時																			

- (注) 1 避難室ごとに記入する。
 2 物資の支給等は1日分をとりまとめて、室ごとに記入する。
 3 要医療人員は、内書とする。
 4 備考欄には、障害者等要配慮者対策の要否、貸与物資の返還、消毒の実施等参考とすべき事項を記入する。

(4) 物品の受け払い簿の様式

物品受け払い簿

NO. _____ / _____

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

品名		単位呼称	
----	--	------	--

受取日	摘要欄	受入れ数	払出数	現在残	扱者	備考欄

- (注) 1 品目ごとに作成する。
- 2 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
- 3 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

(5) 避難所日誌の様式

避難所日誌

NO. _____ / _____

避難所名				担当職員名	
記録日	事 項	措置の概要		扱 者	

18-9 義援金領収書の様式

義 援 金 領 収 書

NO. _____

_____ 殿

金額 円 _____

以上のとおり受領いたしました。

年 月 日

筑西市災害対策本部長
筑西市長

印

18-10 捜索受付から火葬・埋葬までの各様式

(1) 行方不明者等受付簿

種別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のない死体 4 その他					受付番号	
氏名		性別		年齢	歳位	受付者氏名	
本籍							届出人 (氏名) (住所) (電話)
現住所							
死体の現場							
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							
種別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のない死体 4 その他					受付番号	
氏名		性別		年齢	歳位	受付者氏名	
本籍							届出人 (氏名) (住所) (電話)
現住所							
死体の現場							
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							

(2) 災害死体調書

		番号						
搜索收容者	搜索收容班 第 班	代表者 氏 名				所 属		
死体の種別	1 身元不明の死体 2 死体引受人のない死体 3 その他							
死体発見日時	年 月 日 時 分							
死体発見場所								
死 体 の 身 元	本 籍							
	現住所							
	氏 名	身元不明 者の符号		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳 位	
	識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)							
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現住所	(電話)						
	氏 名	(死者との続柄)						
	死体の 引き取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺骨の 引き取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
見分日 (検視) 時	月 日 時 分	見分者 (検視)						
検案日時	月 日 時 分	検案医師						
火葬許可証 交 付 日	年 月 日	死体発見現場の概略図						
火 葬 日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備考)								

※ 写真は裏面にはりつけてください。

(3) 氏名札

筑西市災害死体

第 号

氏 名

(4) 災害死体送付票

(送付番号)

災 害 死 体 送 付 票

筑西市災害死体第 号

(氏名) を送付する。

年 月 日

筑西市長

印

宛

(5) 災害死体処理票

市町村名：筑西市

災 害 死 体 番 号		
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死 亡 年 月 日	
	死 亡 原 因	
	死体発見の日時・場所	
引 き 取 り 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 き 取 り 年 月 日	
遺 留 品	処 理 番 号	
	保 管 場 所	
備 考 (身元不明死体の場合は、死体の特徴等を詳細に記入する)		
死体収容所		

※ 身元不明死体の場合は、備考欄にその旨記入し、死体の特徴その他参考となる事項を詳しく記入のこと。

(6) 遺留品処理票

市町村名：筑西市

遺留品処理番号		
遺留品		
引き取り人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引き取り年月日	
死亡者	死 体 番 号	
	氏 名	
	住 所	
遺留品保管場所		

(8) 災害死体処理台帳

市町村名：筑西市

処理 年月日	死体 発見の 日時及 び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗淨等の処置費			死 体 一時 保存の	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死亡者 との 関係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計	—	人	—	—	—						

18-11 水防計画に係る各様式

(1) 下館河川事務所報告

あて先		受信の確認	要、否
洪水名 — 情報種別 — 発信機関 — 連絡番号			

発信	年月日時分	発信者		通信手段	F A X
受信	年月日時分	受信者			マイクロ
					公社線

下館河川事務所
出張所

様式-1の1

河川巡視・出動状況定時報告（水防管理団体からの情報）

月 日 現在

水防管理団体名				
報 告 内 容	1. 出動状況 ①出動の有無：(有、無) ②出動時刻 ()日()時()分 ③出動総人数：()人			
	2. 巡視状況 ①巡視の有無：(有、無) ②巡視開始時刻 ()日()時()分 ③()川(左、右)岸 ()地先を (巡視中、巡視した) ④巡視終了時刻 ()日()時()分	2. 巡視状況 ①巡視の有無：(有、無) ②巡視開始時刻 ()日()時()分 ③()川(左、右)岸 ()地先を (巡視中、巡視した) ④巡視終了時刻 ()日()時()分	2. 巡視状況 ①巡視の有無：(有、無) ②巡視開始時刻 ()日()時()分 ③()川(左、右)岸 ()地先を (巡視中、巡視した) ④巡視終了時刻 ()日()時()分	2. 巡視状況 ①巡視の有無：(有、無) ②巡視開始時刻 ()日()時()分 ③()川(左、右)岸 ()地先を (巡視中、巡視した) ④巡視終了時刻 ()日()時()分
	3. 報告完了時刻 ()日()時()分			
	4. 報告者名：() 受報者名：()			

あて先		受信の確認	要、否
洪水名 ——— 情報種別 ——— 発信機関 ——— 連絡番号			
—————			

発信	年月日時分	発信者		通信手段	F A X
受信	年月日時分	受信者			マイクロ
					公社線

様式-1の2 (河川施設災害・水防活動・一般被害・避難) 状況 (水防管理団体からの情報) 月 日 現在

水防管理団体名							
河川施設災害状況	位置	() 川 (左、右) 岸 () km (上、下) () m () 地先 はっきりしない場合 目標物 () から (上、下) 流へ約 () m		一般被害状況	一般被害の有無等	有、無、不明、調査中「 」	
		種別	堤防、高水敷、() 水門・樋管、()			() 市町村 () 日 () () 分発表	
	現象		亀裂、漏水、法崩れ、越水、破堤、洗掘、破損、()		流出家屋	戸	死者
		災害規模	①延長 () m、②幅 () m、③箇所数 () か所 ④漏水量 (多、少)、⑤越水深 () m、⑥調査中「 」 ⑦ ()		床上浸水	戸	行方不明
			床下浸水	戸	負傷者	人	
			田畑浸水	ha			
					避難の有無等	有、無、不明、調査中「 」	
				()	() 市町村 () 日 () 時 () 分 避難命令発令		
				()	地区の住民約 () 名 () 場所へ避難		
				()	地区の住民約 () 名が () 場所に孤立状態である		
				()	が救助中		
水防活動状況	作業状況	作業実施開始、作業実施中、作業完了、調査中「 」		避難状況			
	開始日時	() 日 () 時 () 分					
	完了日時	() 日 () 時 () 分					
	水防工法	流し、むしろ張り、シート張り、土のう積、月の輪、 五徳縫い、折返し、釜段工 その他 ()					
	施工規模						
	作業	水防団 消防団 国土交通省 協力業者					
	人員	() 人 () 人 () 人 () 人					
応援の有無				報告完了時告	() 日 () 時 () 分		
				報告者名	()	受報者名 ()	

(2) 水防てん末報告書

水防てん末報告書

(作成責任者)

印

水防管理団体名					指定、非指定別													
水防実施時の台風又は雨名					報告年月日					年 月 日								
水防実施箇所					日時													
					所要経費	管理団体分			県支出分			合計						
人件費			円			円			円									
物件費																		
合計																		
出勤人員数 水防作業の概況及び工法	水防団員	消防団員	その他	計	水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄	道	人	その他				
	工法					m	a	a	戸	m	m	人						
							被害	m	a	a	戸	m	m	人				
他団体よりの応援の状況																		
居住者出勤状況																		
警察の援助状況																		
現場指導員氏名																		
水防関係者の氏名																		
立ち退きの状況およびそれを指示した理由																		
水防功労者の氏名と年齢、所属及びその功績概要																		
堤防その他の異常有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損害状況																		
水防活動に対する自己批判																		
備考																		

- 注 1 各水防管理団体及び現地指導班で水防を行った箇所ごとに作成する。
- 2 各水防管理団体は所轄現地指導班に箇所ごとの報告書に集計表をつけて2部提出すること。
- 3 集計表は本様式を利用し水防実施箇所は箇所数のみ記入する。
- 4 所轄土木事務所長経由知事へ提出すること。

(3) 水防備蓄資器材の現況報告

(土木事務所長経由)

第 年 月 日 号

茨城県知事殿

土木事務所長又は水防管理職氏名 ㊟

水防備蓄資器材の現況報告について

茨城県水防計画第6章第1節第3項に基づき 年 月 日、標記水防備蓄資器材の現況を調査した結果下記のとおり確認したので報告いたします。

記

水防倉庫名	所在地名					〇級河川〇〇川〇岸〇〇市〇〇字〇				
	品名	単位	数量	見積金額	程度	品名	単位	数量	見積金額	程度
水防備蓄資器材の										
現況										
						小計 B				
	小計 A					合計 A+B				

- 注 1 県管理倉庫分は所轄土木事務所長が報告書を提出すること。
 2 程度は甲（十分使用に耐えるもの）、乙（更新を要するもの）に区分のこと。
 3 水防管理者は土木事務所用として写1部を添付提出のこと。
 4 土木事務所長は県管理分及び管内各管理団体分を一括して3月1日までに河川課長へ提出のこと。
 5 位置図（5万分の1）を付すること。
 6 程度乙の「更新を要するもの」については、更新のため新規購入の見積金額を見積金額の欄に記入すること。従って程度甲の場合は見積金額の記入は要しない。

筑西市地域防災計画

編集発行 筑西市防災会議
事務局 筑西市市民環境部消防防災課
TEL 0296-24-2111 (代表) 内線 4711、4712
0296-24-2132 (直通)
FAX 0296-22-5790
作成 平成20年12月
修正 令和3年3月発行
